

苫小牧市一般廃棄物処理基本計画

令和 7 年 3 月

苫小牧市一般廃棄物処理基本計画 目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 ごみ処理基本計画の目的と位置づけ	1
第2節 施設の有効活用及び広域的な取組の推進	3
1. 施設の有効活用	3
2. 広域的な取組	3
第3節 計画対象地域	3
第4節 計画期間	3
第5節 計画の位置づけ	4
第2章 地域の概況	5
第1節 自然的特性	5
1. 位置・地勢	5
2. 気象	6
3. 交通網	6
第2節 社会的特性	7
1. 人口動態及び世帯数	7
2. 高齢化率	8
3. 産業別就業者数	9
4. 農業	9
5. 工業	10
6. 商業	10
7. 事業所数	11
8. 観光客数	12
9. 物流	12
10. 土地利用	13
第3節 生活的特性	14
1. 上水道	14
2. 下水道	14
3. 交通	15
第4節 環境特性	16
1. 大気質	16
2. 水質	16
3. 騒音	17
第5節 経済特性	18
1. 清掃関係事業費	18
2. 清掃関係事業費が一般会計歳出額に占める割合	19

第3章 ごみ処理の現状及び課題	20
第1節 ごみ処理の現状	20
1. 用語の定義	20
2. ごみ処理体系	22
3. ごみ排出量の推移	23
4. 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移	25
5. 資源化量及びリサイクル率の推移	26
6. ごみの組成分析	27
7. ごみ減量及び資源化の状況	31
8. 収集運搬の現状	36
9. 中間処理の現状	38
10. 最終処分の現状	40
11. ごみ処理経費の推移	41
12. 広域ごみの処理状況	42
13. 不法投棄・不適正排出	43
第2節 現計画の施策実施状況	44
1. 施策の実施状況	44
2. 目標値の達成状況	49
第3節 ごみ処理の課題	50
1. 排出抑制・再資源化に関する課題	50
2. 収集・運搬に関する課題	52
3. 中間処理に関する課題	52
4. 最終処分に関する課題	52
第4章 ごみ処理行政の動向等	53
1. 循環型社会形成推進のための国の施策体系	53
2. 北海道・苫小牧市の計画	59
第5章 人口及びごみ排出量の推計	65
第1節 行政区域内人口の推計	65
第2節 新たな減量・資源化施策を実施しない場合の将来ごみ量	65
第6章 ごみ処理基本計画	66
第1節 基本方針	66
第2節 基本目標	67
1. ごみ減量・資源化目標の設定	67
2. 減量・資源化施策を実施した場合の将来ごみ量	69
3. 減量・資源化施策を実施した場合の計画処理量	70
第3節 施策の体系	71
1. 【基本方針1】4Rの推進	72
2. 【基本方針2】安定的かつ持続可能なごみ処理	78

第4節 排出抑制・再資源化の取組	80
1. 市の役割	80
2. 市民の役割	81
3. 事業者の役割	82
第5節 収集・運搬計画	84
1. 家庭ごみ	84
2. 事業系ごみ	84
3. 特別管理一般廃棄物	84
4. 在宅医療廃棄物	85
5. 本市が受け入れないごみ	86
第6節 中間処理計画	87
第7節 最終処分計画	87
第7章 生活排水処理基本計画	88
第1節 生活排水処理の現状	88
1. 生活排水の処理主体及び処理体系	88
2. 生活排水の処理状況	89
第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の状況	92
1. 収集運搬の方法	92
2. し尿・浄化槽汚泥の排出量実績	93
3. 収集運搬及び処理経費の現状	94
第3節 し尿・浄化槽汚泥の計画処理量	95
1. 処理形態別人口	95
2. し尿・浄化槽汚泥等の計画処理量	96
第4節 生活排水処理に関する課題	97
1. 生活排水処理率	97
2. 生活排水の適正処理への働きかけ	97
3. 浄化槽の適正な維持管理の継続	97
第5節 生活排水処理基本計画	98
1. 基本方針	98
2. 基本目標	98
3. 処理主体	98
4. 処理形態別人口	99
5. し尿・浄化槽汚泥等の計画処理量	100
6. 生活排水処理に関する施策	101
7. し尿・浄化槽汚泥の処理計画	101

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 ごみ処理基本計画の目的と位置づけ

苫小牧市（以下、「本市」という。）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」を平成 22 年 3 月に策定しました（以下、平成 22 年 3 月策定の計画を「現計画」という。）。現計画においては、計画期間を平成 22 年度から令和 6 年度の 15 年間とし、基本理念として「0 5 3（ゼロごみ）のまち とまこまい」を掲げ、① 4 R の推進によるごみ減量、② 市民との情報共有と環境教育の推進、③ 環境負荷の低減を目指す効率的なごみ処理事業の推進の 3 つの基本方針を定めました。本市では、これらの基本理念及び基本方針に基づき、ごみの発生・排出削減及びリサイクル、適正処理に向けた様々な取組を推進してきました。

この間、国では、令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック新法」という。）を施行し、容器包装プラスチック以外のプラスチック（以下、「製品プラスチック」という。）についても市町村が分別回収・資源化を行うように法整備しました。製品プラスチックの分別回収・資源化の実施については、市町村の裁量に任されていますが、廃棄物処理施設整備費の補助制度である「循環型社会形成推進交付金要綱」において、交付金の要件として「プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施」が追加されました。

令和 5 年 6 月には「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を変更し、2050 年カーボンニュートラルに向けた廃棄物分野における脱炭素化の推進に関する方針を示しました。

令和 6 年 8 月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、5 つの柱（重点分野）の 1 つに「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」を掲げ、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな目標を設定しました。

また、北海道では、令和 2 年 3 月に「北海道循環型社会形成推進基本計画(第 2 次)」及び「北海道廃棄物処理計画（第 5 次）」を改定し、循環型社会の形成に関する施策の基本的方針や数値目標を定めています。

今後のごみ処理行政を推進する上では、これらの社会情勢の変化に対応した取組を進める必要があります。

新たな「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」（以下、令和 7 年度以降の計画を「本計画」という。）の策定に当たっては、上位計画である苫小牧市総合計画の内容を踏まえるとともに、本市におけるごみ処理・生活排水処理の課題や国の新たな方向性にも配慮し、循環型社会の構築を目指し、本市が今後進める基本方針や数値目標、施策を定めるものとします。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。



主に一般廃棄物（ごみと生活排水）と関係するのは、以下の7つのゴールで、食品ロスや海洋プラスチックごみ問題、ごみの処理（収集運搬や焼却、埋立）による温室効果ガスの発生抑制、4R（「リフューズ（ごみになるものを買わない）」「リデュース（ごみの発生抑制）」「リユース（再使用）」「リサイクル（再資源化）」）の推進等の対策が必要とされています。

ゴール	関連する一般廃棄物での主な対策
 2 飢餓をゼロに	食品ロスの削減
 6 安全な水とトイレを世界中に	汚水処理人口・普及率の向上 生活排水の適正な処理
 11 住み続けられるまちづくりを	ごみの適正な処理・処分 生活排水の適正な処理
 12 つくる責任 つかう責任	食品ロスの削減 4Rの推進
 13 気候変動に具体的な対策を	ごみ処理のために発生する温室効果ガスの削減
 14 海の豊かさを守ろう	海洋プラスチックごみの削減 生活排水の適正な処理
 15 陸の豊かさを守ろう	紙類のリサイクル（森林伐採の削減）

第2節 施設の有効活用及び広域的な取組の推進

1. 施設の有効活用

本市では、沼ノ端クリーンセンターで、燃やせるごみの焼却処理と燃やせないごみ及び大型ごみの破碎選別処理を行っています。また、焼却灰の埋立処理は沼ノ端埋立処分場で、不燃残渣の埋立処理は柏原埋立処分場で行っています。資源物の中間処理については、平成29年度から民間事業者に業務委託しています。

なお、沼ノ端クリーンセンターは平成11年3月に竣工し、経年劣化が進行していたことから、平成27年度から平成29年度の3か年で基幹的設備改良工事を実施し、15年間の計画で施設の長寿命化を図りました。今後は、令和14年度までに再度の基幹的設備改良工事を行い、令和29年度まで処理を行う計画です。

2. 広域的な取組

本市東側に隣接する旧早来町・厚真町・旧迫分町の三町は、従来から一部事務組合を構成し、ごみ処理を実施していましたが、ダイオキシン等の国の環境基準が強化されたことに伴い、3町からの要請を受け、平成13年7月から本市施設での東胆振三町の広域処理を開始しました。

なお、旧早来町と旧迫分町は市町村合併し、現在は安平町となっています。

「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画（令和4年7月）」では、苫小牧市と安平町、厚真町は東胆振ブロックとして、現行の処理体制を継続することを基本としています。

第3節 計画対象地域

本計画を構成する各種計画の対象地域は本市全域となります。

また、広域処理協定により安平町、厚真町の廃棄物は、本市の中間処理施設、最終処分場に搬入しているため、「中間処理計画」及び「最終処分計画」には、安平町及び厚真町を含むものとします。

第4節 計画期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和21年度までの15年間とし、令和7年度から令和11年度までを前期、令和12年度から令和16年度までを中期、令和17年度から令和21年度までを後期とし、基本的に5年ごとに見直すこととします。また、計画策定の前提となる諸条件に変更等が生じた場合にも随時、見直しを行うものとします。



第5節 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。

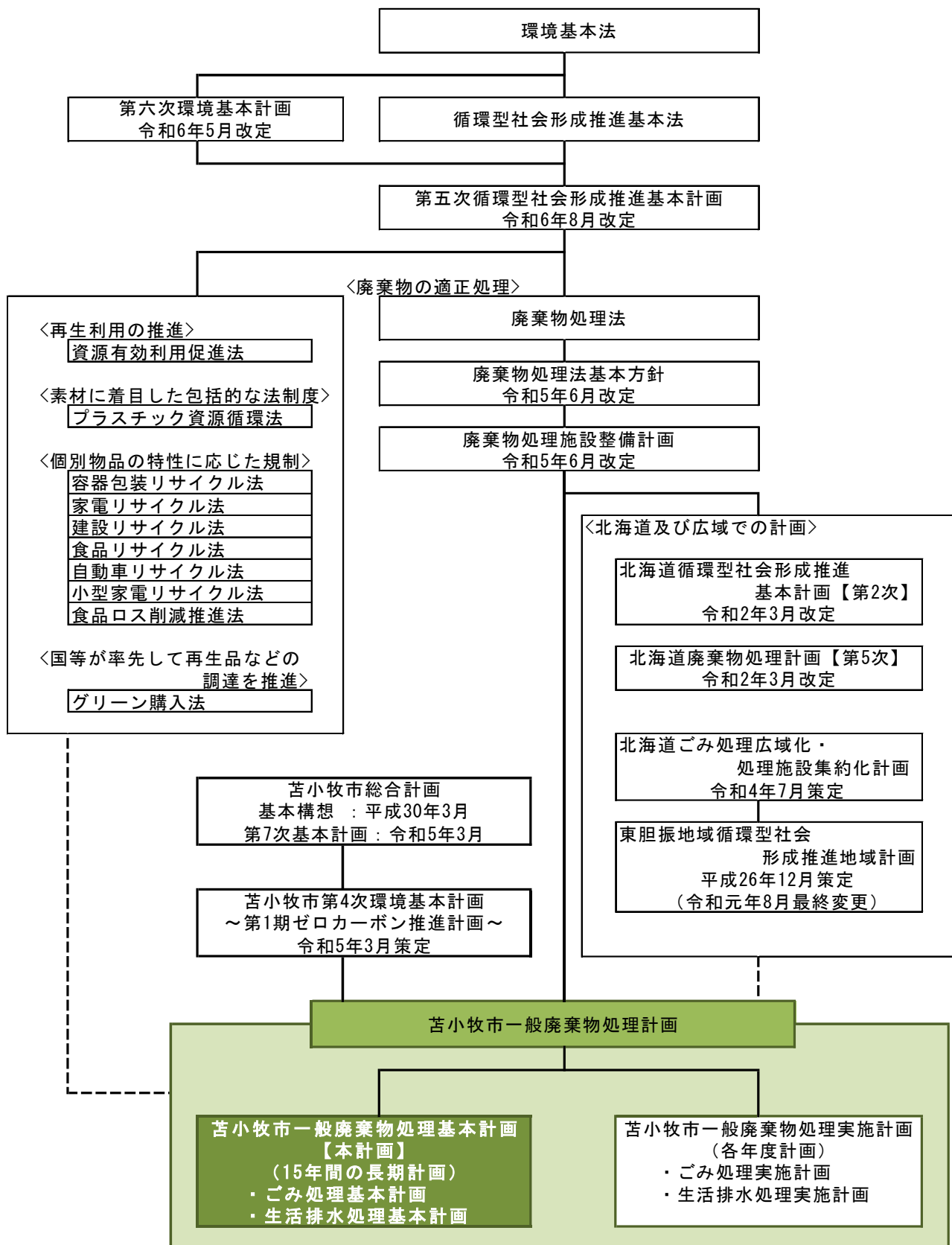


図 1-1 本計画の位置づけ

第2章 地域の概況

第1節 自然的特性

1. 位置・地勢

本市は、北海道の中央南西部に位置し、東は厚真町及び安平町、西は白老町、北は千歳市と隣接しています。

太平洋に面している南部は国際拠点港湾である苫小牧港を有しています。

西部には活火山でありながら登山で人気の樽前山を有しており、広大な森林が広がる山麓部を含めた周辺一帯は支笏洞爺国立公園の区域となっています。

さらに東部には渡り鳥の中継地として国の鳥獣保護区やラムサール条約登録湿地にも指定されているウトナイ湖を含む勇払原野があり、希少な自然が残る場所となっています。

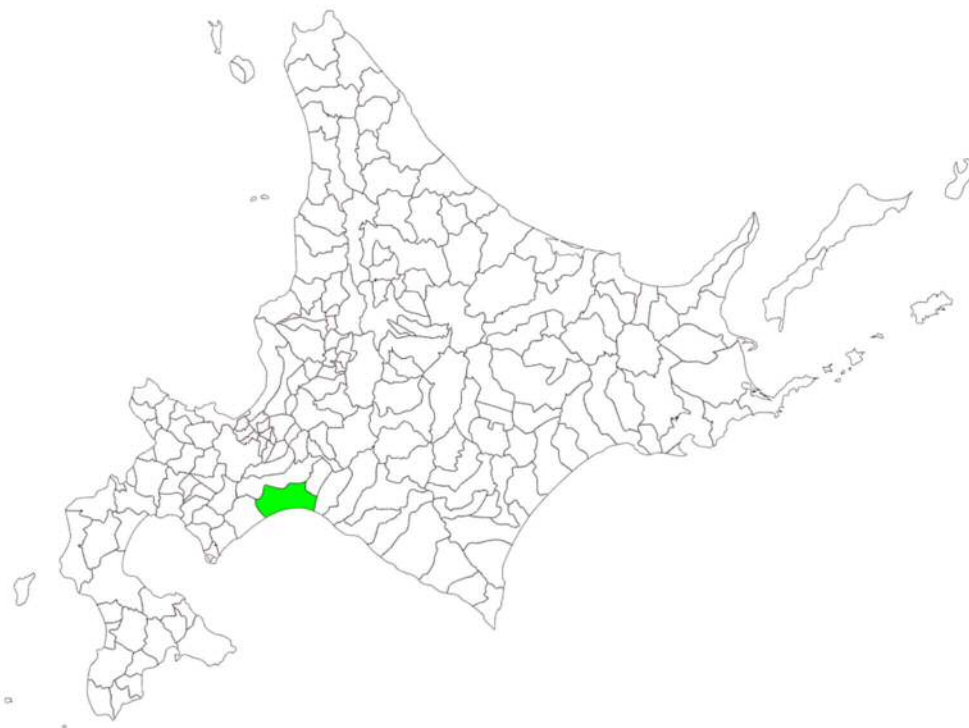


図 2-1 本市の位置図

また、本市は多くの河川や湖沼を有しています。中でも北部から東部にかけて流れる安平川水系の勇払川はウトナイ湖へ注ぎ、安平川と合流後、太平洋に注いでいます。

苫小牧川等親水河川が複数整備されており、パークゴルフ、キャンプ、生物観察が楽しめる場もあります。

2. 気象

本市の気候は、年間の平均気温が 9.5℃、年間の最高気温が 32.4℃、最低気温が−17.2℃であり、太平洋側気候、海洋性気候のため、北海道の中では夏は涼しく、冬は比較的暖かいまちです。また、年間の最深積雪が 49 cmであるため、降雪・積雪が比較的少ないのも特徴です。

表 2-1 気象概況（令和 5 年）

区分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
最高気温(℃)	9.1	8.8	15.2	19.2	23.0	26.5	29.7	32.4	28.8	24.0	20.5	11.2	32.4
最低気温(℃)	-17.2	-16.0	-7.3	-2.6	1.2	5.5	15.1	19.6	10.2	0.8	-6.0	-10.8	-17.2
平均気温(℃)	-5.1	-3.5	2.9	7.4	11.1	15.9	21.4	24.5	20.7	12.7	6.5	-1.1	9.5
降水量(mm)	17.5	32.0	73.5	105.5	61.5	152.0	90.0	128.5*	233.5*	74.0	120.5	33.5	1122.0
最深積雪(cm)	32	49	32	0	0	0	0	0	0	0	0	12	49

※出典：気象庁ホームページ 気象統計情報（観測地点：苫小牧）

※「*」がついている数値は統計の対象資料が許容範囲で欠けている準正常値

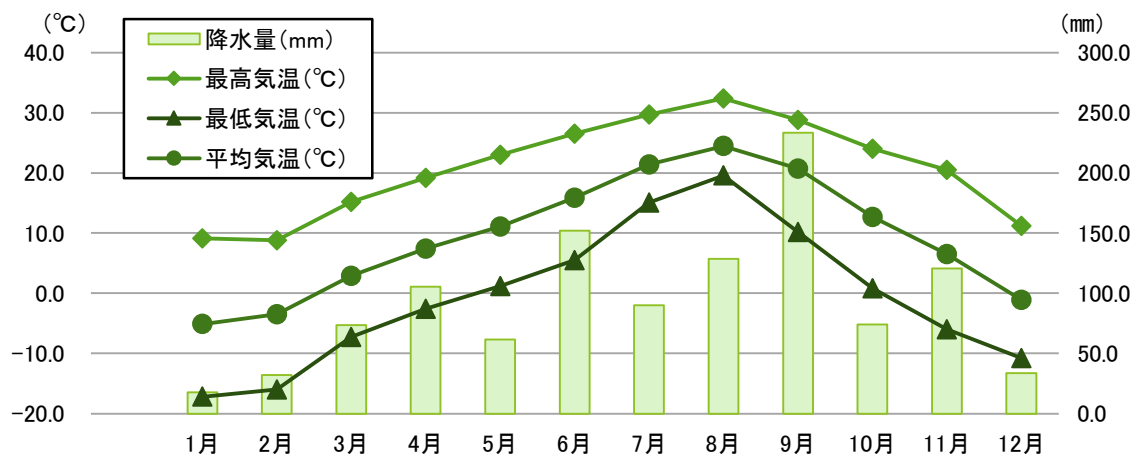


図 2-2 気温と降水量（令和 5 年）

3. 交通網

本市は、南部には札幌都市圏に最も近い太平洋岸の港であり国際拠点港湾である苫小牧港を、北東部には北海道で最大の空港である新千歳空港を有しています。この海・空の玄関のダブルポートを有すのみならず、鉄道、国道、高速自動車道等の交通アクセスにも恵まれた交通の要衝となっています。

第 2 節 社会的特性

1. 人口動態及び世帯数

本市の住民基本台帳による人口は減少傾向にあり、令和 5 年度は 166,095 人となっています。一方で世帯数は増加傾向で令和 5 年度は 91,065 世帯となっており、平成 26 年度に対して 5.2%増加しています。

1 世帯当たりの人口は令和 5 年度で 1.82 人／戸と減少傾向にあります。

表 2-2 人口と世帯数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口（人）	173,640	173,308	172,601	171,699	171,275	170,555	169,808	168,993	167,503	166,095
世帯数（戸）	86,571	87,022	87,419	87,793	88,733	89,602	90,198	90,643	90,846	91,065
1 世帯あたりの人口（人／戸）	2.01	1.99	1.97	1.96	1.93	1.90	1.88	1.86	1.84	1.82

※出典：苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課資料（各年度 3 月末時点）

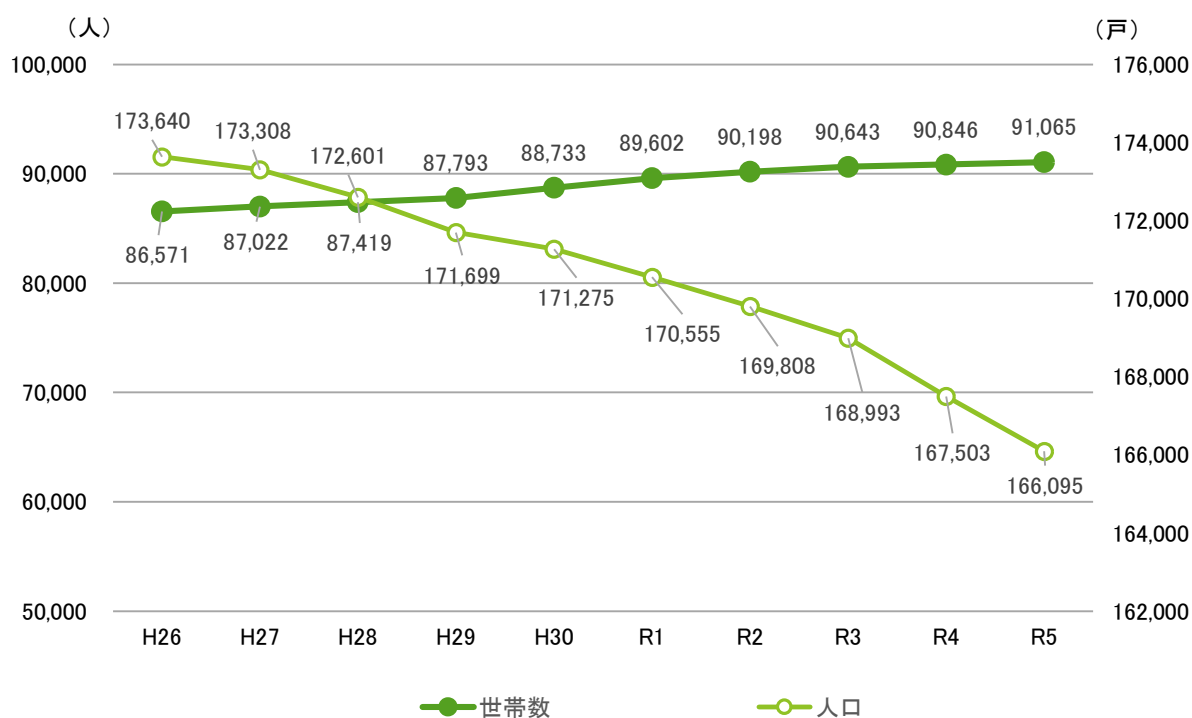
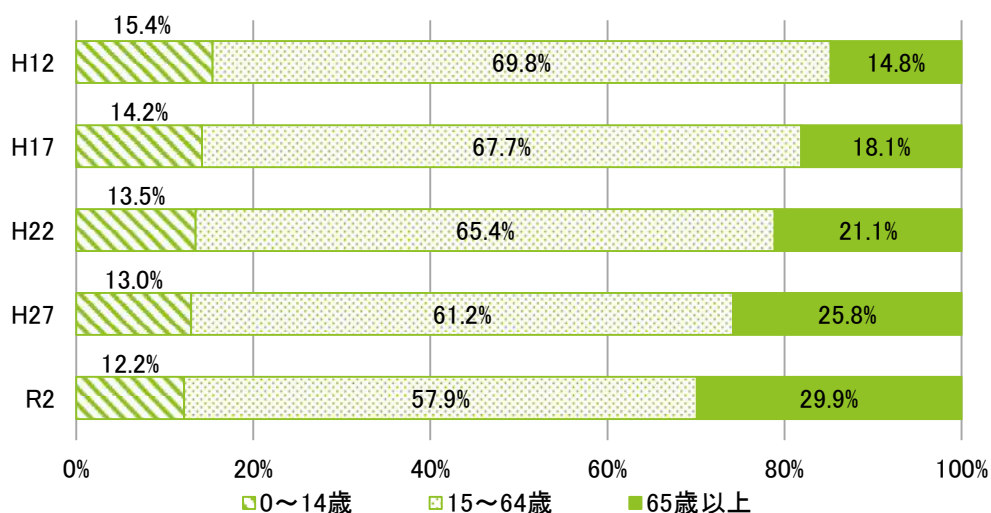


図 2-3 人口及び世帯数の推移

2. 高齢化率

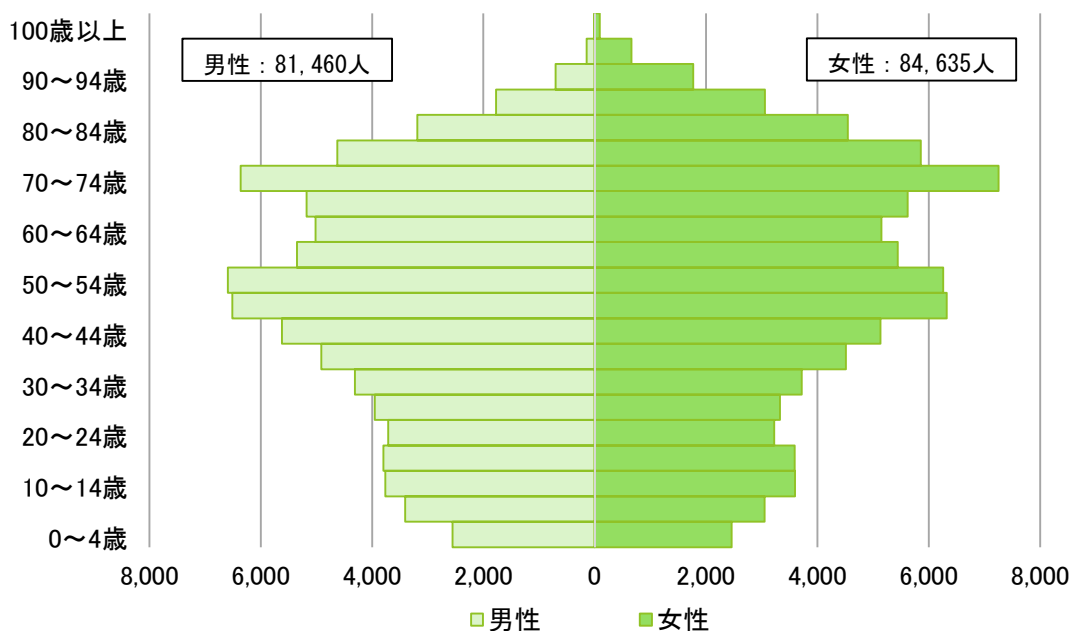
本市の国勢調査に基づく年齢階級別人口の推移においては、少子高齢化の傾向が顕著に現れており、平成 17 年に 65 歳以上人口が 0～14 歳人口を上回りました。令和 2 年度には、0～14 歳人口割合は 12.2%、15～64 歳人口割合は 57.9%、65 歳以上人口割合は 29.9%となっています。

また、令和 6 年 3 月末現在における男女別及び年齢別人口の分布において、男性は 50～54 歳の割合が最も多く、女性は 70～74 歳の割合が最も多くなっています。



※出典：苫小牧市統計書（令和 5 年版）

図 2-4 年齢階級別人口の割合



※令和 6 年 3 月末時点

※出典：苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課資料

図 2-5 男女別及び年齢別人口の分布

3. 産業別就業者数

本市の産業別就業者人口は、第3次産業への就業者が過半数を超えています。

令和2年度における各産業への就業者の割合は、第1次産業が1.9%、第2次産業が25.3%、第3次産業が69.0%となっています。

平成22年度、平成27年度及び令和2年度の産業別就業者数を比較すると、就業者の総数は減少しているものの、第1次産業～第3次産業いずれも微増し、就業者数割合も増加しています。

表 2-3 産業別就業者数

年度 単位	平成22年度		平成27年度		令和2年度	
	人	%	人	%	人	%
第1次産業	1,231	1.5	1,273	1.7	1,457	1.9
第2次産業	19,896	24.8	19,105	24.9	19,227	25.3
第3次産業	53,213	66.3	50,802	66.2	52,507	69.0
分類不能	5,865	7.3	5,613	7.3	2,855	3.8
合計	80,205	100.0	76,793	100.0	76,046	100.0

※出典：国勢調査（総務省統計局ホームページ 政府統計の総合窓口 e-Stat）

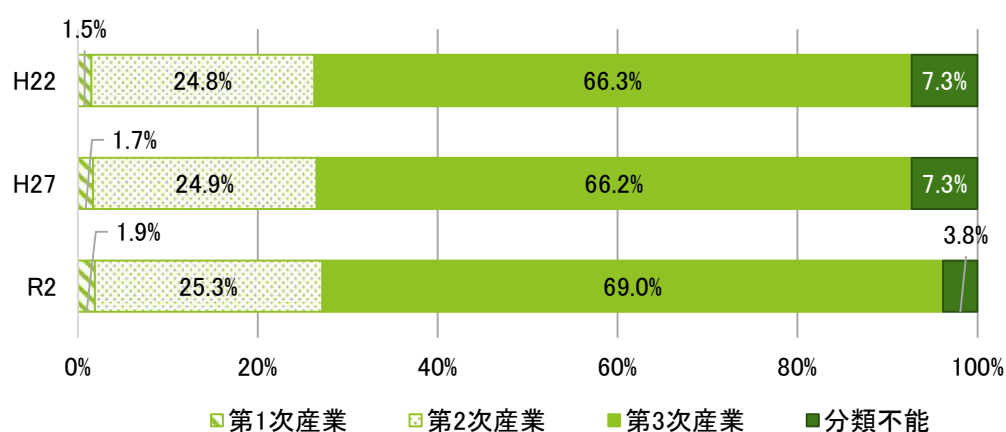


図 2-6 産業別就業者の割合

4. 農業

本市の令和2(2020)年の農家数は53戸で、その内訳は販売農家34戸、自給的農家19戸となっています。これを平成27(2015)年と比較すると、販売農家、自給的農家ともに減少しており、総農家数は15戸減少しています。

表 2-4 農家の状況

年次	農家数（戸）		
		販売農家	自給的農家
平成27年	68	47	21
令和2年	53	34	19

※出典：農林業センサス（2015年、2020年）

5. 工業

本市の工業統計は日本最大の工業専門地域である苫東地域（苫小牧東部地域）を含む東部、苫小牧港を有す臨海部、その他の3エリアに分けて行われています。

事業所数及び従業者数は、どのエリアもおおむね増加傾向にあります。

臨海部には従業者数の約半数が集中し、製造品出荷額等は市全体の約8割を占めています。

表 2-5 工業の状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
事業所数	188	190	193	192
臨海部	55	56	56	56
東部	22	22	22	24
その他	111	112	115	112
従業者数	10,951	11,024	11,806	11,702
(人)				
臨海部	5,332	5,366	5,715	5,877
東部	2,128	2,148	2,428	2,252
その他	3,491	3,510	3,663	3,573
製造品出荷額等	116,044,810	113,999,438	130,405,894	132,850,661
(万円)				
臨海部	90,003,372	88,396,643	105,299,219	108,537,651
東部	8,010,087	7,869,715	8,075,625	7,775,275
その他	18,031,351	17,733,080	17,031,050	16,537,735

※出典：苫小牧市統計書（令和5年版）

※従業員規模4名以上の製造業が対象

6. 商業

本市の事業所数、従業者数、年間商品販売額は卸売業、小売業ともに近年は減少傾向となっています。

構成比率は、事業所数と従業者数は卸売業が約30%で小売業が約70%、年間商品販売額は卸売業が約60%で小売業が約40%となっています。

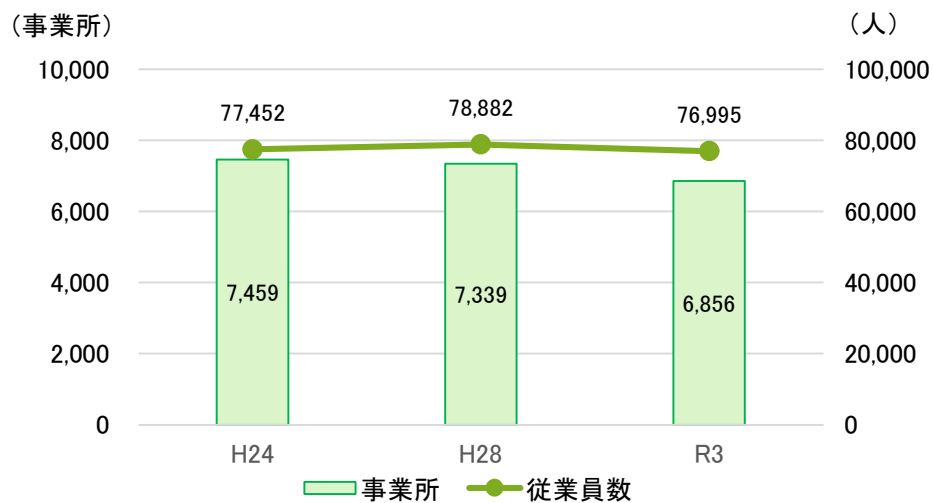
表 2-6 商業の状況

		平成 24 年	平成 28 年	令和 3 年
事業所数		1,727	1,738	1,605
	卸売業	487	501	487
	小売業	1,240	1,237	1,118
従業者数 (人)		14,491	15,461	15,068
	卸売業	3,570	4,091	4,153
	小売業	10,921	11,370	10,915
年間商品販売額 (百万円)		380,469	528,486	501,678
	卸売業	216,420	311,700	286,576
	小売業	164,049	216,786	215,102

※出典：経済センサス活動調査

7. 事業所数

本市の事業所数は、減少傾向を示しており、令和 3 年に 6,856 事業所となっています。一方で、従業員数については、増減を繰り返しており、令和 3 年には 76,995 人となっています。



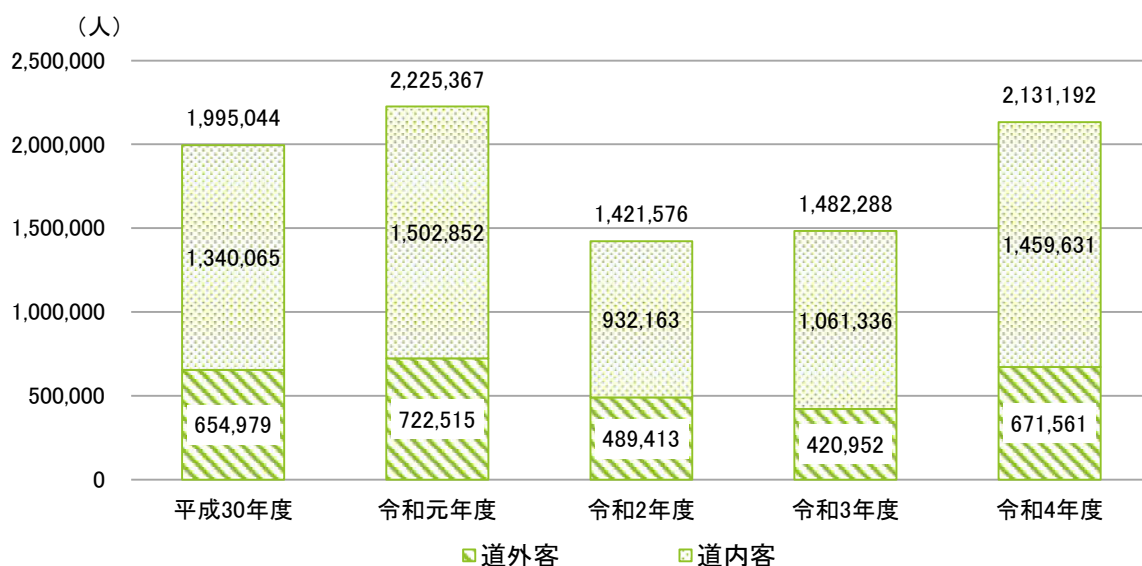
※出典：経済センサス活動調査（平成 24 年、平成 28 年、令和 3 年）

※事業所数及び従業員数ともに公務を含まない。

図 2-7 事業所数及び従業員数の推移

8. 観光客数

本市の観光客数は、令和元年度から令和2年度にかけてコロナ禍により激減したものの、年々回復しており、令和4年度はコロナ禍前の平成30年度よりも多い2,131,192人となっています。また、その内訳は、道外客が671,561人、道内客が1,459,631人となっています。



※出典：苫小牧市統計書（令和5年版）

図 2-8 観光客数の推移

9. 物流

北海道の道外との物流は、国際物流（北海道～海外）、国内物流（北海道～道外）ともに9割以上を海運が担っています。

苫小牧港は、道内に2港しかない国際拠点港湾の1港であり、令和4年度の取扱貨物量は全国3位、内貿取扱貨物量（国内の2地点間輸送取扱貨物量）は全国最多で、道内港湾の取扱貨物量の約半分を取り扱っています。

表 2-7 苫小牧港港湾貨物取扱量

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数(トン)	107,444,278	107,293,505	100,297,503	104,776,795	108,053,737
国貿易(トン)					
輸出	1,282,057	1,180,685	904,503	991,082	1,387,522
輸入	16,267,244	16,298,848	12,907,048	15,042,927	14,403,590
内国貿易(トン)					
移出	44,544,054	44,470,956	41,861,846	44,236,806	45,784,735
移入	45,350,923	45,343,016	44,624,106	44,505,980	46,477,890

※出典：苫小牧市統計書（令和5年版）

10. 土地利用

本市の土地利用状況は、その他が最も多く 51.5%を占めており、次に山林が 19.0%、原野が 9.8%、宅地が 9.6%と続いています。

表 2-8 地目別面積

	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
面積 (km ²)	0.00	7.41	53.85	0.00	1.39	106.58	6.16	55.30	41.75	289.22	561.65
割合 (%)	0.0	1.3	9.6	0.0	0.2	19.0	1.1	9.8	7.4	51.5	100.0

※出典：第 131 回（令和 6 年）北海道統計書

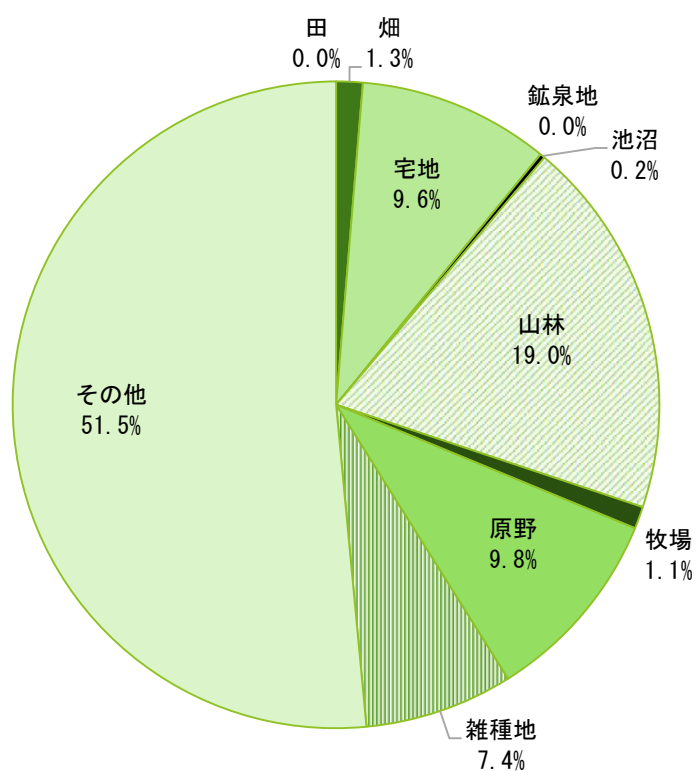


図 2-9 地目別面積

第3節 生活的特性

1. 上水道

本市の令和4年度の上水道普及率は99.96%となっており（出典：国土交通省「令和4年度 現在給水人口と水道普及率（R5/3/31 現在）」）、これは同年度の北海道及び全国における上水道の平均普及率より高い数値です。

平成30年度から令和4年度にかけて給水区域内人口及び給水人口は減少傾向にありますが、一方で給水戸数及び配水管延長は増加傾向にあります。

表 2-9 上水道の普及状況

	給水区域内 人口（人） ①	給水戸数 （戸）	給水人口 （人） ②	普及率（%） ②／①	配水管延長 （m）
平成30年度	170,341	84,297	170,235	99.94	1,228,925
令和元年度	169,679	84,727	169,613	99.96	1,254,616
令和2年度	168,924	84,903	168,856	99.96	1,255,045
令和3年度	168,153	85,172	168,084	99.96	1,257,876
令和4年度	166,709	85,575	166,643	99.96	1,257,703

※出典：苫小牧市統計書（令和5年版）

2. 下水道

本市の令和4年度の下水道普及率は99.3%となっており（出典：国土交通省「令和4年度末の汚水処理人口普及状況について「別紙 資料 1-3 都道府県別汚水処理人口普及状況」（R4年度末）」）、これは同年度の北海道及び全国における下水道の平均普及率より高い数値です。

平成30年度から令和4年度にかけて、排水管は年々延長されており、認可面積に対する処理面積割合も微増傾向にあります。

表 2-10 下水道の普及状況

年度	管渠延長		認可面積 （ha） ①	行政区域内 人口 （千人） ②	処理区域		処理普及率	
	単年度 （km）	累計 （km）			面積 （ha） ③	人口 （千人） ④	処理面積 （%） ③／①	処理人口 （%） ④／②
平成30年度	5	1,505	5,352	171.3	4,424	169.8	82.7	99.2
令和元年度	3	1,508	5,352	170.6	4,425	169.1	82.7	99.2
令和2年度	2	1,510	5,352	169.8	4,428	168.5	82.7	99.2
令和3年度	6	1,516	5,352	169.0	4,437	167.8	82.9	99.3
令和4年度	3	1,519	5,317	167.5	4,444	166.4	83.6	99.3

※出典：苫小牧市統計書（令和5年版）

3. 交通

本市は、道内主要都市を結ぶ複数の国道の起点となっています。

まず、北海道内陸路の大動脈と呼ばれる国道 36 号が、札幌市から本市東部を経由して太平洋の海岸線沿いに室蘭市まで通っています。この本市東部から室蘭市までの区間は国道 235 号との重用区間であり、国道 235 号は本市の海沿いを横断し、浦河町方面に繋がっています。

また、国道 235 号は国道 36 号との合流地点の南西で国道 234 号と分岐し、JR 室蘭本線に沿って岩見沢市と結ばれています。加えて本市中心部で国道 235 号から分岐する国道 276 号は、岩内町まで内陸部を横断し、さらにそこから日本海の海岸線沿いに江差町までを結んでいます。

さらには JR 北海道の千歳線、室蘭線（室蘭方面、岩見沢方面）、日高線（苫小牧～鵒川間）の 3 路線が通っており、市内には 7 つの鉄道駅が立地しています。特に苫小牧駅は胆振地域の主要駅であり、札幌・小樽方面、室蘭方面、岩見沢方面等へ繋がっています。

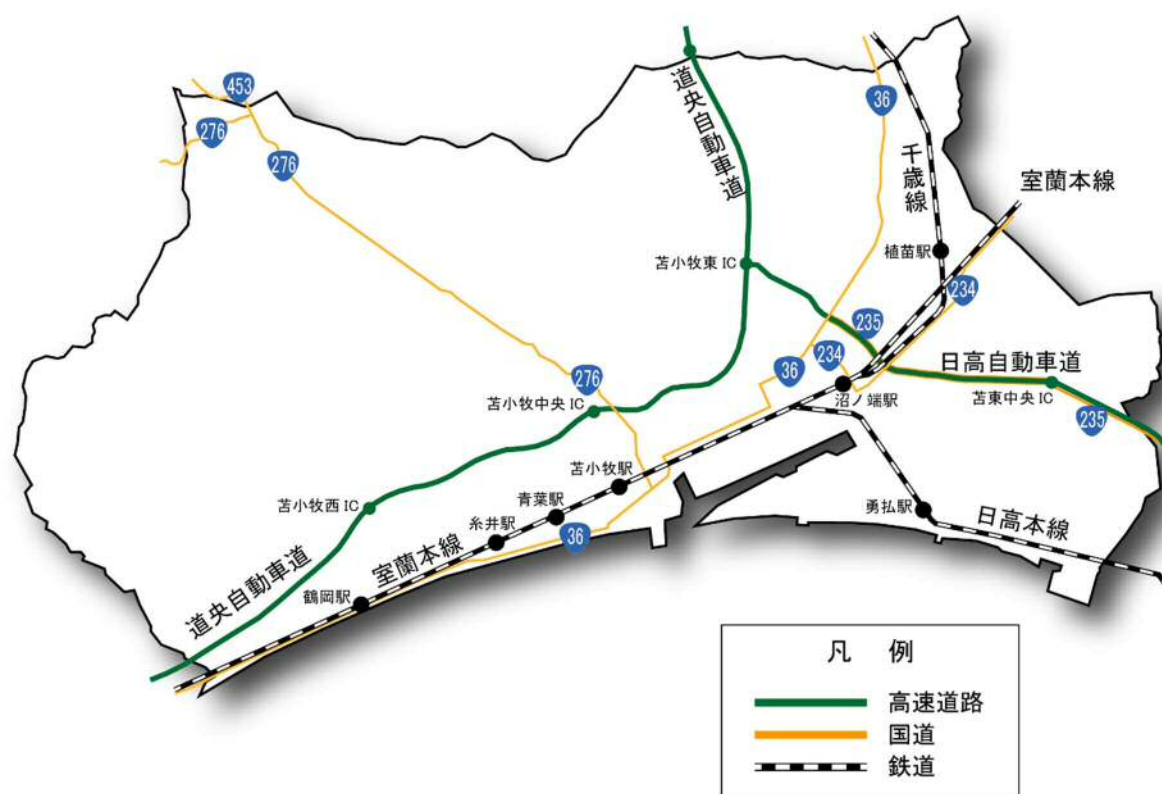


図 2-10 交通の概要

第4節 環境特性

1. 大気質

本市では、市内6測定局で大気汚染物質の常時監視測定を行い、大気質の状況把握に努めています。

そのうち二酸化硫黄濃度の測定を行っている4測定局において、令和5年度の測定結果はすべて環境基準を達成しています。

表 2-11 二酸化硫黄濃度測定結果（令和5年度）

測定局名	用途地域	短期評価		長期評価		
		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		1日平均値の2%除外値	1時間値が0.4ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況
		時間	%	ppm		
双葉	第2種中高層住居専用地域	0	0.0	0.003	無	達成
明野公園	第2種中高層住居専用地域	0	0.0	0.003	無	達成
沼ノ端公園	第1種住居地域	0	0.0	0.003	無	達成
勇払	準工業地域	0	0.0	0.008	無	達成

※出典：苫小牧市環境白書（令和6年版）

2. 水質

北海道庁が調査した結果では、公共用水域における健康項目のうち、以下の物質について、令和4年度は環境基準値を超過した地点はありませんでした。

表 2-12 河川水質（健康項目）測定結果（令和4年度）

項 目	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		ひ素		総水銀	
測定地点	m/n	最大 (mg/L)	m/n	最大 (mg/L)	m/n	最大 (mg/L)	m/n	最大 (mg/L)	m/n	最大 (mg/L)	m/n	最大 (mg/L)
幌内川港橋	0/1	<0.0003	—	—	0/1	<0.005	—	—	0/1	<0.005	0/1	<0.0005
安平川 勇払橋	0/1	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	<0.005	0/1	<0.0005
美々川 植苗橋	0/1	<0.0003	—	—	0/1	<0.005	—	—	0/1	<0.005	0/1	<0.0005
勇払川ウト ナイ湖中央	—	—	—	—	0/1	<0.005	—	—	0/1	<0.005	—	—
勇払川室蘭 本線橋梁	0/1	<0.0003	—	—	0/1	<0.005	—	—	0/2	<0.005	0/1	<0.0005

※nは総測定日数、mはnのうち環境基準を超える日数

※出典：令和4年度（2022年度）公共用水域の水質測定結果（北海道調べ）

3. 騒音

市内 6 地点で行われている環境騒音測定について、令和 5 年度はすべての地点で昼間・夜間ともに環境基準を達成しています。

表 2-13 環境騒音測定結果（令和 5 年度）

測定地点	用途地域	地域類型	昼間		夜間	
			測定結果	環境基準	測定結果	環境基準
のぞみ町	第一種中高層住居専用地域	A	45 dB	達成	39 dB	達成
豊川町	第一種中高層住居専用地域	A	53 dB	達成	46 dB	達成
末広町	第一種住居地域	B	42 dB	達成	42 dB	達成
北栄町	第二種住居地域	B	50 dB	達成	43 dB	達成
旭町	商業地域	C	45 dB	達成	42 dB	達成
字勇払	準工業地域	C	46 dB	達成	41 dB	達成

（注）道路から 50m 以内の地点であるため、環境基準は「道路に面する地域」の基準値を適用

※出典：苫小牧市環境白書（令和 6 年版）

また、本市の一部市域は自衛隊が使用する千歳飛行場及び民間航空機が使用する新千歳空港の航路下にあるため、北海道と本市はそれぞれ航空機騒音の測定局を設け、常時監視を行っています。

令和 5 年度における本市の測定結果は、いずれも環境基準を達成しています。

表 2-14 環境騒音測定結果（令和 5 年度）

測定局	年間値	環境基準値	評価
植苗会館	49 dB	62 dB	達成
丹治沼	58 dB		達成
琥珀荘	51 dB		達成
沼ノ端東	54 dB		達成
沼ノ端	51 dB	57 dB	達成
糸井	36 dB	環境基準なし	

※出典：苫小牧市環境白書（令和 6 年版）

第5節 経済特性

1. 清掃関係事業費

令和4年度の清掃関連事業費は、2,400,652千円であり、その財源内訳としては、5割以上を一般財源が占めています。

表 2-15 清掃関連事業費の内訳

(単位：千円)

歳入科目(充当事業別)	金額	歳出科目	金額
清掃総務費	2,040	清掃総務費	16,512
清掃費使用料	177	廃棄物減量等推進審議会委員経費	135
広告料収入	330	清掃庁舎管理運営経費	8,112
雑入	1,533	リサイクルプラザ管理運営経費	5,977
		災害廃棄物処理計画策定事業費	2,289
塵芥処理費	361,364	塵芥処理費	1,143,796
清掃費負担金	11,077	塵芥処理事業経費	729,833
清掃費使用料	9	清掃車両運行経費	11,446
清掃費手数料	246,415	資源物中間処理事業費	211,536
資源回収物売払収入	72,955	資源リサイクル運動推進事業費	185,686
広告料収入	478	清掃統計処理システム事業費	5,295
日本容器包装リサイクル協会拠出金	30,306		
清掃総務費寄付金	30		
雑入	95		
清掃施設費	498,084	清掃施設費	800,948
清掃費負担金	30,055	沼ノ端クリーンセンター管理運営経費	471,073
清掃費手数料	223,638	埋立処分場管理運営経費	29,493
廃棄物処理施設整備基金運用利子	42	清掃施設ダイオキシン類測定分析業務費	2,640
資源回収物売払収入	30,643	廃棄物処理施設整備基金積立金	100,042
余剰電力売電収入	65,507	沼ノ端クリーンセンター整備事業費	197,701
清掃処理施設整備事業債	148,200		
し尿処理費	67,816	し尿処理費	123,699
清掃費手数料	67,816	し尿処理経費	120,266
浄化槽設置整備事業資金貸付金償還金	0	西町し尿処理施設改修事業費	3,433
		合併処理浄化槽設置整備事業費	0
職員費	158,515		
清掃費手数料	158,515		
小計	1,087,819	小計	2,084,955
一般財源	1,312,833	職員費	315,697
合計	2,400,652		2,400,652

※出典：令和5年度 清掃事業概要

2. 清掃関係事業費が一般会計歳出額に占める割合

令和4年度における本市の一般会計の歳出額は844億2,603万8千円、そのうち清掃関係事業費は2.8%の24億65万2千円です。

令和元年度～令和4年度の清掃関係事業費は毎年約24.8億円となっており、一般会計の歳出に占める割合は毎年約2.8%となっています。

表 2-16 清掃関係事業費の推移

年度	一般会計歳出 (千円)	清掃関係事業費 (千円)	一般会計に占める割合 (%)
令和元年度	80,214,018	2,637,354	3.3
令和2年度	101,861,595	2,613,875	2.6
令和3年度	87,959,669	2,283,016	2.6
令和4年度	84,426,038	2,400,652	2.8

※出典：各会計決算状況、清掃事業概要

第3章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 ごみ処理の現状

1. 用語の定義

本計画では、家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」、事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物を除くごみを「事業系ごみ」とします。

また、家庭ごみと事業系ごみを合わせたごみを「ごみ排出量」、これに集団回収や災害ごみ等を合わせたごみを「ごみ総排出量」とします。

なお、事業所独自の処理やリサイクル、家庭での生ごみの減量化等の自家処理等を行なっているものを「潜在ごみ」とし、「ごみ総排出量」と合わせて「ごみ発生量」としますが、潜在ごみ量の把握は困難なため、目標設定等の合計量には含めないものとします。

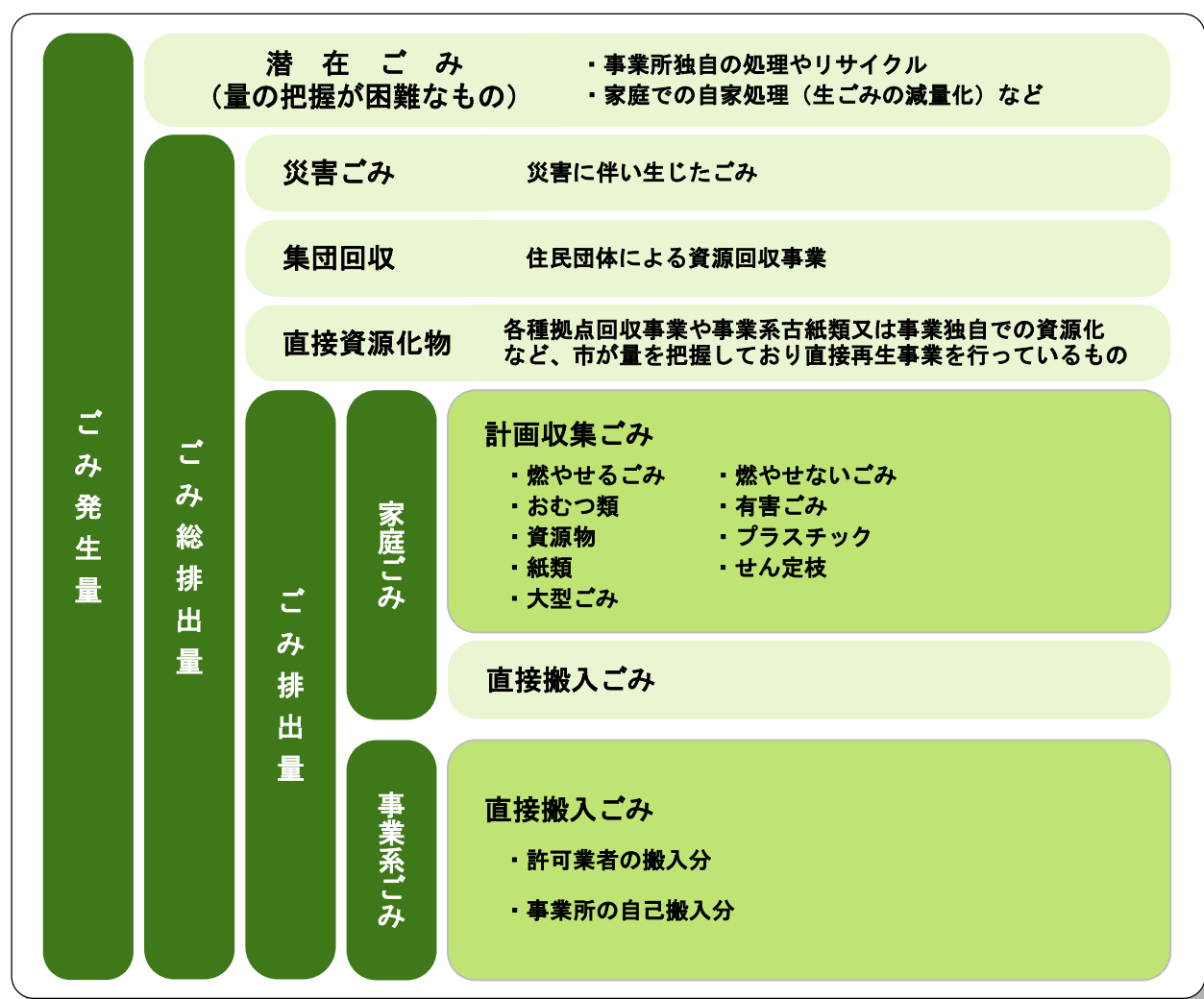


図 3-1 用語の定義

廃棄物（ごみ）とは

「廃棄物（ごみ）」とは、一般的に生活や事業活動に伴って発生する不要な物を言います。

法律上の定義では、「「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固体又は液状のもの（放射性物質及びこれに汚染された物を除く）をいう」とされています。

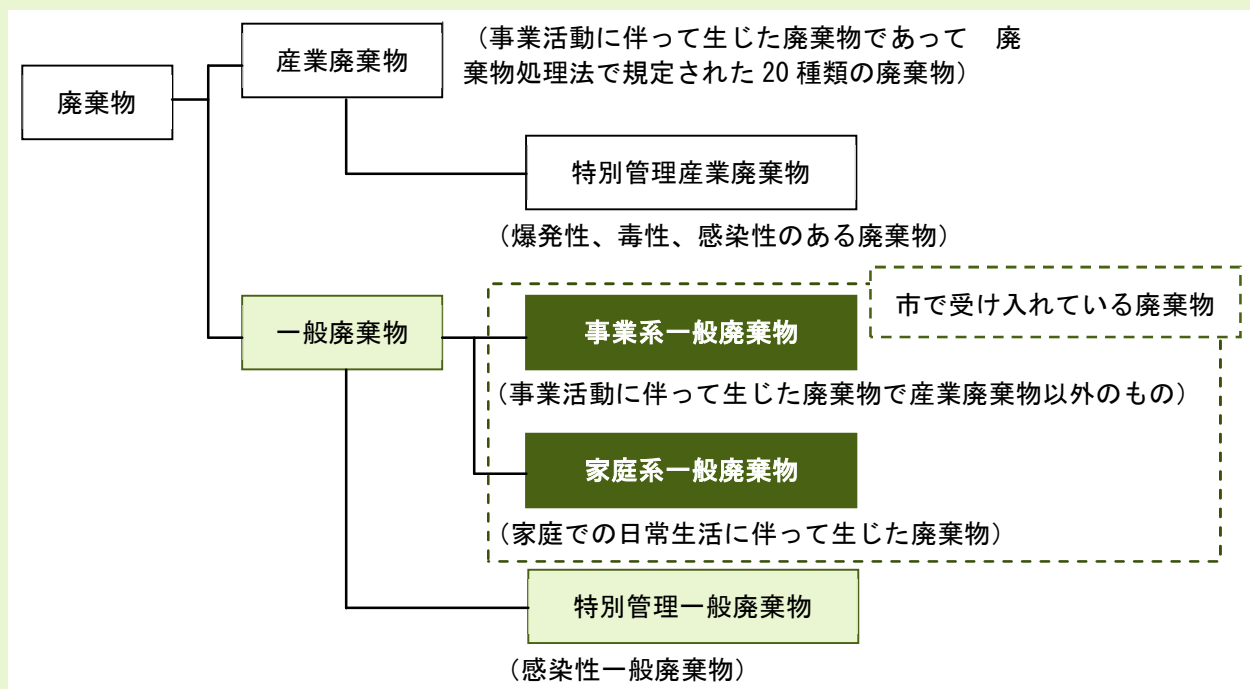
その解釈は、「占有者（持ち主や借主等の物品を実際に自由に使用できる状態にある者）が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物」であり、有価で取引されるものについては廃棄物となりません。

しかし、家庭や事業所から出るごみの内、缶、びん、ペットボトル、紙パック、プラスチック、紙類、せん定枝等は、分別して排出されることで、資源として再生利用することができます。

「混ぜればごみ、分ければ資源」というとおり、分けることで「ごみ」であった物が、「資源」として利用できるようになります。



また、廃棄物は大きく「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。



産業廃棄物は事業活動に伴って発生した廃棄物で特定の 20 種類（「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物」と「輸入された廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物」）のことを指し、産業廃棄物以外が一般廃棄物と定められています。産業廃棄物は排出事業者処理責任があり、都道府県を越えた移動が認められています。一方、一般廃棄物は発生した市区町村に処理責任があり、市区町村の区域内での処理が原則となっています。

2. ごみ処理体系

燃やせるごみは、沼ノ端クリーンセンターで焼却処理し、焼却灰は沼ノ端埋立処分場で埋立処分しています。沼ノ端クリーンセンターでは、焼却に伴う余熱により発電を行っており、施設の運転に係る電力に利用後、余剰電力を売電しています。

燃やせないごみ及び大型ごみは、沼ノ端クリーンセンターにおいて破碎処理し、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は柏原埋立処分場で埋立処分、金属類は民間事業者へ売却しています。なお、大型ごみの中で再利用できる家具等は、JFEリサイクルプラザ苫小牧で修理して展示販売しています。

缶・びん・ペットボトル・紙パック、プラスチック、紙類、せん定枝は、中間処理された後に資源化されます。

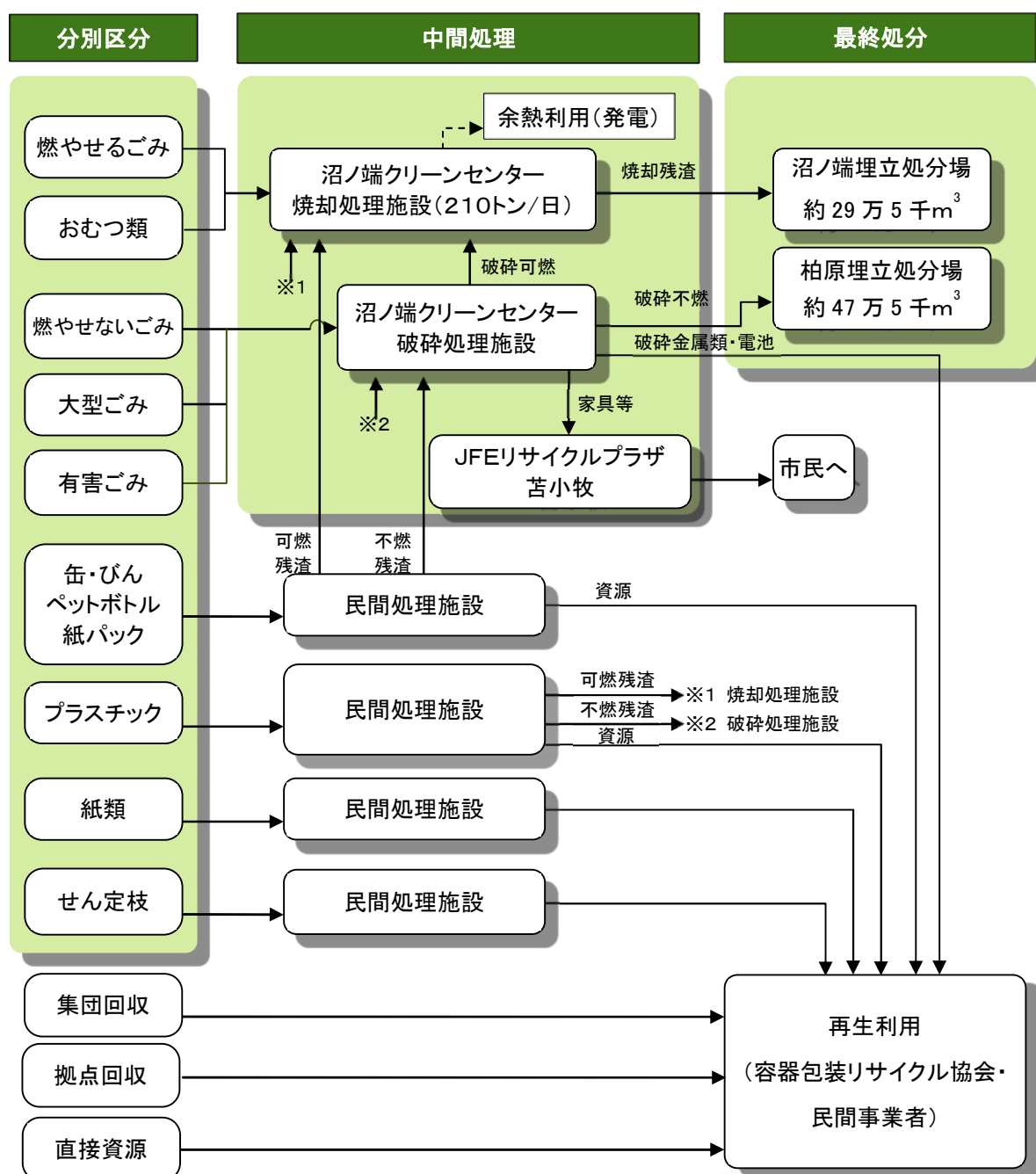


図 3-2 ごみ処理・処分の流れ（令和 6 年度）

3. ごみ排出量の推移

(1) 排出源別ごみ排出量の推移

本市の排出源別ごみ排出量は、平成 22 年度から令和 5 年度の 14 年間で 18,082 トン減少しています。

直近 5 年間（令和元年度から令和 5 年度）の家庭ごみ排出量は、令和 2 年度にコロナ禍の影響で増加したものの、全体的には微減傾向で推移しており、令和 5 年度は 32,671 トンです。また、事業系ごみ排出量も微減傾向で推移しており、令和 5 年度は 20,220 トンです。

表 3-1 排出源別ごみ排出量の推移

(トン)

	H22	H26	R1	R2	R3	R4	R5
家庭ごみ	43,792	34,297	34,340	35,661	34,813	33,737	32,671
事業系ごみ	27,181	23,141	22,153	20,791	20,752	20,439	20,220
合計	70,973	57,438	56,493	56,452	55,565	54,176	52,891

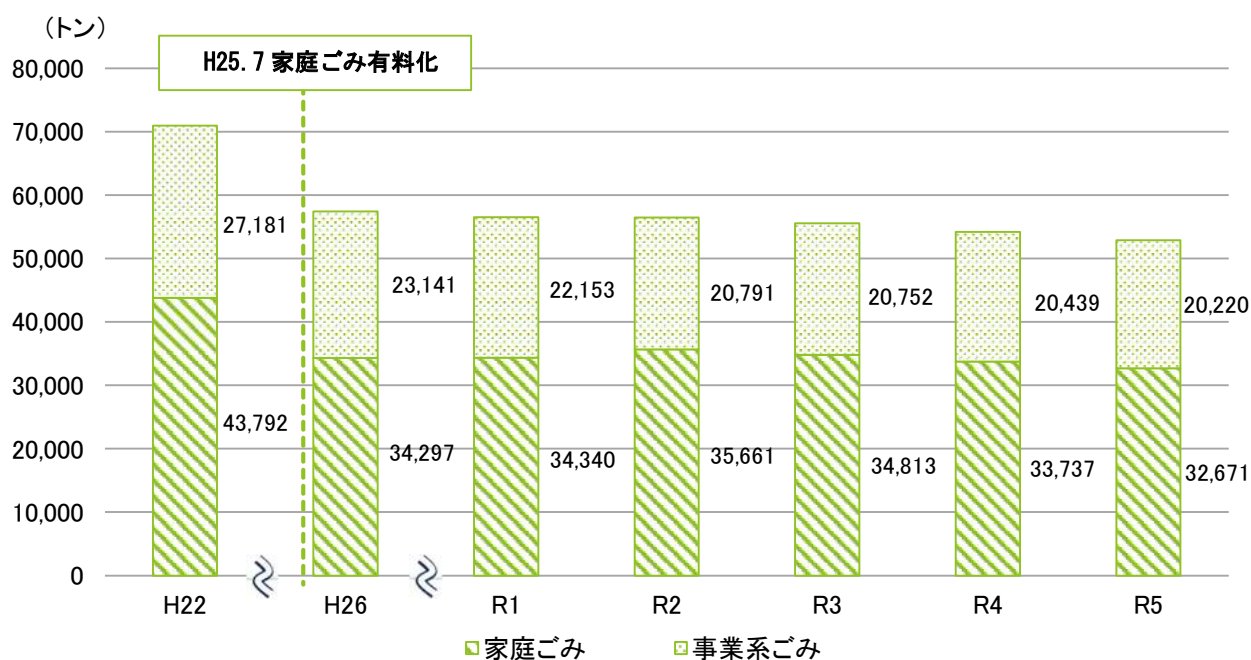


図 3-3 排出源別ごみ排出量の推移

(2) 種類別ごみ排出量の推移

本市の種類別ごみ排出量は、平成 22 年度から令和 5 年度の 14 年間に於いて、燃やせるごみ及び燃やせないごみは大幅に減少しています。

直近 5 年間（令和元年度から令和 5 年度）は、燃やせるごみは、おおむね微減傾向で推移しています。燃やせないごみ、大型ごみ及び資源物は、コロナ禍の影響で令和 2 年度に増加した後、減少傾向となり、令和 5 年度は令和元年度より減少しています。令和 5 年度の排出量は、燃やせるごみが 41,666 トン、燃やせないごみが 2,717 トン、大型ごみが 1,734 トン、資源物が 6,774 トンとなっています。

表 3-2 種類別ごみ排出量の推移

(トン)

	R1	R2	R3	R4	R5
家庭ごみ	34,340	35,661	34,813	33,737	32,671
燃やせるごみ	24,059	24,652	24,356	23,572	22,917
燃やせないごみ	1,656	2,129	1,849	1,784	1,683
大型ごみ	1,414	1,583	1,473	1,413	1,422
資源物					
プラスチック	2,879	2,933	2,911	2,870	2,766
紙類	1,882	1,834	1,776	1,715	1,585
缶・びん・ペットボトル・紙パック	2,355	2,421	2,357	2,303	2,231
枝	95	110	91	80	67
事業系ごみ	22,153	20,791	20,752	20,439	20,220
燃やせるごみ	20,547	19,109	19,035	18,951	18,749
燃やせないごみ	1,135	1,244	1,248	1,045	1,034
大型ごみ	324	297	335	312	312
資源物					
プラスチック	9	13	10	9	7
缶・びん・ペットボトル・紙パック	139	128	124	122	118
合計	56,493	56,452	55,565	54,176	52,891

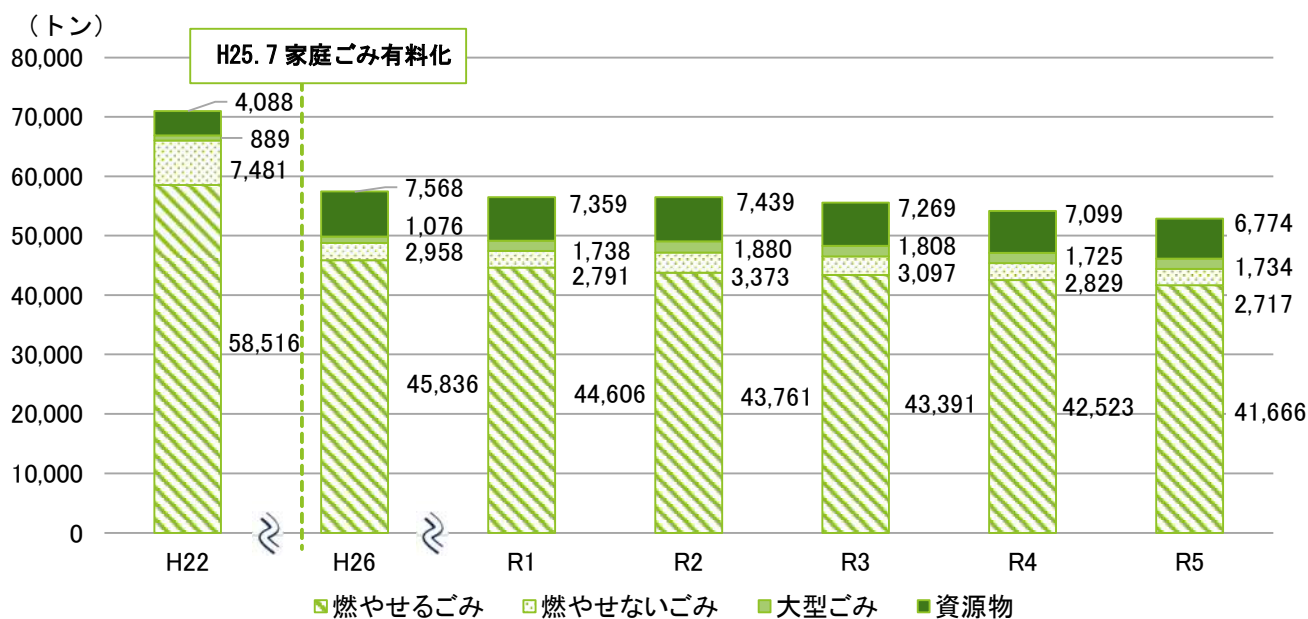


図 3-4 種類別ごみ排出量の推移

4. 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移

本市の1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、家庭ごみの有料化により大幅に減少し、その後は横ばいで推移しています。

直近5年間（令和元年度から令和5年度）の1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、コロナ禍の影響で令和2年度に増加していますが、全体として微減傾向で推移しており、令和5年度は537g/人日です。

表 3-3 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移

(g/人日)

	H22	H26	R1	R2	R3	R4	R5
1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	690	541	550	574	564	552	537

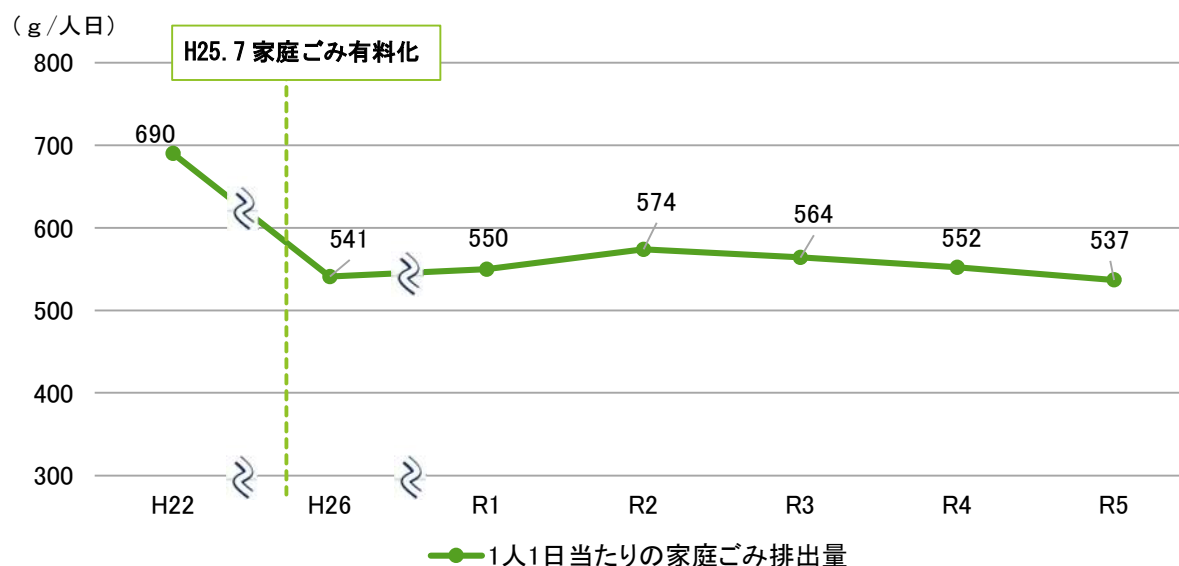


図 3-5 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移

5. 資源化量及びリサイクル率の推移

本市の資源化量及びリサイクル率は、平成 22 年度から令和 5 年度の 14 年間で、資源化量は 3,491 トン、リサイクル率は 10.1 ポイント増加しています。

直接資源化量、集団回収量及び中間処理後再生利用量は、直近 5 年間（令和元年度から令和 5 年度）は、おおむね横ばいで推移しており、30%を上回る高いリサイクル率を維持しています。

表 3-4 資源化量及びリサイクル率の推移

	H22	H26	R1	R2	R3	R4	R5
合計（トン）	16,965	19,607	22,504	21,937	21,825	22,326	20,456
直接資源化	5,986	5,302	10,666	10,448	10,666	11,568	10,431
集団回収	5,658	6,782	4,888	4,336	4,112	3,970	3,510
中間処理後再生利用	5,321	7,523	6,950	7,153	7,047	6,788	6,515
リサイクル率（%）	20.5	28.2	31.2	30.7	31.0	32.0	30.6

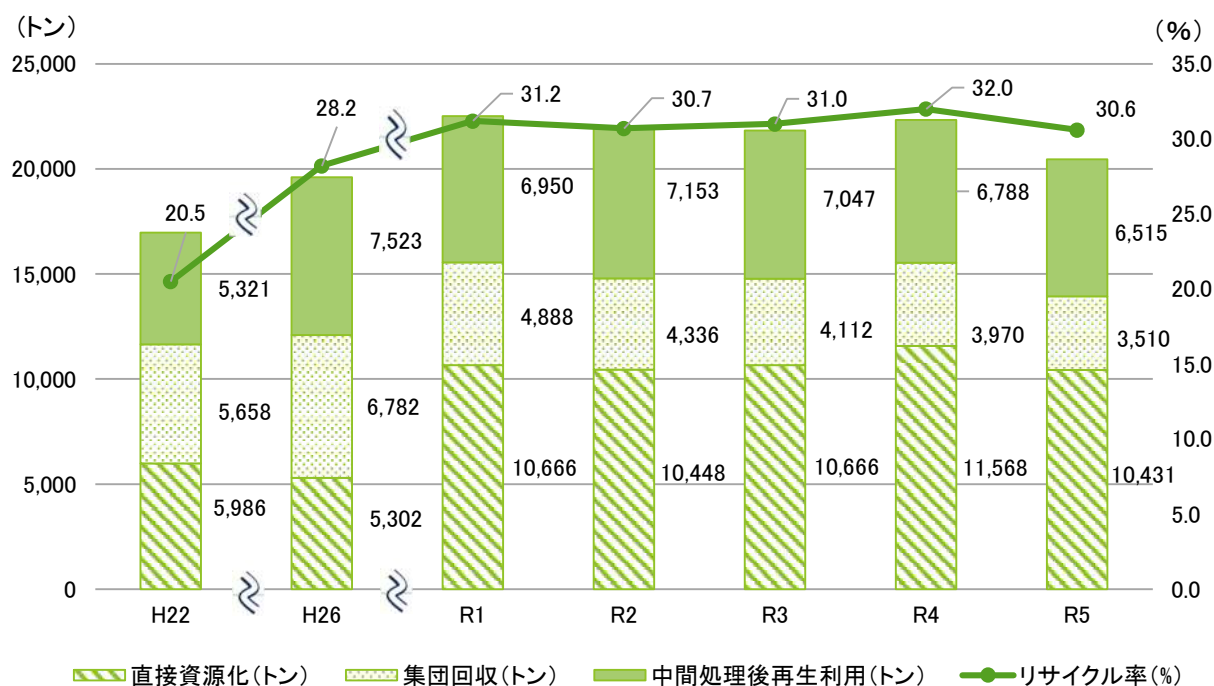


図 3-6 資源化量及びリサイクル率の推移

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{集団回収量} + \text{中間処理後再生利用量}}{\text{直接資源化量} + \text{集団回収量} + \text{ごみ処理量}} \times 100$$

※直接資源化量：再資源化等を行う施設を経ずに直接、再生業者等に搬入される量

6. ごみの組成分析

(1) 燃やせるごみ（家庭ごみ）

本市の燃やせるごみ（家庭ごみ）の組成割合は、直近4年間（平成30年度、令和元年度、令和4年度、令和5年度）平均で、可燃物が全体の40.65%で最も多く、次いで調理くずの34.47%、資源物の12.20%となっています。

平成30年度から、厨芥類（生ごみ）を「調理くず」、「手を付けていない食品」、「食べ残し」、「食品外」の4つに分類していますが、「手を付けていない食品」と「食べ残し」を足した食品ロスの数値は直近4年間平均で9.72%です。平成30年度は16%以上でしたが、令和元年度、令和4年度、令和5年度は10%以下となっています。

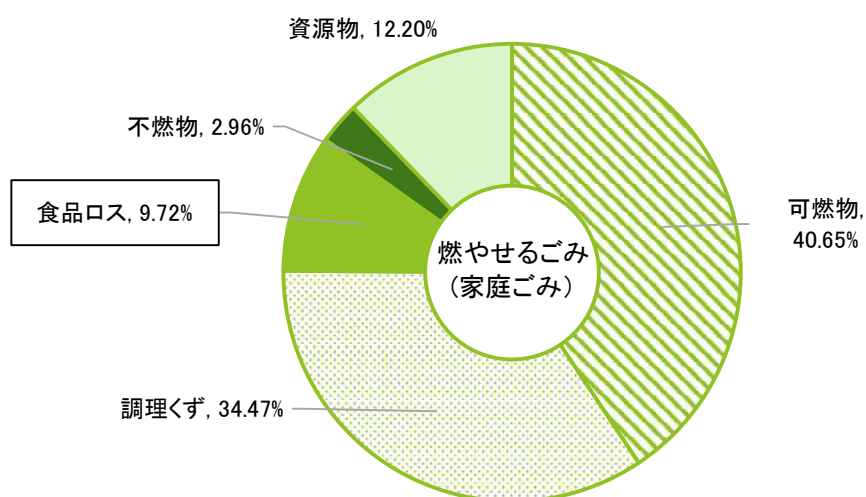


図 3-7 燃やせるごみ（家庭ごみ）の組成割合（平成30年度、令和元・4・5年度平均）

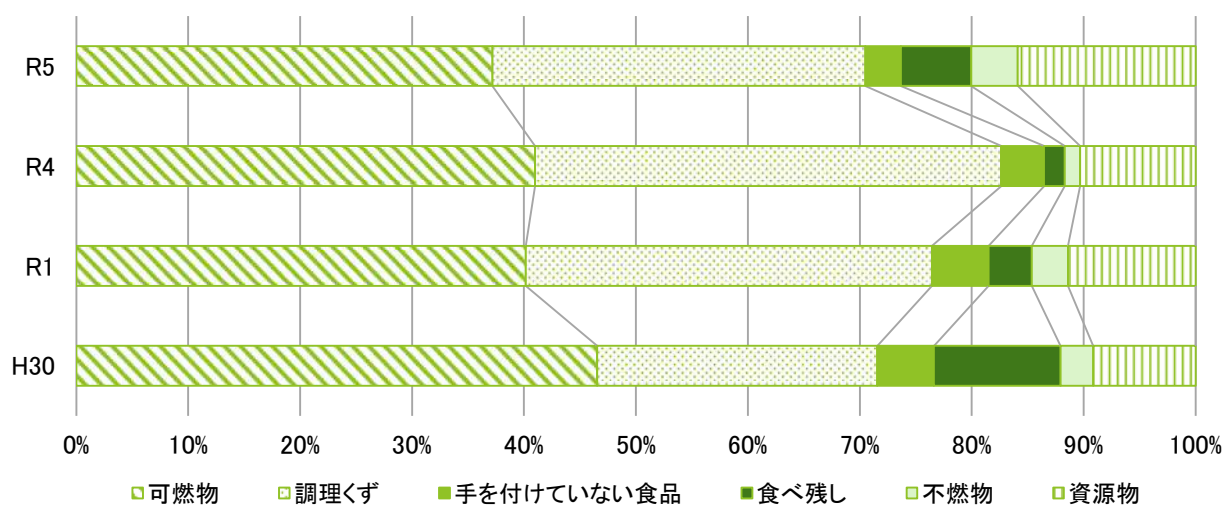


図 3-8 平成30年度、令和元・4・5年度における燃やせるごみ（家庭ごみ）の組成割合

(2) 燃やせないごみ（家庭ごみ）

本市の燃やせないごみ（家庭ごみ）の組成割合は、直近4年間（平成30年度、令和元年度、令和4年度、令和5年度）平均で、不燃物が全体の68.63%と最も多くの割合を占めています。次いで、資源物21.05%、可燃物の10.32%となっています。

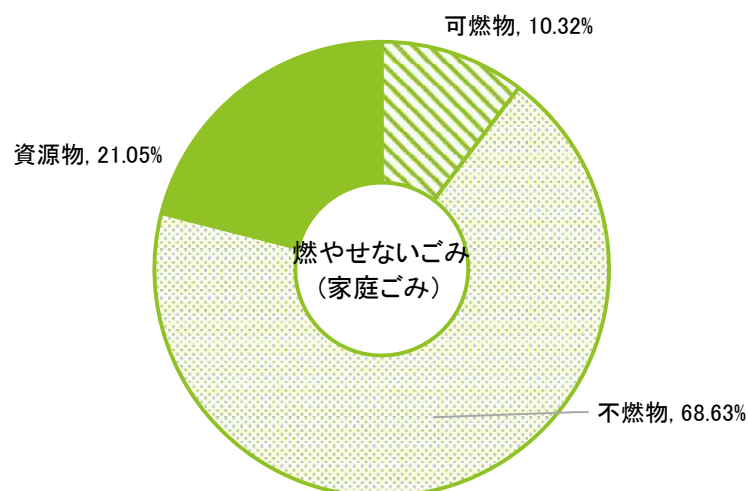


図 3-9 燃やせないごみ（家庭ごみ）の組成割合（平成30年度、令和元・4・5年度平均）

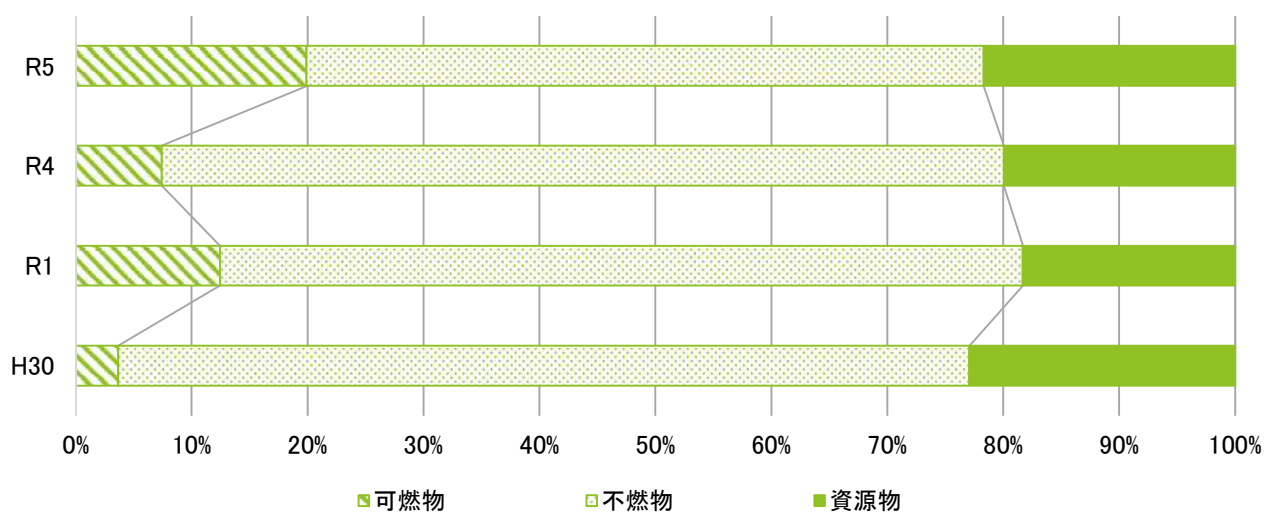


図 3-10 平成30年度、令和元・4・5年度における燃やせないごみ（家庭ごみ）の組成割合

(3) 燃やせるごみ（事業系ごみ）

本市の燃やせるごみ（事業系ごみ）の組成割合は、直近5年間（平成30年度、令和元年度、令和4年度、令和5年度）平均で、可燃物が全体の46.42%と最も多くの割合を占めています。次いで、リサイクル可能な紙類の23.94%、不燃物の14.09%となっています。

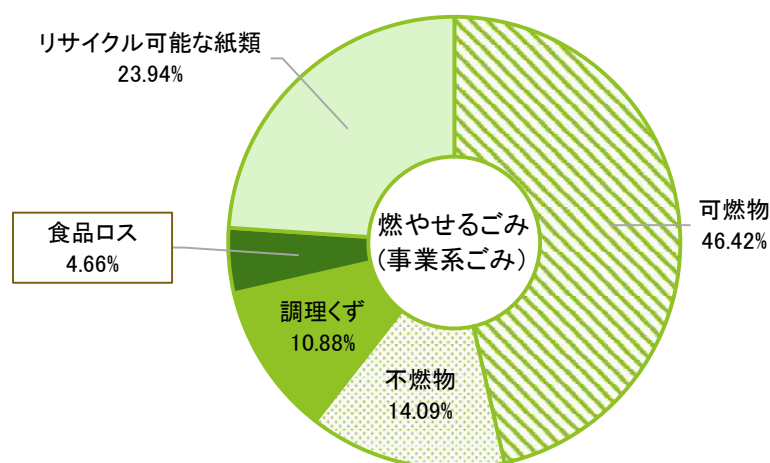


図 3-11 燃やせるごみ（事業系ごみ）の組成割合（平成30年度、令和元・4・5年度平均）

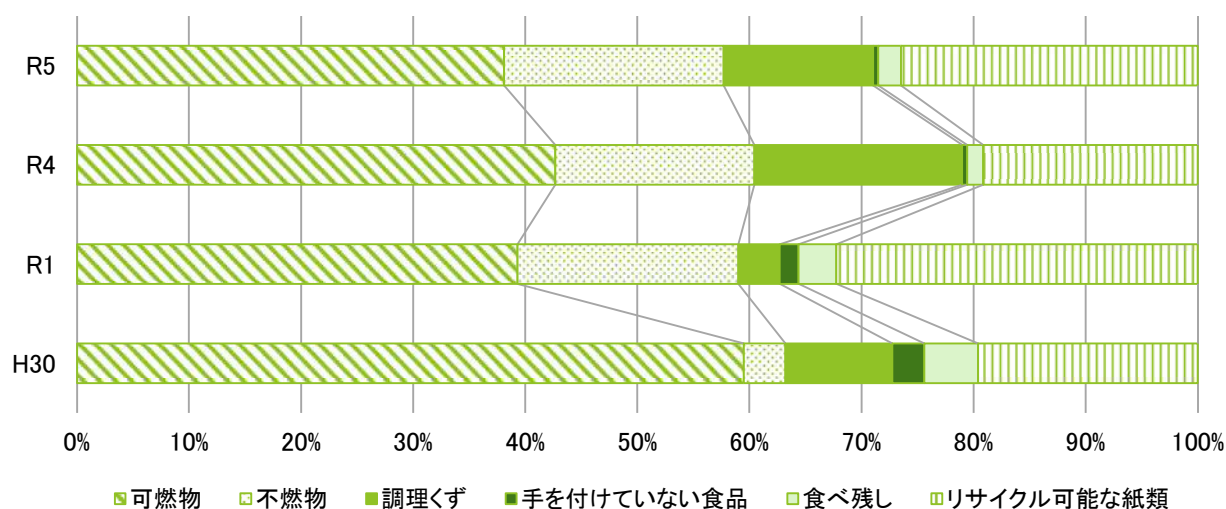


図 3-12 平成30年度、令和元・4・5年度における燃やせるごみ（事業系ごみ）の組成割合

(4) 資源と食品ロスの混入

燃やせるごみ（家庭ごみ）、燃やせないごみ（家庭ごみ）、燃やせるごみ（事業系ごみ）には、本来、分別して資源化するべき紙類、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、びん、プラスチック類等が混入しています。

これらの資源物を分別・資源化すれば焼却処理や破碎処理を行うごみが減り、資源の量が増え、リサイクル率が向上します。さらに、プラスチックは化石燃料由来であり、その焼却の際には大量の二酸化炭素を排出するため、分別・資源化を行うことは、ゼロカーボンの実現に貢献することになります。

また、生ごみの中には、手を付けていない食品や食べ残し等の食品ロスが含まれています。食品ロスを減らすことで、ごみの減量を行うことができます。

表 3-5 資源と食品ロスの混入率（平成 30 年度、令和元・4・5 年度平均）

	家庭ごみ		事業系ごみ
	燃やせるごみ	燃やせないごみ	燃やせるごみ
資源	12.20%	21.05%	33.08%
リサイクル可能な紙類	8.30%	1.35%	23.94%
スチール缶	0.02%	0.41%	0.10%
アルミ缶	0.06%	0.34%	0.08%
ペットボトル	0.15%	0.18%	0.44%
ガラスびん	0.37%	5.47%	0.27%
プラスチック類	3.30%	13.30%	8.25%
食品ロス	9.72%	0.22%	4.66%
手を付けていない食品	4.06%	0.05%	1.54%
食べ残し	5.66%	0.17%	3.12%
資源・食品ロス以外	78.08%	78.73%	62.25%
可燃物	40.65%	8.60%	46.42%
調理くず	34.47%	1.50%	10.88%
不燃物	2.96%	68.63%	4.95%

7. ごみ減量及び資源化の状況

(1) 家庭ごみ

本市では、家庭から排出される燃やせるごみと燃やせないごみを対象として、平成 25 年 7 月 1 日から家庭ごみの有料化を導入しました。

家庭ごみ有料化導入以降、市民説明会を中心に様々な市民周知やごみ減量に係る取組を実施したこともあり、家庭ごみ排出量は有料化導入以前の平成 24 年度と比べて令和 5 年度には 10,000 トン以上減少しています。また、令和 5 年度の 1 人 1 日当たりの排出量を平成 24 年度と比較すると、約 24%減少しています。

減量は資源物以外のごみで行われており、資源物は家庭ごみ有料化以前に比べて 1.7～1.9 倍となっていることから、家庭ごみ有料化の導入をきっかけとして、市民の排出抑制やごみ分別の取組が進んだことを示しています。

他自治体においては、有料化導入によってごみ排出量が一時的に減少するものの、一定期間経過後に増加に転じるリバウンド現象が発生する事例があります。本市においては、有料化導入から 10 年が経過しても家庭ごみ排出量がおおむね横ばいで推移していることからリバウンド現象は見られず、市民の排出抑制やごみ分別の取組が継続されていると言えます。

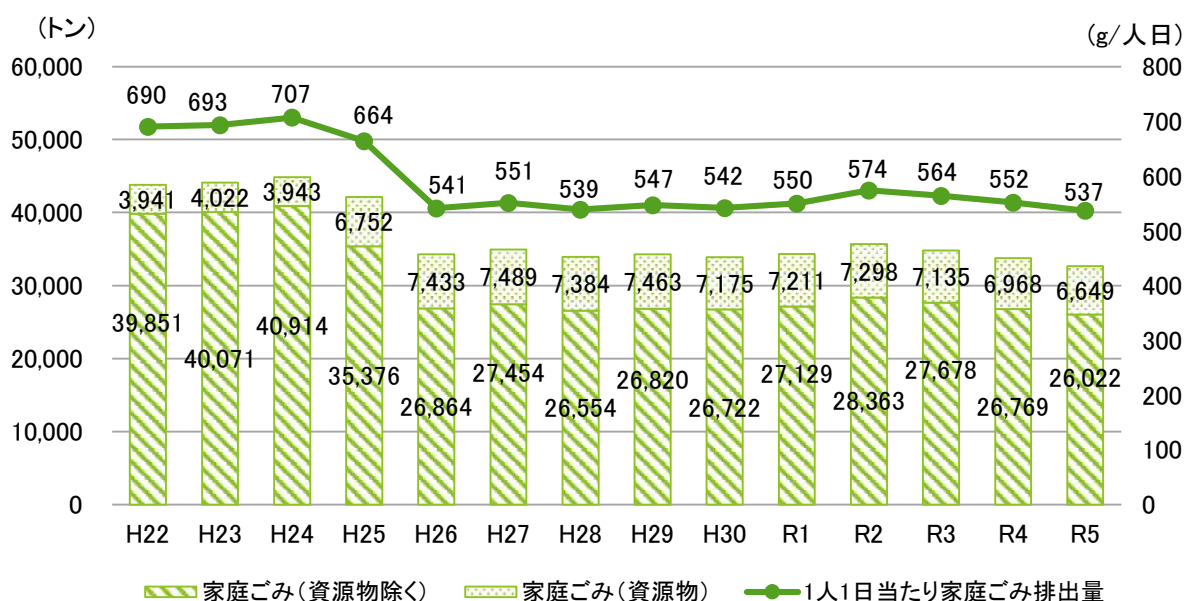


図 3-13 有料化導入前後における家庭ごみ排出量

(2) 生ごみの減量化・堆肥化

① 生ごみの減量・資源化に関する助成制度

本市では、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・密閉式容器）及び生ごみ分解処理容器、電動生ごみ処理機購入者に対して助成金を交付しています。平成 30 年度からは、生ごみのさらなる減量化を促進するため、「キエーロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成を開始しました。

表 3-6 生ごみ堆肥化容器等の助成数の推移

		R1	R2	R3	R4	R5
生ごみ堆肥化容器等（個）	助成個数	46	63	58	43	29
	累計	9,701	9,764	9,822	9,865	9,894
電動生ごみ処理機（台）	助成個数	8	17	21	19	22
	累計	470	487	508	527	549
キエーロ（個）	助成個数	4	10	5	2	4
	累計	19	29	34	36	40
トラッシュファミリー（個）	助成個数	45	26	4	5	5
	累計	120	146	150	155	160

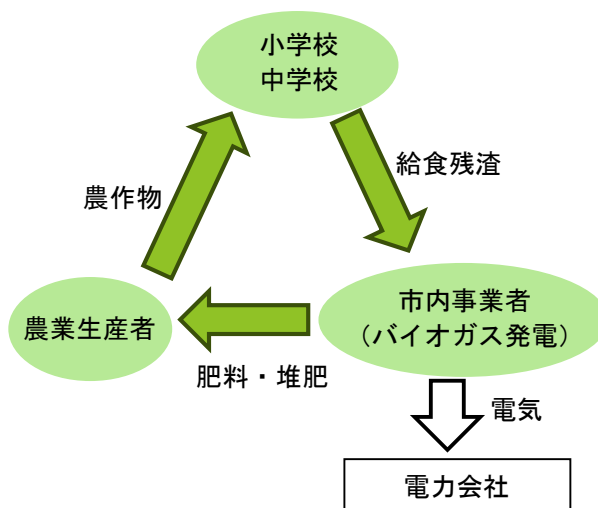
② 電動生ごみ処理機貸出事業

本市では、生ごみの自家処理（堆肥化）による減量を推進するため、平成 24 年度から電動生ごみ処理機の貸出を行っています。貸出期間は最大 1 か月で、現在、処理機 5 台を申込順に無料貸出しています。

③ 給食残渣のリサイクル

現在、市内小中学校の給食残渣は、市内の事業者においてバイオガス発電に活用し、リサイクルしています。

また、市内小学校における出前講座として、給食残渣を使って堆肥化し、その堆肥を学校の畑や花壇で活用するリサイクルを啓発しています。



(3) 集団回収活動

本市では、ごみの減量、リサイクルの推進を目的として、町内会・学校PTA・同好会等の市民団体が地域住民と協力して、資源物として再利用できるものを集め、回収業者に引き渡す集団回収活動を支援しています。

平成20年度から資源回収団体奨励金交付制度を実施し、集められた新聞、雑誌、ダンボール等の対象品目は、苫小牧資源リサイクル協同組合加盟業者が回収後、その回収量に応じて1kgあたり3円の奨励金を交付しています。

なお、交付団体数は、令和3年度に198団体となった後、おおむね横ばいで推移している一方、集団回収量は減少傾向にあります。

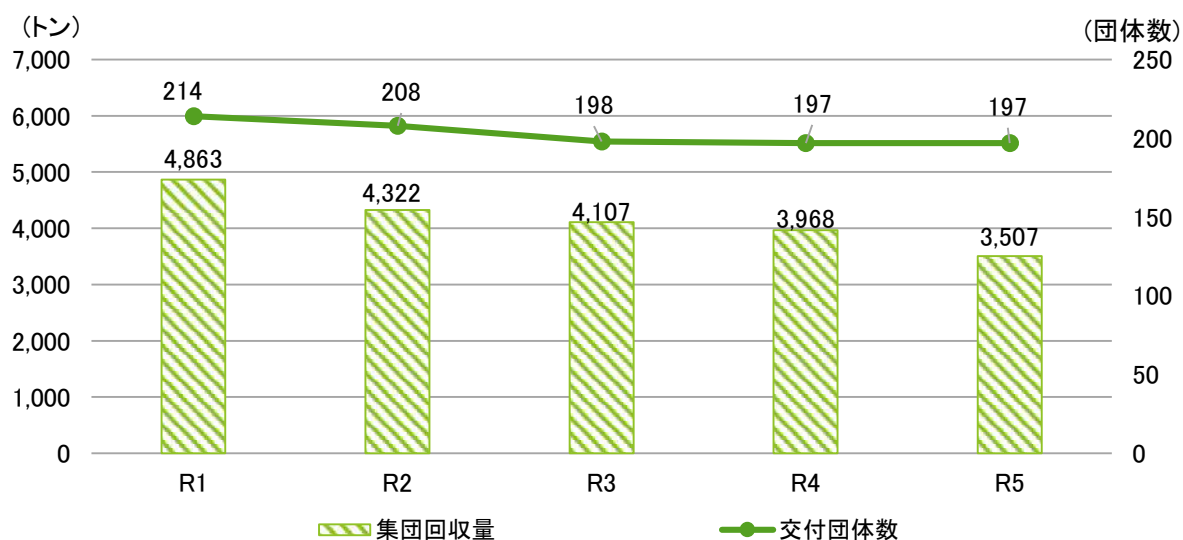


図 3-14 集団回収量及び交付団体数の推移

(4) 拠点回収による資源化促進事業

本市では、ごみの減量と資源の有効利用を図るため、市内公共施設やスーパー等に資源物の回収拠点を設置しています。

表 3-7 拠点回収量の推移

	(トン)				
	R1	R2	R3	R4	R5
主要古紙（リサイクルボックス）	138.84	139.49	145.37	152.31	131.35
新聞紙	64.64	58.95	59.96	67.58	54.81
雑誌	22.17	27.83	24.60	23.66	19.41
ダンボール	52.03	52.71	60.81	61.08	57.13
古着・古布	38.75	49.19	28.79	13.68	32.70
使用済み小型電子機器	28.45	30.01	31.32	29.83	28.25
廃食油	24.77	23.25	20.87	17.19	17.92
使用済み蛍光管	6.82	8.13	7.04	7.52	6.52

(5) レジ袋削減に関する協定締結

令和2年7月から全国で開始したレジ袋有料化に先駆けて、本市では、平成20年5月に事業者と苫小牧消費者協会、本市の三者によるレジ袋削減に関する協定を締結しています。

現在の協定数は事業者6社、店舗数25店舗であり、本市でのレジ袋辞退率は80%以上となっています。

(6) エコストア認定制度

本市では、市民と店舗と本市の三者が一体となり、ノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売等の環境負荷の低減に積極的に取り組んでいる店舗に対し、環境にやさしい店舗として認定する「エコストア認定制度」を実施しています。

令和5年度までの認定店舗数は62店舗です。

(7) ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発

広報とまこまい、出前講座等を通して、市民にごみの減量、リサイクルの意識啓発を行うとともに、小・中学生を対象とした環境教育副読本を作成し、次世代市民に環境教育を行っています。

(8) JFEリサイクルプラザ苫小牧の市民開放

「JFEリサイクルプラザ苫小牧」では、家庭で不要になった家具や自転車等を修理・販売するとともに、市民工房で紙すきや布ぞうり作り等、各種講座を行っており、市民の自主的活動の支援を行うことで、ごみの減量、リサイクルの意識啓発を図っています。

表 3-8 JFEリサイクルプラザ苫小牧の入館者数

	R1	R2	R3	R4	R5
入館者数（人）	21,814	17,100	14,573	19,329	21,499

(9) 審議会等

① 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会

本市では、ごみの減量・再生利用等について、市民から幅広く意見を聞くため、条例に基づき、苫小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。

審議会は、学識経験者、市民（公募）、事業者、民間団体から選ばれた 20 人以内の委員で構成されており、任期は 2 年となっています。

② 苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会

本市では、ごみの減量と資源化を全市的な運動とすることを目的に、苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会を設置しています。各資源回収登録団体及び回収事業者から成る苫小牧資源リサイクル協同組合で構成されており、本市が事務局を担っています。

この協議会では、町内会等の団体において、集団回収活動が効率よく行われるよう、情報提供等を行っています。

8. 収集運搬の現状

(1) 家庭ごみの分別区分

本市の家庭ごみの分別区分は以下のとおりです。

表 3-9 家庭ごみの分別区分（令和 6 年 4 月現在）

分別区分		具体例	処理料金	
燃やせるごみ		台所のごみ、皮革製品、衣類・布類、汚れた紙、ゴム・ビニール製品、カセット・ビデオテープ、廃油、草・木類等	有 料	5 リットル 10 円/枚 10 リットル 20 円/枚 20 リットル 40 円/枚 30 リットル 60 円/枚 40 リットル 80 円/枚
燃やせないごみ		刃物・ガラス、石類・鉄製工具類、蛍光灯、小型家電製品、金属製品等		
おむつ類		紙おむつ、布おむつ、尿取りパッド、お尻拭き、ストーマ用装具、介護用の洗浄綿		無 料
有害ごみ		スプレー缶、卓上カセットボンベ、ライター、水銀式体温計、電池、電子タバコ、モバイルバッテリー、その他充電式電池が一体となっているもの		無 料
資源物	缶	空き缶		無 料
	びん	空きびん		
	ペットボトル	ペットボトル		
	紙パック	紙パック		
	プラスチック	パック・カップ類、ボトル・チューブ類、ふた・ラベル、ポリ袋・ラップ類、緩衝材・発泡スチロール・ネット類、CD・DVD、その他のプラスチック等（識別マークがついていないものも対象）		無 料
	紙類	紙箱類、紙缶・紙パック類、シュレッター紙、台紙類・カレンダー・レシート、包装紙類・紙袋類・トイレットペーパーの芯、はがき・手紙・封筒・写真、その他の紙類（識別マークがついていないものも対象）		無 料
大型ごみ		家具・寝具・自転車等 家庭から出される電気製品（家電 4 品目※以外）や、家具類のうち、最も大きい有料指定ごみ袋（40ℓ）に収めることができず、かつ、重量が 100kg 未満のもの	有 料	最大の辺の長さ又は径が 1m 以下のもの 300 円/点 最大の辺の長さ又は径が 1m を超え 2m 以下のもの 600 円/点
せん定枝		家庭の庭木のせん定枝		無 料

※ エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

指定ごみ袋は、市内のスーパーマーケットやコンビニエンスストア等で販売しています。ごみを出す際は、指定ごみ袋のベロ部と持ち手部を必ずしっかりと結び口を閉じて出します。40 リットルの指定ごみ袋に入らないものは、大型ごみになります。



(2) 家庭ごみの排出方法と収集体制

本市の家庭ごみの収集頻度及び排出方法は分別区分ごとに表 3-12 のとおりとし、これらの収集はすべて民間委託により実施しています。

表 3-10 家庭ごみの収集頻度、排出方法

分別区分		収集頻度	排出方法
燃やせるごみ		週 2 回	有料指定ごみ袋に入れる。
燃やせないごみ		月 1 回	有料指定ごみ袋に入れる。
おむつ類		週 2 回	透明・半透明の袋に入れる。
有害ごみ		週 2 回	透明・半透明の袋に入れる。 (電池は、別袋の透明又は半透明の袋で排出)
資源物	缶	月 2 回	それぞれの品目ごとに透明・半透明の袋に入れる。
	びん		
	ペットボトル		
	紙パック	月 2 回	ひもで縛る。
	プラスチック	週 1 回	透明・半透明の袋に入れる。
	紙類	月 2～3 回	透明・半透明の袋に入れる。
大型ごみ		随時（申込み）	電話申込により有料で戸別収集。 大型ごみ処理手数料シールを貼る。
せん定枝		随時（申込み）	1m 以下に切り揃え、1m 以内のひもで束にする。

(3) 事業系ごみ

平成 12 年 7 月に条例を改正し、事業系一般廃棄物については全て事業者の排出責任となりました。事業系一般廃棄物の排出は、事業者が自ら処理施設に搬入する方法、又は本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する方法のいずれかとなっています。

なお、平成 25 年 7 月、ごみ処理手数料を 220 円/20 kg から 140 円/10 kg へ改定しています。

9. 中間処理の現状

(1) 中間処理施設

本市の中間処理施設である「沼ノ端クリーンセンター」は、焼却施設と破砕処理施設で構成されています。燃やせるごみと破砕処理施設から発生する破砕可燃物は焼却施設で焼却処理しています。燃やせないごみと大型ごみは破砕処理施設で処理し、鉄、アルミの有価物を回収し、有価物以外の破砕可燃物は焼却施設で、破砕不燃物は最終処分場で処理・処分を行っています。

余熱利用として、ごみ焼却熱により発生した蒸気を蒸気タービン発電機による発電や施設内給湯冷暖房、ロードヒーティングに利用しており、発電した電力は施設内で使用するとともに、余剰電力については売却しています。

表 3-11 沼ノ端クリーンセンターの概要

名 称		沼ノ端クリーンセンター
竣 工		平成 11 年 3 月
処理能力	焼却処理	210 トン/日 (105 トン/日×2 炉)
	破砕選別処理	75 トン/5h
処理能力	焼却処理	全連続燃焼式ストーカ炉
	破砕選別処理	二軸低速回転式（一次破砕機）＋横型高速回転式（二次破砕機）
余熱利用（発電）		ボイラー2 基（17.8 トン/h×2）、発電機 1 基（2,000kW）
余熱利用（その他）		施設内給湯冷暖房、ロードヒーティング

また、沼ノ端クリーンセンターに隣接して「JFEリサイクルプラザ苫小牧」を設け、ごみ処理施設の見学受付・案内をはじめ、大型ごみとして出された家具・自転車の修理・販売、牛乳パックからの手すきはがきづくり等の各種体験講座、洋服等のリユース「ばくりっこ」（交換会）、053（ゼロごみ）リユース文庫の開設、リサイクル関連イベント等を実施しています。

表 3-12 JFEリサイクルプラザ苫小牧の概要

名 称	JFEリサイクルプラザ苫小牧 (現在のネーミングライツ契約は令和 8 年 3 月 31 日まで)
開 設	平成 11 年 4 月
構 造	鉄骨造 2 階建
延床面積	2,347.5m ²
施設内容	事務室、市民工房、環境情報室、修理室、展示室、 エントランスホール、拠点回収コーナー、大会議室、小会議室等
事業内容	再生利用可能な大型ごみの修理・展示・提供 紙すきをはじめ各種体験講座 ごみ処理施設の見学受付・案内 洋服等のリユース「ばくりっこ」 053（ゼロごみ）リユース文庫

沼ノ端クリーンセンターは、今後、令和 14 年度までに再度、長寿命化を行うことで、令和 29 年度までの運用を計画しています。

(2) 中間処理量の推移

① 焼却処理量の推移

本市の焼却処理量は、令和 2 年度をピークに減少傾向を示しており、令和 5 年度で 47,351 トンとなっています。また、焼却後に発生する焼却灰は、焼却量の 11.77～13.06%となっています。

発電電力量は令和 3 年度まで 13 百万 KWh/年を超えていましたが、令和 4 年度と令和 5 年度は 12 百万 KWh/年台となっています。また、売電電力量は令和 4 年度を除き 5 百万 KWh/年以上となっています。

表 3-13 焼却処理量の推移

	焼却処理量 (トン)	(内 苫小牧市分)	焼却灰搬出量 (トン)	焼却灰率 (%)
令和元年度	49,398.26	(47,274)	6,450.98	13.06
令和 2 年度	50,812.78	(48,694)	6,339.55	12.48
令和 3 年度	49,437.85	(47,386)	6,301.61	12.75
令和 4 年度	48,252.61	(46,207)	5,946.61	12.32
令和 5 年度	47,351.32	(45,381)	5,572.20	11.77

表 3-14 発電電力量の推移

	発電電力量 (KWh)	売電電力量 (KWh)	売電収入 (円)
令和元年度	13,204,700	5,262,252	85,938,946
令和 2 年度	13,447,510	5,296,119	69,711,466
令和 3 年度	13,154,610	5,056,107	54,049,771
令和 4 年度	12,328,660	4,333,128	66,506,790
令和 5 年度	12,813,870	5,044,566	102,386,142

② 破碎処理量の推移

本市の破碎処理量は、令和 2 年度をピークに減少傾向にあり、令和 5 年度で 3,616 トンとなっています。また、破碎後に回収する鉄、アルミ等の有価物回収量は、令和 5 年度で 536.7 トンとなっています。

表 3-15 破碎処理量の推移

(トン)

	破碎処理量 (内 苫小牧市分)	有価物回収量			焼却対象	埋立対象
		鉄類	アルミ類	計	可燃物	不燃物
令和元年度	3,855.01 (3,774.11)	487.08	46.23	533.31	1,720.37	1,601.33
令和 2 年度	4,093.84 (4,006.10)	550.52	53.44	603.96	1,880.35	1,609.53
令和 3 年度	3,722.68 (3,642.52)	526.97	47.63	574.60	1,654.18	1,493.90
令和 4 年度	3,683.28 (4,598.49)	507.05	49.54	556.59	1,742.80	1,383.89
令和 5 年度	3,615.60 (3,528.34)	481.51	55.19	536.70	1,670.87	1,408.03

10. 最終処分の現状

(1) 最終処分場の概要

沼ノ端埋立処分場では、沼ノ端クリーンセンターの焼却処理に伴い発生する焼却灰の埋立処理を行っています。

柏原埋立処分場では、沼ノ端クリーンセンターにおける破碎選別処理に伴い発生する不燃残渣の埋立処理を行っています。柏原埋立処分場の第1～5ブロックの内、第1～4ブロックは満了し、現在、第5ブロックで受け入れています。

表 3-16 最終処分場の概要

	沼ノ端埋立処分場	柏原埋立処分場 (一般廃棄物最終処分場)
竣 工	平成 11 年 3 月	平成 20 年 8 月 (第 5 ブロック)
埋立面積	55,730m ² (1 期 40,000m ² 、2 期 15,730m ²)	全体 : 60,065m ² 第 5 ブロック : 15,745m ²
埋立容積	294,600m ³ (1 期 205,100m ³ 、2 期 89,500m ³)	全体 : 474,638m ³ 第 5 ブロック : 114,715m ³
埋立満了予定	令和 14 年度末	令和 19 年度末
埋立構造	準好気性埋立 (平地層状埋立方式)	準好気性埋立 (平地層状埋立方式)
埋立方法	サンドイッチ方式 (セル方式併用)	サンドイッチ方式 (セル方式併用)
埋立対象物	焼却灰、集じん灰薬剤処理物、浸出水 処理施設の脱水汚泥	破碎不燃残渣

沼ノ端埋立処分場は令和 14 年度末、柏原埋立処分場は令和 19 年度末に埋立満了を予定しているため、本計画期間内に次期埋立処分場の計画・整備を進める必要があります。

(2) 埋立処分量の推移

本市の埋立処分量 (沼ノ端埋立処分場及び柏原埋立処分場) は、減少傾向にあります。

令和 5 年度の埋立処分量は 8,080 トンとなっています。施設別の内訳は、沼ノ端埋立処分場が 5,633 トン、柏原埋立処分場が 2,447 トンです。

表 3-17 埋立処分量の推移

	(トン)				
	R1	R2	R3	R4	R5
沼ノ端埋立処分場	6,512	6,387	6,376	6,082	5,633
柏原埋立処分場	2,774	2,867	2,750	2,435	2,447
合計	9,286	9,254	9,126	8,517	8,080

11. ごみ処理経費の推移

本市のごみ処理経費は、増加傾向にあり、令和5年度で2,502百万円となっています。令和5年度の内訳は、収集運搬経費が1,203百万円、焼却処理経費が981百万円、資源化経費が234百万円であり、収集運搬経費と焼却処理経費で全体の87%以上を占めています。

なお、ごみ処理経費として、人件費や施設等の減価償却費等を含む部門別総原価を掲載しています。

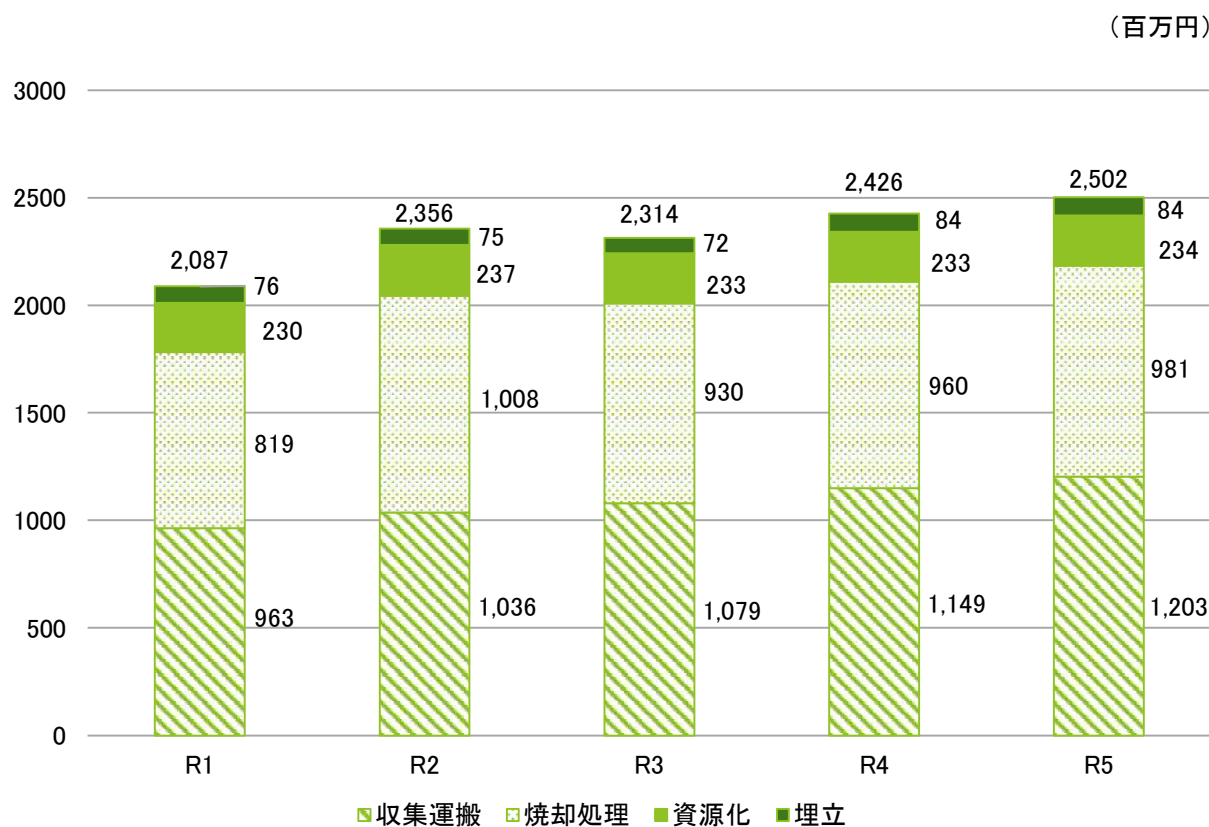


図 3-15 ごみ処理経費の推移

12. 広域ごみの処理状況

安平町及び厚真町の広域ごみ処理量は、減少傾向にあり、令和5年度は2,384トンです。

内訳は、燃やせるごみが1,816トン、燃やせないごみが148トン、資源物が146トン、廃プラスチックが163トン、紙類が94トン、剪定枝が18トンとなっています。

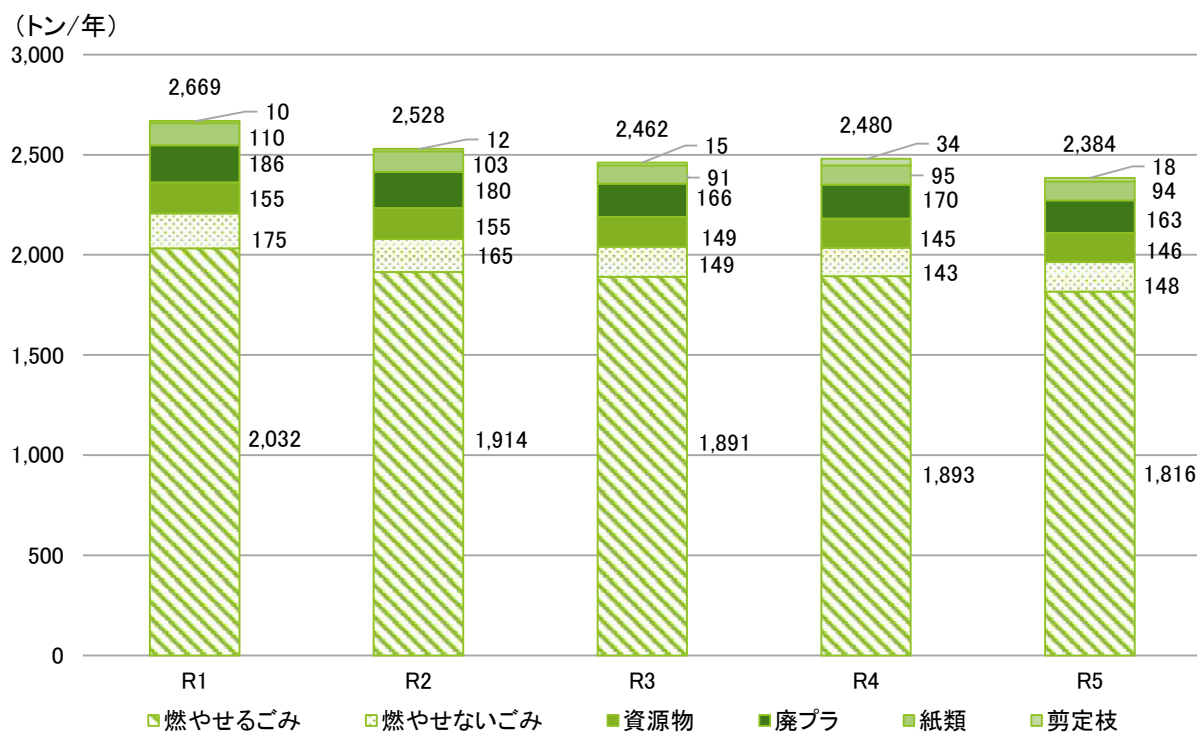


図 3-16 広域ごみ処理量の推移

表 3-18 広域ごみ処理量の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ処理量 (構成比)	56,493 トン (100.0%)	56,452 トン (100.0%)	55,565 トン (100.0%)	54,176 トン (100.0%)	52,891 トン (100.0%)
苦小牧市分	53,824 トン (95.3%)	53,924 トン (95.5%)	53,103 トン (95.6%)	51,696 トン (95.4%)	50,507 トン (95.5%)
広域分	2,669 トン (4.7%)	2,528 トン (4.5%)	2,462 トン (4.4%)	2,480 トン (4.6%)	2,384 トン (4.5%)

13. 不法投棄・不適正排出

(1) 不法投棄防止活動の実施

廃棄物処理法第 16 条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされています。

本市では、不法投棄等監視パトロールや不法投棄防止看板・監視カメラの設置による啓発を行っています。

不法投棄に対しては、警察をはじめ、北海道胆振総合振興局、民間事業者、町内会、自治会と連携・協力した取組を行っています。

また、市民からの不法投棄に関する情報提供を目的として、平成 25 年度に「不法投棄専用ダイヤル 53-0530（ごみゼロごみゼロ）」を開設しています。

不法投棄発生件数は、ピーク時は平成 18 年度に 389 件あったものの、令和 5 年度は 63 件まで減少しています。

(2) 不適正排出防止に向けた取組

共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会を通じて共同住宅居住者の排出マナーの向上と良好な居住環境確保を図るための取組を実施しています。

また、不適正排出を防止するための啓発活動として、平成 27 年度から、ごみの排出状況が良好な共同住宅のごみステーションを優良ごみステーションとして認定しています。

令和 5 年度末時点での優良ごみステーションは 26 ヶ所となっています。

第2節 現計画の施策実施状況

1. 施策の実施状況

本市は、現計画で定めた数値目標の達成に向けて、これまで各種施策を推進してきました。これらの実施状況を以下に示します。

現計画の施策実施状況					
家庭ごみ減量の推進					
4 R の推進によるごみ発生・排出抑制の取組	●家庭用ごみ分別ガイドブック「クリーンとまこまい」を全世帯に配布し、ごみ減量、リサイクル、環境美化を周知しました。 ●次世代市民に副読本配布や環境教育を実施しました。				
リフューズ・リデュースの促進に向けた取組	●市内小中学校・町内会・各種団体等に対し、出前講座を開催し、リデュース、リフューズに関する啓発を行いました。				
リユースの促進	●J F E リサイクルプラザ苫小牧で、大型ごみとして排出された家具や自転車等を修理し、再生品として展示販売をしました。				
	＜再生品の販売推移＞				
		R2	R3	R4	R5
	販売数（個）	524	313	393	358
	●不要となった本を引き取り、来館者に無料で持ち出しするリユース文庫を実施しました。				
生ごみ3きり運動の推進	＜リユース文庫持出件数の推移＞				
		R2	R3	R4	R5
	持出件数（冊）	1, 859	1, 141	989	556
	●J F E リサイクルプラザ苫小牧で、不要になった洋服等の交換コーナー「ばくりっこ」を設置しました。（R5. 4～）				
					
食品ロス削減運動の推進	●食品ロス削減のため、市内のコミュニティセンター等で消費期限が2か月以上残る食品を集め、フードバンクとまこまいに寄贈するフードドライブ事業を実施しました。その他各種イベントや出前講座においても、食品ロスの削減を呼びかけています。 ●食材を使い切る工夫や食べ残しを出さない工夫等の取組を実践している飲食店を認定する「ニコとま（2510）運動推奨店認定制度」を推進しました。 ●食品小売店等から食品の売りきりに関する情報提供を受け、ごみ分別アプリ「053City」の通知機能で定期的に知らせています。				

現計画の施策実施状況																																									
生ごみ堆肥化容器等の普及促進	●生ごみ減量化を促進すべく、「キエーロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成を開始しました。(H30.4～) <助成件数の推移> <table><tr><th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>累計※</th></tr><tr><td>コンポスト(件)</td><td>56</td><td>53</td><td>39</td><td>24</td><td>1,492</td></tr><tr><td>密閉式容器(件)</td><td>7</td><td>5</td><td>4</td><td>5</td><td>593</td></tr><tr><td>電動処理機(件)</td><td>17</td><td>21</td><td>19</td><td>22</td><td>303</td></tr><tr><td>キエーロ(件)</td><td>10</td><td>5</td><td>2</td><td>4</td><td>40</td></tr><tr><td>トラッシュ(件)</td><td>26</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td><td>160</td></tr></table> ※H22からの累計						R2	R3	R4	R5	累計※	コンポスト(件)	56	53	39	24	1,492	密閉式容器(件)	7	5	4	5	593	電動処理機(件)	17	21	19	22	303	キエーロ(件)	10	5	2	4	40	トラッシュ(件)	26	4	5	5	160
	R2	R3	R4	R5	累計※																																				
コンポスト(件)	56	53	39	24	1,492																																				
密閉式容器(件)	7	5	4	5	593																																				
電動処理機(件)	17	21	19	22	303																																				
キエーロ(件)	10	5	2	4	40																																				
トラッシュ(件)	26	4	5	5	160																																				
事業系ごみ減量の推進																																									
排出事業者への啓発指導	●事業系ごみ分別・処理ガイドブックを作成しました。(H30.10) ●古紙類(上質古紙・新聞紙・雑誌・ダンボール)については、事業者が苫小牧上質古紙リサイクル協同組合でリサイクルできる体制を整えています。 ●事業系ごみ分別・処理ガイドブックの計量所での配布を開始しました。(R5.9～)																																								
収集運搬許可業者への指導及び協力体制の構築	●不適物搬入対策として沼ノ端クリーンセンターにて展開調査を実施しました。(H29.4～) ●収集運搬事業者とLINEを活用した情報共有を行っています。																																								
処理手数料の適正化	●近隣自治体及び民間のリサイクル業者の動向を調査しました。																																								
リフューズ・リデュースの促進に向けた取組	●店舗や事業者における包装の簡素化やレジ袋削減等のごみ発生・排出抑制につながる取組を行う店舗等を対象とする「エコストア認定制度」の認定店増加に取り組みました。																																								
リサイクルの推進																																									
分別徹底の周知強化	●市内小中学校・町内会・各種団体等に出前講座を実施し、適正分別の周知徹底を行いました。 ●有害ごみの収集日変更、缶・びんの別袋回収、おむつ類の無料回収を開始しました。(H30.10～)																																								
集団回収の支援	●集団回収活動を支援するため、一律1kgあたり3円の奨励金を出しています。 <助成金交付団体数と回収量の推移> <table><tr><th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>交付団体数(件)</td><td>208</td><td>198</td><td>197</td><td>197</td></tr><tr><td>回収量(トン)</td><td>4,322</td><td>4,107</td><td>3,968</td><td>3,507</td></tr></table> ●集団回収活動を活性化するため、集団回収団体が資源物を一時的に保管する建築物(リサイクルハウス)の設置に対して助成しました。 <リサイクルハウス設置助成件数の推移> <table><tr><th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>助成件数(件)</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td></tr></table>						R2	R3	R4	R5	交付団体数(件)	208	198	197	197	回収量(トン)	4,322	4,107	3,968	3,507		R2	R3	R4	R5	助成件数(件)	2	1	0	2											
	R2	R3	R4	R5																																					
交付団体数(件)	208	198	197	197																																					
回収量(トン)	4,322	4,107	3,968	3,507																																					
	R2	R3	R4	R5																																					
助成件数(件)	2	1	0	2																																					

現計画の施策実施状況																																		
拠点回収の推進	●市内公共施設や民間施設にて、古着・古布、廃食油、主要古紙、小型家電、蛍光管の拠点回収を実施しました。 <拠点回収量の推移> <table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>古着・古布（トン）</td><td>49.19</td><td>28.79</td><td>13.68</td><td>33.26</td></tr><tr><td>廃食油（トン）</td><td>23.25</td><td>20.87</td><td>17.19</td><td>17.92</td></tr><tr><td>主要古紙（トン）</td><td>139.49</td><td>145.37</td><td>152.31</td><td>131.35</td></tr><tr><td>小型家電（トン）</td><td>30.02</td><td>31.32</td><td>29.83</td><td>28.25</td></tr><tr><td>蛍光管（トン）</td><td>8.13</td><td>7.04</td><td>7.52</td><td>6.52</td></tr></table>					R2	R3	R4	R5	古着・古布（トン）	49.19	28.79	13.68	33.26	廃食油（トン）	23.25	20.87	17.19	17.92	主要古紙（トン）	139.49	145.37	152.31	131.35	小型家電（トン）	30.02	31.32	29.83	28.25	蛍光管（トン）	8.13	7.04	7.52	6.52
	R2	R3	R4	R5																														
古着・古布（トン）	49.19	28.79	13.68	33.26																														
廃食油（トン）	23.25	20.87	17.19	17.92																														
主要古紙（トン）	139.49	145.37	152.31	131.35																														
小型家電（トン）	30.02	31.32	29.83	28.25																														
蛍光管（トン）	8.13	7.04	7.52	6.52																														
事業系ごみリサイクルの推進	●事業系ごみのうち上質古紙については、上質古紙リサイクル協同組合でリサイクルできる体制を整えています。 <上質古紙回収量の推移> <table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>回収量（トン）</td><td>412</td><td>364</td><td>367</td><td>345</td></tr></table>					R2	R3	R4	R5	回収量（トン）	412	364	367	345																				
	R2	R3	R4	R5																														
回収量（トン）	412	364	367	345																														
J F E リサイクルプラザ苦小牧の充実																																		
J F E リサイクルプラザ苦小牧の機能充実	●ごみ減量とリサイクル推進に関わる情報発信基地として、大型ごみの再生品販売、ばくりっこ等の事業を行ってきました。 ●市内のコミュニティセンター等に再生自転車等の抽選箱を設置しました。（R2.10～） ●ネーミングライツ導入により、愛称が「J F E リサイクルプラザ苦小牧」となりました。（R3.4～） <来館者数の推移> <table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>来館者（人）</td><td>17,100</td><td>14,573</td><td>19,329</td><td>21,499</td></tr></table>					R2	R3	R4	R5	来館者（人）	17,100	14,573	19,329	21,499																				
	R2	R3	R4	R5																														
来館者（人）	17,100	14,573	19,329	21,499																														
ごみの減量とリサイクルの推進に関する情報発信																																		
転入者に対する周知・啓発	●住民異動の多い3月末から4月の期間と10月に、市本庁舎において転入者に対して、ごみ分別方法やごみ袋の使い方等の情報提供を行いました。																																	
情報発信の強化	●H30.10からの分別方法の変更について、広報とまこまいやホームページ、出前講座や説明会等を活用して、積極的に発信しました。 ●毎年6月の環境月間に合わせて、ごみ減量とリサイクル推進、まちの環境美化に関する特集を地元新聞に掲載しました。 ●SNS（Instagram、Facebook、YouTube）での情報発信のほか、R2.10にごみ分別アプリを導入しました。																																	
次世代市民への環境教育の充実	●市内の小中学校に環境教育副読本を配布するとともに、出前講座を実施しました。 ●学校給食の残渣を黒土に埋めて、堆肥化するハートフルリサイクルの授業を実施しました。 ●幼児向けリーフレットを配布したほか、保育園や幼稚園等に出向き053ファイブショーの出前講座等を実施しました。																																	

現計画の施策実施状況																
環境美化の推進																
ばい捨て防止対策の強化	● 苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱防止に関する条例を一部改正しました。 (H28. 4) ● 新たなばい捨て防止看板の設置を行い、啓発に努めました。															
不法投棄対策の強化	● H25 に開設した不法投棄通報専用ダイヤル(53-0530 ごみゼロごみゼロ)の周知を図りました。 ● 苫小牧郵便局及び北海道電力苫小牧支社と「廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定」を締結し、発見及び通報の強化を図りました。 ● 不法投棄の多い郊外の路線に監視カメラを設置しました。															
ごみ排出マナーの向上	● 清掃指導員による日常的なパトロールや不適正排出の調査、排出ルールの指導を実施しました。 ● 不適正排出が多い大型ステーションについて、小型・分散化することで、排出者責任を明確化し、ごみ排出マナーの向上を図りました。 ● 共同住宅において、「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を通じて、管理者との情報共有や入居者への周知のほか、市、管理者、町内会の三者による合同パトロールを行いました。															
地域住民と連携した美化活動の推進	● 町内会・自治会を対象とした「環境美化活動助成金」を継続しました。 ● 春・秋に全市一斉の大掃除「0 5 3 (ゼロごみ) の日」を実施しました。 ● 5月 30 日に「5 3 0 (ごみゼロ) の日」としてイベントを実施し、ごみ減量とリサイクル推進を周知しました。															
安定したごみ処理体制の確立																
焼却処理施設の適正配置	● ごみが減量した結果、糸井清掃センターを廃炉とし、沼ノ端クリーンセンターのみで処理可能となりました。(H31. 4～) ● 沼ノ端クリーンセンターの長寿命化を図るため、基幹的設備改良工事を実施しました。(H27. 9～H30. 2) ＜焼却処理量の推移＞ <table><tr><th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>焼却処理量 (トン)※</td><td>50, 813</td><td>49, 438</td><td>48, 253</td><td>47, 351</td></tr><tr><td>内、本市焼却量 (トン)</td><td>48, 694</td><td>47, 386</td><td>46, 207</td><td>45, 381</td></tr></table> ※本市のごみ以外、安平町・厚真町のごみを含む。		R2	R3	R4	R5	焼却処理量 (トン)※	50, 813	49, 438	48, 253	47, 351	内、本市焼却量 (トン)	48, 694	47, 386	46, 207	45, 381
	R2	R3	R4	R5												
焼却処理量 (トン)※	50, 813	49, 438	48, 253	47, 351												
内、本市焼却量 (トン)	48, 694	47, 386	46, 207	45, 381												
資源化処理体制の再構築	● 資源化センターを廃止しました。(H29. 3) ● 缶・びん・ペットボトル・紙パックの中間処理の民間委託を開始しました。(H29. 4～) ● 将来を見据えた処理施設の調査・研究を実施しました。															
最終処分場の整備	● 焼却灰を埋め立てる第 2 埋立処分場を造成しました。(H30. 6～R2. 9) ● 燃やせないごみの最終処分場の次期整備計画について安平町・厚真町と協議を開始しました。(R1. 10～)															
広域ごみ処理の継続	● 定住自立圏の観点から、安平町・厚真町と連携を図り、広域ごみ処理を継続しました。															

現計画の施策実施状況																								
災害廃棄物処理体制の確立	●大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書を苫小牧廃棄物協同組合と締結しました。(H29. 3) ●大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書を北海道産業資源循環協会日胆支部と締結しました。(R4. 11) ●一般廃棄物処理に係る相互支援実施に関する協定を R4. 12 に平取町外 2 町衛生施設組合と、R5. 1 に登別市及び白老町と締結しました。 ●苫小牧市災害廃棄物処理計画を策定しました。(R5. 2) ●災害時仮置場訓練を開始しました。(R5. 11～)																							
ふくしのまちづくりに向けた収集体制の確立																								
収集体制の効率化	●ごみ収集地区を見直し、42 種類あるごみ収集排出カレンダーを 19 種類に変更し、収集の効率を図りました。(H28. 7～) ●一般廃棄物収集運搬委業務託を苫小牧廃棄物協同組合へ一括発注としました。(H28. 7～)																							
戸別収集の導入	●市内 14 地区での戸別収集を開始しました。(H28. 7～) ●85 歳以上の高齢者世帯を対象に、戸別収集 85 を開始しました。(R6. 4～)																							
ふれあい収集の推進	●単身高齢者や障がい者世帯でごみ排出困難な世帯を支援するため、ふれあい収集を実施しています。 <ふれあい収集の推移> <table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>総世帯（戸）</td><td>703</td><td>738</td><td>771</td><td>788</td></tr><tr><td>開始世帯（戸）</td><td>173</td><td>207</td><td>221</td><td>214</td></tr><tr><td>終了世帯（戸）</td><td>157</td><td>172</td><td>188</td><td>197</td></tr></table>					R2	R3	R4	R5	総世帯（戸）	703	738	771	788	開始世帯（戸）	173	207	221	214	終了世帯（戸）	157	172	188	197
	R2	R3	R4	R5																				
総世帯（戸）	703	738	771	788																				
開始世帯（戸）	173	207	221	214																				
終了世帯（戸）	157	172	188	197																				

2. 目標値の達成状況

(1) 現計画における目標値

現計画では、計画目標年度を令和6年度として、「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」、「リサイクル率」の3つの指標に係る目標値を設定しています。

表 3-19 現計画の目標値

	実績値	中期目標	後期目標
	平成22年度	令和2年度	令和6年度
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 (g/人日)	690	530	520
事業系ごみ排出量 (トン)	27,181	22,100	21,400
リサイクル率 (%)	20.5	32.0	33.0

(2) 目標値の達成状況

目標値と令和5年度までの目標達成状況は以下のとおりです。

表 3-20 目標達成状況

	開始	目標	参考	目標値 達成
	平成22年度	令和6年度	令和5年度 実績	
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 (g/人日)	690	520	537	×
事業系ごみ排出量 (トン)	27,181	21,400	20,220	○
リサイクル率 (%)	20.5	33.0	30.6	×

① 1人1日当たりの家庭ごみ排出量

本市の1人1日当たりの家庭ごみ排出量の目標達成状況は、令和6年度の目標520g/人日に対して、令和5年度の実績は537g/人日です。

② 事業系ごみ排出量

本市の事業系ごみ排出量の目標達成状況は令和6年度の目標21,400トンに対して、令和5年度の実績は20,220トンであり、既に目標を達成しています。

③ リサイクル率

本市のリサイクル率の目標達成状況は、令和6年度の後期目標33.0%に対して、令和5年度の実績は30.6%です。

第3節 ごみ処理の課題

1. 排出抑制・再資源化に関する課題

(1) 家庭ごみ

本市においては、家庭ごみ有料化の導入後、市民のごみ分別・適正排出に対する意識が向上したことで、これまで燃やせるごみに含まれていた紙類等の分別が進み、家庭ごみ排出量は有料化導入前と比べて大幅に減少しました。

しかしながら、燃やせるごみと燃やせないごみには、資源化できる紙類、缶、びん、プラスチック等が混入しており、手を付けていない食品や食べ残しの食品ロスも含まれています。

特に、燃やせるごみに混入しているプラスチックは、焼却処理により化石燃料由来の二酸化炭素を発生させるので、「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言している本市にとっては、プラスチックを分別・資源化することが重要となります。

本市における家庭ごみの排出抑制・資源化における課題は以下のように考えられます。

- 1人1日当たりの家庭ごみ排出量とリサイクル率の令和5年度までの実績を踏まえて、新たな目標設定が必要
- 燃やせるごみの約10%（平成30年度から令和5年度の組成調査結果）を占める食べ残しや賞味期限切れ等の食品ロスの削減
- 燃やせるごみと燃やせないごみに混入している資源物の分別の徹底と資源化の促進
- プラスチックの燃やせるごみへの混入の削減

(2) 事業系ごみ

事業系ごみの燃やせるごみには、資源としてリサイクル可能な上質古紙・チラシ類や紙製容器包装等が約25%、食品ロスが約5%（平成30年度から令和5年度の組成調査結果）含まれています。

本市における事業系ごみの排出抑制・資源化における課題は以下のように考えられます。

- 排出事業者によるごみの減量や分別、民間リサイクルルートを活用する等の取組の促進
- 資源としてリサイクル可能な紙類の分別の徹底と資源化の促進
- 燃やせるごみの約5%（平成30年度から令和5年度の組成調査結果）を占める食べ残しや賞味期限切れ等の食品ロスの削減

(3) 情報提供と啓発

「053(ゼロごみ)のまち とまこまい」の実現を目指して、さらなるごみの減量とリサイクルの推進をするため、今後も市民と事業者の理解や協力による自主的な取組が不可欠です。

本市では、これまでの紙媒体での情報発信に加えて、スマートフォン向けの「ごみ分別アプリ・053City」やSNS (YouTube、Facebook、Instagram) を利用した情報発信を新たに導入しており、これらの新しい情報発信について市民により広く周知していく必要があります。

- 市民と事業者による自主的な取組を促す情報発信の検討
- J F E リサイクルプラザ苫小牧におけるイベントやオンライン講座の実施
- SNS (Instagram、Facebook、YouTube 等) を活用した啓発の効果的な発信と市民への周知
- IT (情報技術) を利用したごみ分別情報の発信

2. 収集・運搬に関する課題

人口減少で労働力の確保が困難な中で、持続可能な収集運搬体制を維持するためには、収集運搬の効率化に向けた検討が必要となります。また、さらなる社会の高齢化の進展に伴い、高齢者等のごみ排出に対する負担軽減へのニーズはさらに高まるものと想定されます。

本市における収集・運搬における課題は以下のように考えられます。

- 持続可能な収集運搬体制の確保
- ふれあい収集の継続を含む、ごみ出しが困難な方への支援
- 排出マナー及び分別排出の周知徹底

3. 中間処理に関する課題

沼ノ端クリーンセンターは、平成 27 年度から基幹的設備改良工事を実施し、施設の長寿命化を図りました。しかし、施設の老朽化は年々進行していくことから、令和 14 年度までに再度、基幹的設備改良工事を行うことで、令和 29 年度までの 15 年間、施設の再長寿命化を計画しています。

また、令和 4 年 4 月 1 日にプラスチック新法が施行され、容器包装プラスチック以外の製品プラスチックについても分別収集・資源化を行うことが求められています。本市ではすでに容器包装以外のプラスチックも分別収集・資源化を実施していますが、安定的な処理ルート確保については、継続的に検討していく必要があります。

本市における中間処理における課題は以下のように考えられます。

- 焼却施設の再度の基幹的設備改良工事の計画と実施
- 令和 29 年度以降を見据えた、広域化・集約化による新たな中間処理施設の整備の検討
- プラスチックの分別収集・資源化のさらなる推進
- プラスチックの安定的な処理ルート確保

4. 最終処分に関する課題

沼ノ端埋立処分場は令和 14 年度末、柏原埋立処分場は令和 19 年度末に埋立満了を予定しています。本市における最終処分における課題は以下のように考えられます。

- 広域処理による次期最終処分場の整備検討

第4章 ごみ処理行政の動向等

1. 循環型社会形成推進のための国の施策体系

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項で位置づけられた市町村が定めなければならない計画であり、苫小牧市総合計画、国や北海道の関連計画、その他リサイクルやごみの種類に応じた関連法令等に基づき策定するものです。

本計画に関連する国の法律・計画・法令等の概要は、次のとおりです。

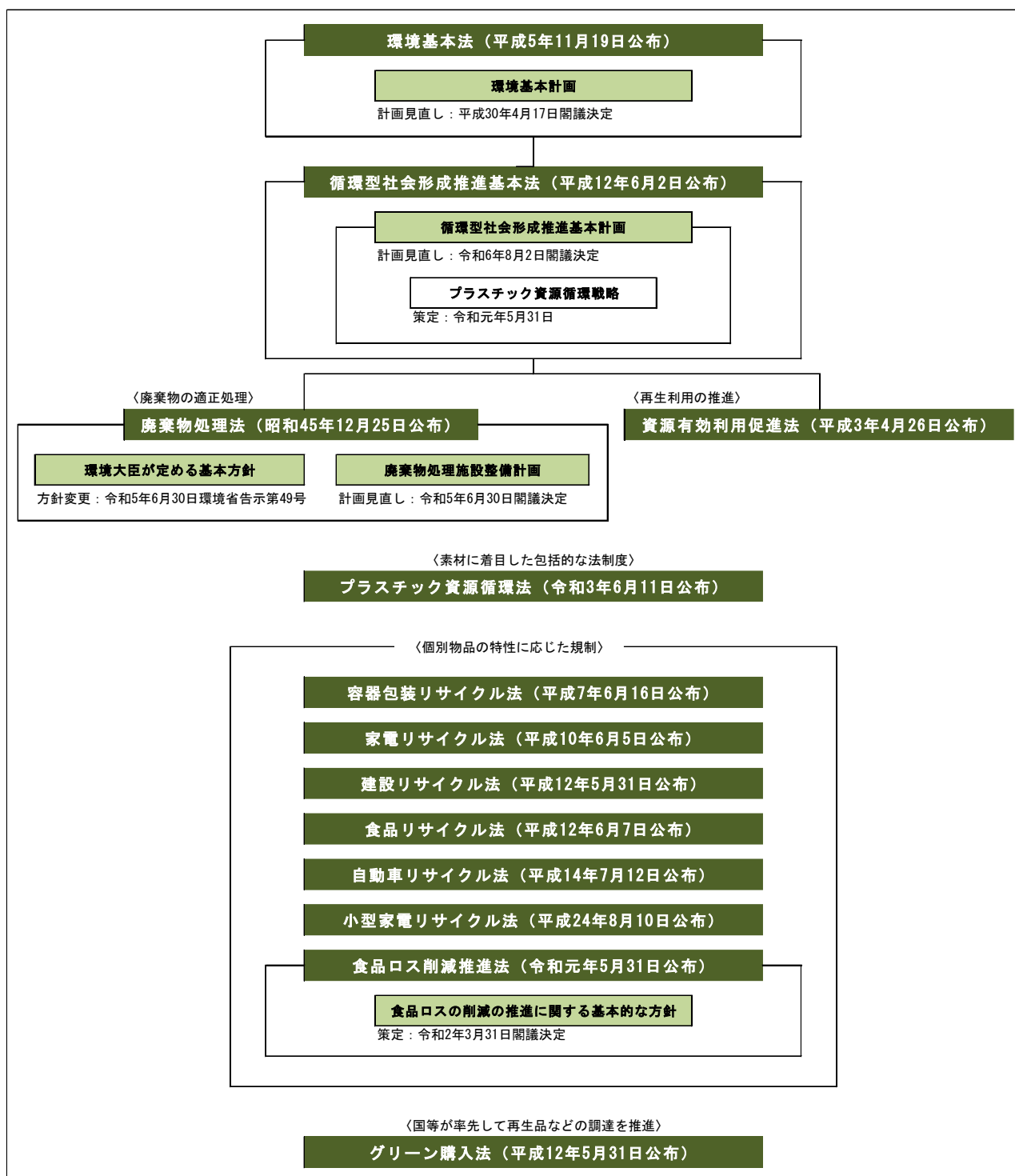


図 4-1 国の施策体系

(1) 第五次環境基本計画

名 称	第五次環境基本計画
根 拠 法	環境基本法 第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
当 初 策 定	平成 6 年 12 月 16 日閣議決定
最 新 計 画	平成 30 年 4 月 17 日閣議決定（第五次環境基本計画）
環 境 政 策	重点戦略 ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 ② 国土のストックとしての価値の向上 ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり ④ 健康で心豊かな暮らしの実現 ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及 ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築
循環型社会の形成	循環型社会の形成については、第 2 章の重点戦略も踏まえ、持続可能な社会づくりとの統合的な取組が進むよう、第 4 部の環境保全施策の体系に沿って推進する。具体的には、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）に基づく循環型社会形成推進基本計画にのっとり、総合的かつ計画的に施策を推進する。

(2) 第五次循環型社会形成推進基本計画

名 称	第五次循環型社会形成推進基本計画
根 拠 法	循環型社会形成推進基本法 第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。
当 初 策 定	平成 15 年 3 月 14 日閣議決定
最 新 計 画	令和 6 年 8 月 2 日閣議決定
重 点 分 野	(ア)循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり (イ)資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環 (ウ)多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現 (エ)資源循環・廃棄物管理基盤の強化と着実な適正処理・環境再生の実行 (オ)適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
取 組 指 標 (2024(令和 6)年度以降の目標) ※一般廃棄物関連の指標を抜粋	2027（令和 9）年度目標 ・廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合：46％ ・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合：100％ 2030（令和 12）年度目標 ・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：約 90％ ・具体的な 3 R 行動の実施率：約 50％ ・1 人 1 日当たりごみ焼却量：約 580g/人/日 ・一般廃棄物最終処分場：2020 年度の水準（残余容量 22 年分）を維持 ・災害廃棄物処理計画策定率：都道府県 100％、市町村 100％ ・災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率：都道府県 100％、市町村 60％ ・災害廃棄物処理計画における水害の想定率：市町村 60％

(3) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

名 称	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
当 初 策 定	平成 13 年 5 月 7 日環境省告示第 34 号
最 終 改 正 最 終 変 更	令和 5 年 6 月 30 日環境省告示第 49 号
一般廃棄物の減量化の目標量	一般廃棄物については、平成 24 年度に対し、令和 7 年度において、排出量を約 16%削減し、最終処分量を約 31%削減する。また、令和 9 年度において、出口側の循環利用率を約 28%に増加させる。 また、令和 7 年度において、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を約 440g とする。

(4) 廃棄物処理施設整備計画

名 称	廃棄物処理施設整備計画
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（以下「廃棄物処理施設整備計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
当 初 策 定	平成 15 年 10 月 10 日閣議決定
最 新 計 画	令和 5 年 6 月 30 日閣議決定
重 点 目 標	2027（令和 9）年度目標 （ア）ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率） 20%（2020 年度実績）→28%（2027 年度） （イ）一般廃棄物最終処分場の残余年数 2020 年度の水準（22 年分）を維持する。 （ウ）期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 20%（2020 年度実績）→22%（2027 年度） （エ）廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 41%（2020 年度実績）→46%（2027 年度） （オ）浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 58%（2020 年度実績）→76%以上（2027 年度） （カ）先進的省エネ型浄化槽導入基数 家庭用 33 万基、中・大型 9 千基（2020 年度実績）→家庭用 75 万基、中・大型 27 千基（2027 年度）

(5) プラスチック資源循環戦略

名 称	プラスチック資源循環戦略
根 拠	第四次循環型社会形成推進基本計画 5.3.1. プラスチック 資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定し、これに基づく施策を進めていく。
策 定	令和元年 5 月 31 日
基 本 原 則	3R+Renewable（持続可能な資源）
重 点 戦 略	(1) プラスチック資源循環 ① リデュース等の徹底 ② 効果的・効率的で持続可能なリサイクル ③ 再生材・バイオプラスチックの利用促進 (2) 海洋プラスチック対策 (3) 国際展開 (4) 基盤整備
マ イ ル ス ト ーン	(1) リデュース ① 2030 年までにワンウェイのプラスチックを累積で 25%排出抑制。 (2) リユース・リサイクル ① 2025 年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを、分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとする。 ② 2030 年までに、プラスチック製容器包装の 6 割をリユース又はリサイクルする。 ③ 2035 年までに、すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクルする。 (3) 再生利用・バイオマスプラスチック ① 2030 年までに、プラスチックの再生利用を倍増する。 ② 2030 年までに、バイオマスプラスチックを最大限（約 200 万トン）導入する。

(6) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

名 称	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環法)
公 布	令和3年6月11日
最 新 改 正	令和4年6月17日
目 的	第一条 この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
基 本 方 針	① プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計 ② ワンウェイプラスチックの使用の合理化 ③ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等
個 別 の 措 置 事 項	① プラスチック使用製品設計指針 ② 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 ③ 市町村の分別収集及び再商品化 ④ 製造事業者等による自主回収及び再資源化 ⑤ 排出事業者による排出の抑制及び再資源化等

(7) 小型家電リサイクル法

名 称	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)
公 布	平成24年8月10日
目 的	第一条 この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
対 象 品 目	一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定。
消費者、市町村、認定事業者の責務	消費者の責務 ・分別して排出 市町村の責務 ・分別して収集 ・認定事業者への引渡し 認定事業者の責務 ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることが出来る。 ・再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。 ・収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。

(8) 食品ロス削減推進法

名 称	食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）
公 布	令和元年 5 月 31 日
目 的	第一条 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。
食品ロスの削減の定義	まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組。
基 本 的 方 針	・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定） ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定。
基 本 的 施 策	① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等 ② 食品関連事業者等の取組に対する支援 ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰 ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究 ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供 ⑥ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

(9) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

名 称	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針
根 拠 法	食品ロスの削減の推進に関する法律 第十一条 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
策 定	令和 2 年 3 月 31 日閣議決定
基 本 的 施 策	① 教育及び学習の振興、普及啓発等 ② 食品関連事業者等の取組に対する支援 ③ 表彰 ④ 実態調査及び調査・研究の推進 ⑤ 情報の収集及び提供 ⑥ 未利用食品を提供するための活動の支援等
その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項	① 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画 ② 関連する施策との連携 ③ 食品ロスの削減目標等 ・2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減 ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合は 80% ④ 実施状況の点検と基本方針の見直し

2. 北海道・苫小牧市の計画

(1) 北海道の計画

① 北海道循環型社会形成推進基本計画〔第2次〕

名 称	北海道循環型社会形成推進基本計画〔第2次〕		
根 拠 法	循環型社会形成推進基本法 第十条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。		
当 初 策 定	平成22年4月		
最 新 計 画	令和2年3月		
施策の基本的方針	(1) 3Rの推進 (2) 廃棄物の適正処理の推進 (3) バイオマスの利活用の推進 (4) リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興		
取組指針及び目標 (一般廃棄物)	指標	現状 (平成29年度)	目標 (令和6年度)
	一般廃棄物の排出量	187万トン	170万トン以下(約10%減)
	1人1日当たり排出量	961g/人・日	900g/人・日以下(約5%減)
	一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30%以上
	一般廃棄物の最終処分量	32万トン	25万トン以下(約20%削減)

② 北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画

名 称	北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画		
根 拠	環循適発第1903293号 平成31年3月29日 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知) 各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画(以下「広域化・集約化計画」という。)を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。		
旧 計 画 策 定	平成9年12月(ごみ処理の広域化計画)		
計 画 策 定	令和4年7月		
広域ブロック区割り	30ブロック		
東胆振ブロックの構成	苫小牧市、安平町、厚真町		
計画期間内の方針	ブロック内の焼却は一本化されており現行の処理体制の継続を基本とする。その上で、隣接する西胆振ブロックや日高・胆振東部ブロックとの構成組み換え等による、現状より広域での処理連携について協議、検討を進める。		

③ 北海道廃棄物処理計画〔第5次〕

名 称	北海道廃棄物処理計画〔第5次〕		
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量 その他その適正な処理に関する計画（以下、「廃棄物処理計画」という。）を定め なければならない。		
当 初 策 定	平成13年12月		
最 新 計 画	令和2年3月		
施策の基本的方針	(1) 3Rの推進 (2) 廃棄物の適正処理の推進 (3) バイオマスの利活用の推進 (4) リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興		
適正処理に関する 目 標 (一般廃棄物)	区 分	現 状 (平成29年度)	目 標 (令和6年度)
	一般廃棄物の排出量	1,873千トン	1,700千トン(約10%減)以下
	1人1日当たりのごみ排出 量	961g/人・日	900g/人・日以下
	1人1日当たりの家庭から 排出するごみの量	598g/人・日	550g/人・日以下
	一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30%以上
	一般廃棄物の最終処分量	316千トン	250千トン(約20%削減)以下
一般廃棄物の処理に 関 する 方 針	① ごみの排出の抑制 ② ごみの適正な循環的利用 ③ ごみの適正処理の確保 ④ ごみの広域的な処理 ⑤ 効率的なごみ処理事業の運営 ⑥ 災害廃棄物対策等 ⑦ 生活排水対策 ⑧ 海岸漂着物対策の推進		

(2) 苫小牧市の計画

① 第7次苫小牧市総合計画

名 称	苫小牧市総合計画（基本構想・第7次基本計画）	
根 拠 条 例	苫小牧市基本構想 第3章の1 本市の理想の都市を実現するための基本となる「基本計画」と、その実施に関する「実施計画」を策定します。	
計 画 期 間	令和5年度～令和9年度（5年間）	
基本構想	理想の都市	人間環境都市
	まちづくりの目標	(ア) 共に支え合い健やかに暮らすまち (イ) 明日を拓く力みなぎる産業のまち (ウ) 学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち (エ) 自然と環境にやさしいまち (オ) 安全・安心で快適に暮らすまち
基本計画	廃棄物処理	施策 まちづくりの目標④ 自然と環境にやさしいまち 取組2 廃棄物の適正処理と資源循環型社会の実現 基本施策28 ごみの減量とリサイクルの推進
		基本目標 廃棄物の適正処理に加え、ゼロカーボン等の環境問題に向き合い、資源循環型社会の実現を目指します。引き続き「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」を基本理念に掲げ、「4Rの推進によるごみの減量」、「市民との情報共有と環境教育」、「環境負荷の軽減を目指す効率的なごみ収集事業」の3つを基本方針に定め、市民・事業者・行政の三者が協働して各種施策を推進します。
	主な取組	① 4Rの推進によるごみの減量 ・家庭ごみに関するリフューズ・リデュース・リユースの取組の促進 ・家庭系生ごみ減量の取組の促進 ・ごみを有効利用する施策の調査・研究 ・多量排出事業者への指導・助言 ・分別排出及び適正排出の指導 ・リフューズ・リデュースの促進 ・収集運搬許可業者と連携した適正排出の指導 ・処理料金の適正化 ・市民に対する資源物等の分別徹底の周知強化 ・集団回収や拠点回収の促進 ② 市民との情報共有と環境教育の推進 ・転入者に対する周知・啓発 ・情報発信の手法の追加 ・次世代市民への環境教育の強化 ・ばい捨てや不法投棄の対策強化 ・まちの環境美化の推進 ③ 環境負荷の軽減を目指す効率的なごみ処理事業の推進 ・「ふくしのまちづくり」に相応しいごみ収集体制の確立 ・沼ノ端クリーンセンターの再寿命化や新たな中間処理施設整備等の検討 ・柏原埋立処分場や沼ノ端第2埋立処分場の次期整備に向けた検討 ・広域ごみ処理の役割の継続 ・近隣自治体との広域連携協定に関する検討

基本計画	廃棄物処理	主な事業	・資源リサイクル運動推進事業 ・塵芥処理事業 ・沼ノ端クリーンセンター整備事業		
		評価指標	目標指標（項目）	基準年度（R3 年度）	R9 年度目標
			1人1日当たりの家庭ごみの排出量（g）	564	520
			リサイクル率（％）	31.0	33.0
	生活排水処理	施策	まちづくりの目標⑤ 安全・安心で快適に暮らすまち 取組1 快適な生活環境の整備 基本施策 32 下水道の整備・健全な維持管理		
		基本目標	安全・安心で快適な市民生活に欠かすことができない下水道機能を、将来にわたり確保するため、投資財政計画である経営戦略と整合を図りながら、計画的かつ効率的に下水道施設の改築更新を実施します。 また、全国各地で自然災害が発生している状況から、引き続き雨水管整備等の大雨対策に取り組むとともに、下水道施設の耐震化対策を進めます。		
		主な取組	① 施設の老朽化対策 ・予防保全と並行した事業費の平準化やライフサイクルコストの削減 ② 災害対策 ・効果的な大雨対策の実施 ・段階的な下水道施設の耐震化対策の推進 ③ 事業の健全経営 ・計画的な施設の更新と健全な財政状況の両立 ・施設更新費用の削減のための広域連携による施設共同運用化の検討		
		主な事業	・管渠築造事業 ・ポンプ場築造事業 ・下水処理場築造事業		
		評価指標	目標指標（項目）	基準年度（R3 年度）	R9 年度目標
	老朽管の改築・更新延長（km）		21.9	45.9	
雨水面積整備率（％）	75.1		75.9		
下水道管の耐震化延長（km）	246		272		

② 苫小牧市第4次環境基本計画 ～第1期ゼロカーボン推進計画～

名 称		苫小牧市第 4 次環境基本計画 ～第 1 期ゼロカーボン推進計画～				
根 拠 条 例		苫小牧市環境基本条例 第九条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を策定しなければならない				
策 定 年 月		令和 5(2023)年 3 月				
計 画 期 間		令和 5(2023)年度～令和 12(2030)年度（8 年間）				
目 指 す べ き 環 境		地球を思い、人と自然が調和し、次世代につなぐ緑あふれる とまこまい				
基 本 目 標		1. 広げよう！ ゼロカーボンとみんなの暮らし 2. 実現しよう！ ゼロカーボン産業都市 3. 目指そう！ 資源が循環する 0 5 3（ゼロごみ）のまち 4. 守ろう！ 豊かな自然とみんなの未来				
基本 目 標 3	成 果 指 標		指標	基準年度	現状値	目標値 (2030 年度)
			1 人 1 日 当 た り の 家 庭 ご ゐ の 排 出 量	平成 25(2013) 年度 664g	令和 3(2021) 年度 564g	520g
			リサイクル率	平成 25(2013) 年度 25. 5%	令和 3(2021) 年度 31. 0%	33. 0%
			CO ₂ 排出量 (廃棄物部門)	平成 25(2013) 年度 19, 109t-CO ₂ / 年	令和元(2019) 年度 22. 8%削減 (平成 25(2013) 年度比)	25%削減 (平成 25(2013) 年度比)
	現 状 と 課 題	・本市は、「0 5 3（ゼロごみ）のまち とまこまい」を目指して、リフューズ（もらわない）・リデュース（出さない）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の「4 R」を推進しています。 ・世界的な課題である地球温暖化対策のほか、SDGs や海洋プラスチックごみ問題等への取組も重要な課題となっています。 ・本市は、廃棄物の適正処理と資源循環型社会の実現を目指し、基本理念として「0 5 3（ゼロごみ）のまち とまこまい」を掲げ、リフューズ（もらわない）・リデュース（出さない）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の「4 R」を推進しています。 ・令和 4 年度（2022 年度）までに「ゼロごみ大作戦」を 5 回実施し、「ごみの減量」、「リサイクルの推進」、「まちの環境美化」をテーマに市民の意識啓発に取り組んできました。 ・ごみの減量や分別排出状況は、平成 25 年度（2013 年度）の家庭ごみ有料化を契機に改善され、リサイクル率は平成 26 年度（2014 年度）以降、道内主要都市の中でトップを維持しています。 ・家庭ごみ有料化による大幅な減量後、ほぼ横ばいで推移していた家庭ごみの排出量が、令和 2 年度（2020 年度）には新型コロナウイルス感染症の影響を受けて増加に転じました。 ・世界的な課題である地球温暖化対策のほか、SDGs や海洋プラスチックごみ問題等への取組も重要な課題となっています				

	基本施策 (アクション)	① ごみを減量しよう！ ・ワンウェイプラスチックの削減に向けた啓発 ・生ごみ3きり運動（使いきり、食べきり、水きり）の推進 ・助成による生ごみ堆肥化容器等の普及の推進 ② リサイクルに取り組もう！ ・SNS やごみ分別アプリを利用した情報発信 ・出前講座や施設見学、イベント等、環境教育の推進 ・分別徹底の周知や資源回収の推進 ③ きれいなまちを目指そう！ ・ばい捨て防止や不法投棄対策の実施 ・大掃除活動の推進 ・環境に配慮した製品の利用促進
--	-----------------	---

③ 東胆振地域循環型社会形成推進地域計画

名	称	東胆振地域循環型社会形成推進地域計画
根	拠	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 環廃対発 050411002 号 平成 17 年 4 月 1 日 循環型社会形成推進地域計画の提出について (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり原則として都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。 (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。 (3) (1) の意見交換を経て作成された地域計画の承認について、環境省は審査を簡素化し、当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかどうか等を確認した上で、速やかに承認するものとする。
計	画 期 間	平成 27 年度～令和 2 年度（6 年間）
基本 構 想	構 成 市 町 村	苫小牧市、安平町、厚真町
	面 積	1, 203. 30 km ² （苫小牧市 561. 61 km ² 、安平町 237. 13 km ² 、厚真町 404. 56 km ² ）
	人 口	186, 769 人（苫小牧市 173, 459 人、安平町 8, 609 人、厚真町 4, 701 人）
処 理 施 設 の 整 備	ごみ焼却施設の 基幹的設備 改 良 事 業	事業主体：苫小牧市 事業期間 H27～H29 沼ノ端クリーンセンター長寿命化基幹改良事業 210 t / 日
	最 終 処 分 場	事業主体：苫小牧市 事業期間 H30～R2 沼ノ端第 2 埋立処分場整備事業 104, 000m²
	浄化槽設置整 備事業	事業主体：苫小牧市 事業期間 H24～R2 整備計画基数 66 基 整備計画人口 372 人
整 備	浄化槽市町村 整備推進事業	事業主体：厚真町 事業期間 H28～R2 整備計画基数 151 基 整備計画人口 570 人
	計画支援事業	事業主体：苫小牧市 事業期間 H28～H29 沼ノ端第 2 埋立処分場整備事業 基本設計等

第5章 人口及びごみ排出量の推計

第1節 行政区域内人口の推計

令和5年度の本市の人口は166,095人です。

本計画における将来人口は、「【第2期】苦小牧市人口ビジョン及び総合戦略」に基づいて、前期目標年度の令和11年度164,247人、中期目標年度の令和16年度160,306人、後期目標年度の令和21年度155,195人と設定します。

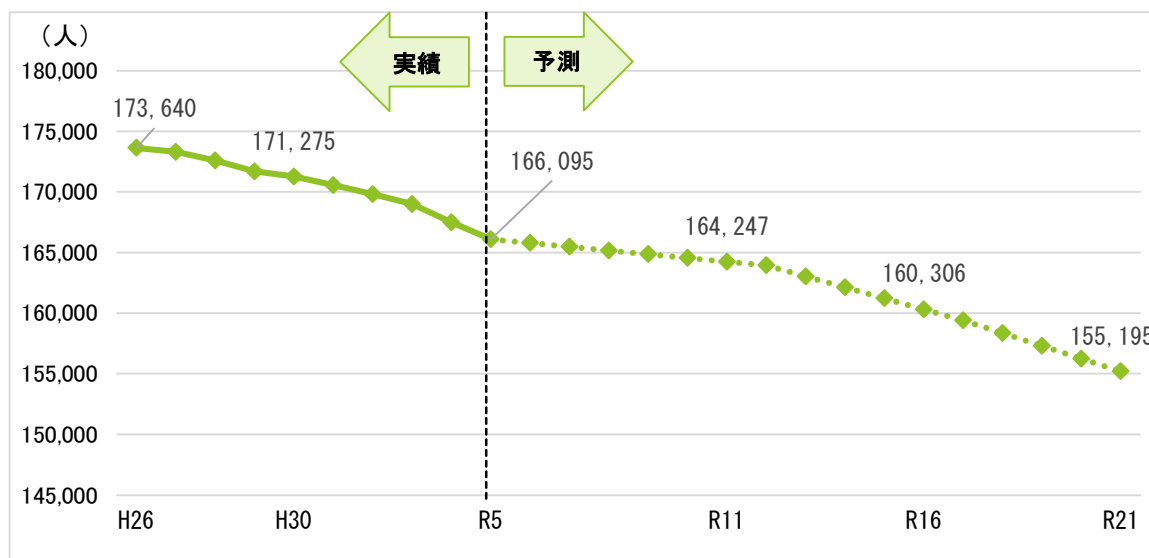


図 5-1 将来人口

第2節 新たな減量・資源化施策を実施しない場合の将来ごみ量

平成26年度から令和5年度の実績を用いて、将来ごみ量を予測した結果は図5-2のとおりです。

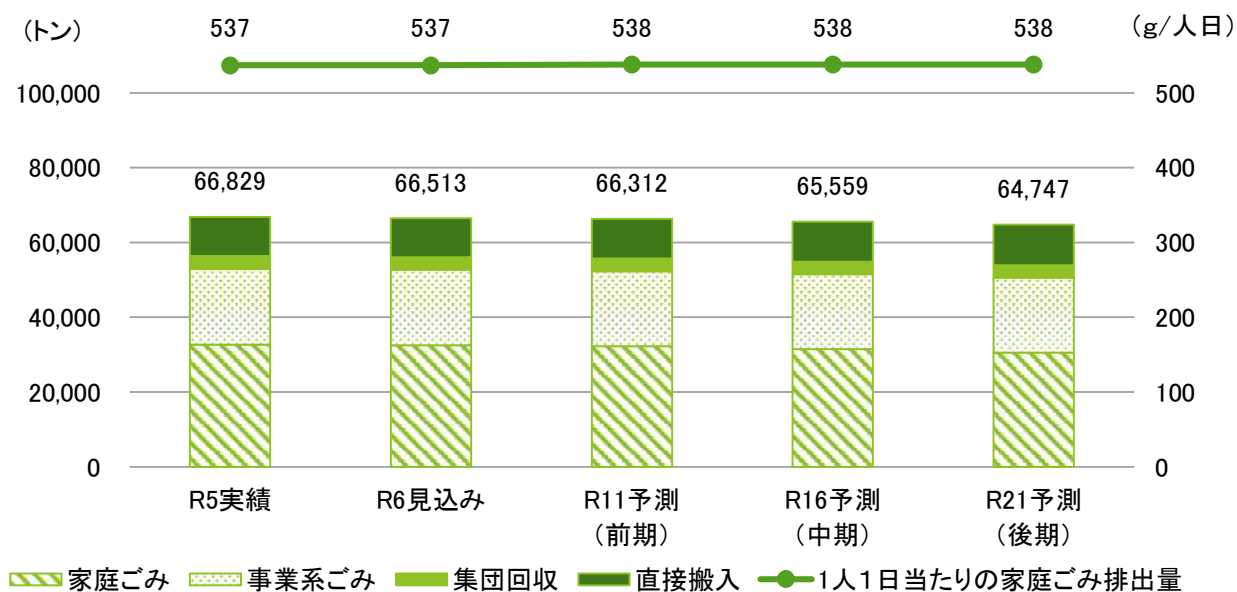


図 5-2 将来ごみ量

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

本市では、「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」を基本理念に掲げ、これまでも様々な取組を行ってきました。また、令和3年8月には、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言しました。

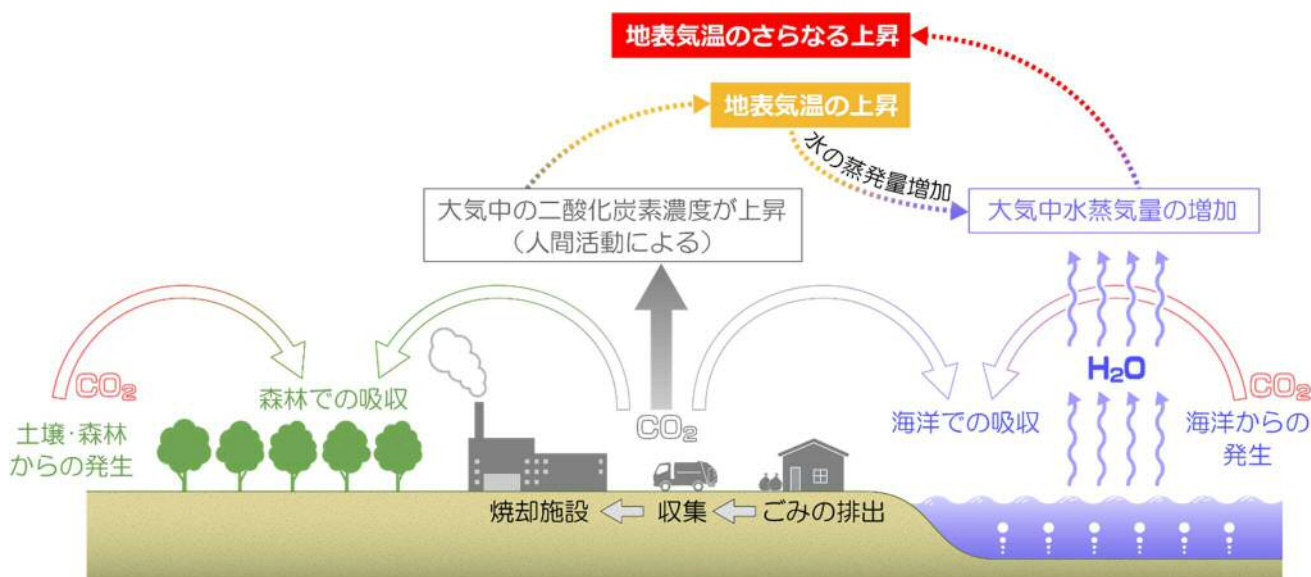
「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」に向けた取組は、ゼロカーボンに資するものであり、今後は、より一層、ゼロカーボンの視点を取り入れながら、循環型社会及び脱炭素社会へ向けた取組を総合的に進めていく必要があります。

そこで、現計画の基本理念「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」は、本計画でも継続し、基本方針を「4Rの推進」と「安定的かつ持続可能なごみ処理」とし、「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」と「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、市、市民、事業者が一丸となった取組を進めていきます。

053（ゼロごみ）のまち とまこまい

基本方針1：4Rの推進

基本方針2：安定的かつ持続可能なごみ処理



第2節 基本目標

1. ごみ減量・資源化目標の設定

(1) 家庭ごみ減量目標の設定

平成30年度～令和5年度の家庭ごみの組成分析結果では、家庭ごみの燃やせるごみに約10%の食品ロスが含まれていましたので、これを半減することを目標とします。

家庭ごみの燃やせるごみに含まれる食品ロスの半減

表 6-1 家庭ごみ減量目標

	令和5年度	令和11年度	令和16年度	令和21年度
	実績	前期目標	中期目標	後期目標
家庭ごみの燃やせるごみに含まれる食品ロス（%）	10	8以下	6.5以下	5以下

(2) 事業系ごみ減量目標の設定

本市の事業系ごみは減少傾向にありますが、組成分析調査の結果では、事業系ごみの燃やせるごみには食品ロスやリサイクル可能な紙類が含まれており、まだ減量可能な余地があります。

そこで、事業系ごみのさらなる減量を目標として、事業系ごみの予測値より10%削減を目指します。

事業系ごみを予測値より10%削減

表 6-2 事業系ごみ減量目標

	令和5年度	令和11年度	令和16年度	令和21年度
	実績	前期目標	中期目標	後期目標
事業系ごみ排出量（トン）	20,200	19,053	18,513	18,036

(3) 資源化目標の設定

本市では、令和 3 年 8 月にゼロカーボンシティ宣言をし、CO₂ 排出量削減に取り組んでいます。CO₂ 排出量削減のためには家庭ごみの燃やせるごみに含まれるプラスチックの削減が不可欠となります。

プラスチックは家庭ごみの燃やせるごみに約 7% 混入していました。

そこで、家庭ごみの燃やせるごみに含まれるプラスチックを 3 分の 1 に削減することを目指します。

家庭ごみの燃やせるごみに含まれるプラスチックを 3 分の 1 に削減

表 6-3 資源化目標

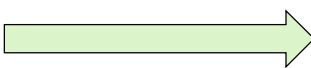
	令和 5 年度	令和 11 年度	令和 16 年度	令和 21 年度
	実績	前期目標	中期目標	後期目標
家庭ごみの燃やせるごみに含まれるプラスチック (トン)	1,531	1,005	735	476
二酸化炭素排出量【焼却施設】 (トン CO ₂)	13,869	11,874	11,370	10,878

(4) リサイクル率目標の設定

(1) から (3) の取組を進めることにより、リサイクル率 33.0% の達成を目指します。

リサイクル率 33.0% の達成

表 6-4 リサイクル率目標

	令和 5 年度	令和 11 年度	令和 16 年度	目標
	実績			33.0
リサイクル率 (%)	30.6			

2. 減量・資源化施策を実施した場合の将来ごみ量

減量化・資源化施策を実施し、目標値を達成した場合の将来ごみ量は図 6-1 のようになります。

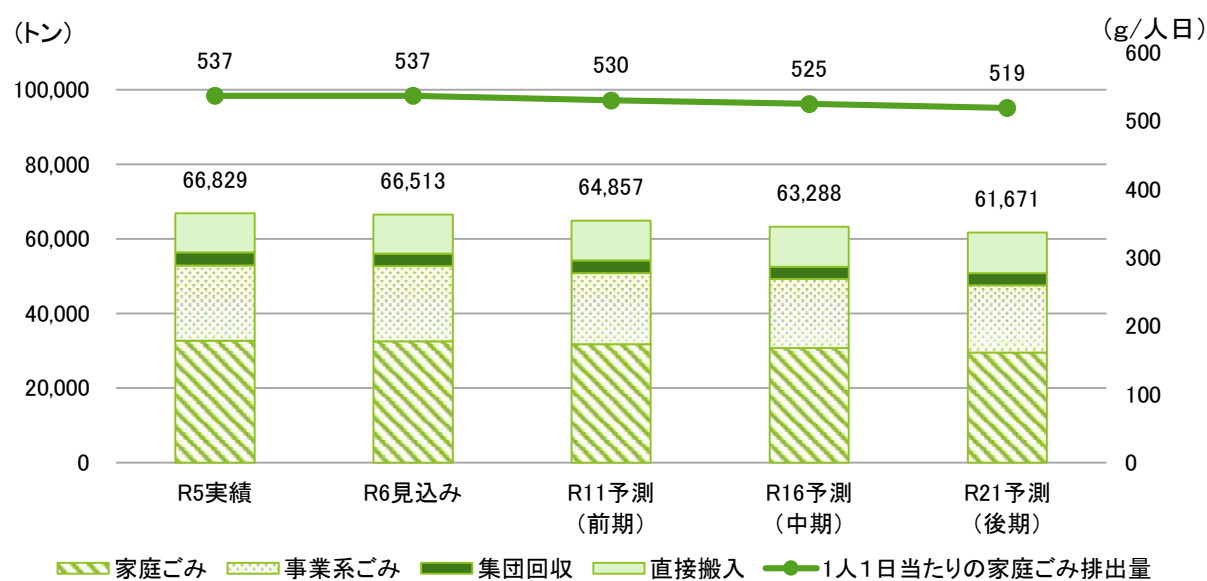


図 6-1 将来ごみ量（減量・資源化施策を実施した場合）

3. 減量・資源化施策を実施した場合の計画処理量

(1) ごみ焼却量

本市の焼却施設は、令和 14 年度までに 2 回目の長寿命化を行う計画ですが、本計画の後期には新たな中間処理体制について検討する必要があります。

新たな施設整備に要する経費の削減に向けて、1 人 1 日当たりのごみ焼却量の削減を目指します。

1 人 1 日当たりのごみ焼却量の削減

表 6-5 ごみ焼却量の目標

	令和 5 年度	令和 11 年度	令和 16 年度	令和 21 年度
	実績	前期目標	中期目標	後期目標
1 人 1 日当たりのごみ焼却量 (g/人日) ※	747	694	683	674

※家庭ごみと事業系ごみの合計となる

(2) 最終処分量

沼ノ端第 2 処分場が令和 14 年度末、柏原埋立処分場が令和 19 年度末で満了予定であるため、計画期間内に新たな最終処分場の整備に向けて調査・検討を行う必要があります。

既存の最終処分場及び新たな最終処分場の整備に要する経費の削減に向けて、1 人 1 日当たりのごみ埋立量の削減を目指します。

1 人 1 日当たりのごみ埋立量の削減

表 6-6 最終処分量の目標

	令和 5 年度	令和 11 年度	令和 16 年度	令和 21 年度
	実績	前期目標	中期目標	後期目標
1 人 1 日当たりのごみ埋立量 (g/人日) ※	130	121	120	119

※家庭ごみと事業系ごみの合計となる

第3節 施策の体系

基本理念の下に掲げる基本方針に対する基本目標と、その基本目標を達成するための具体的な基本施策・取組等は以下のとおりです。



1. 【基本方針 1】 4 R の推進



基本施策	(1) 家庭ごみ減量の推進 (2) 事業系ごみ減量の推進 (3) リサイクルの推進 (4) 市民への情報発信・環境教育の推進 (5) 環境美化の推進
------	--

基本施策 (1) 家庭ごみ減量の推進



① リフューズ・リデュースの促進に向けた取組

ごみの減量に取り組む上で最も重要なことは、ごみそのものを発生させないことです。家庭ごみの発生及び排出抑制を推進するため、4 Rの中で特に重要な「リフューズ（ごみ発生抑制）」、「リデュース（ごみ排出抑制）」の2 Rを中心とした啓発として、マイバッグ、マイ箸、マイボトルの活用、詰め替え商品の購入、ばら売り・量り売り商品の選択を促すことや、物を使い切ること等の啓発を行います。

② リユースの促進に向けた取組

物を長く使用し、まだ使える物は再使用する「リユース（再使用）」は、ごみの減量につながる有効な取組です。家庭ごみのリユースを推進するため、J F E リサイクルプラザ苫小牧で行っている大型ごみとして排出された家具や自転車等再生品の展示販売とともに、出前講座やイベント等を通じ、“もったいない”を浸透させるよう普及啓発を図ります。

③ 生ごみ減量対策の推進

1) 生ごみ3きり運動の推進

生ごみには多くの水分が含まれており、生ごみを捨てる前にしっかりと「水きり」を行うことで、約 10%の重量を減らすことが可能です。また、燃やせるごみとして排出される生ごみの中には食べ残しや未開封の食品等が含まれており、これらを減らすためには、商品購入時に必要な物だけを購入して食材を上手に使い切る「使いきり」や食べる分だけ調理する「食べきり」等、家庭における取組が重要となります。

生ごみの減量化に向けた市民の自主的な取組を促進するため、「水きり」「食べきり」「使いきり」の行動を市民に実践していただくよう「生ごみ3きり運動」をイベントや広報活動等を通じて、さらなる普及啓発を行っていきます。

2) 生ごみ堆肥化容器及び生ごみ分解処理容器の普及促進

生ごみの減量化に向けた市民の自主的な取組を支援するため、生ごみ堆肥化容器や生ごみ分解処理容器の購入に対する助成制度の周知や電動生ごみ処理機の普及促進を図るための貸出し事業を継続していきます。

食品ロス

まだ食べられるのに、捨てられてしまう食べ物のことを「食品ロス」といいます。

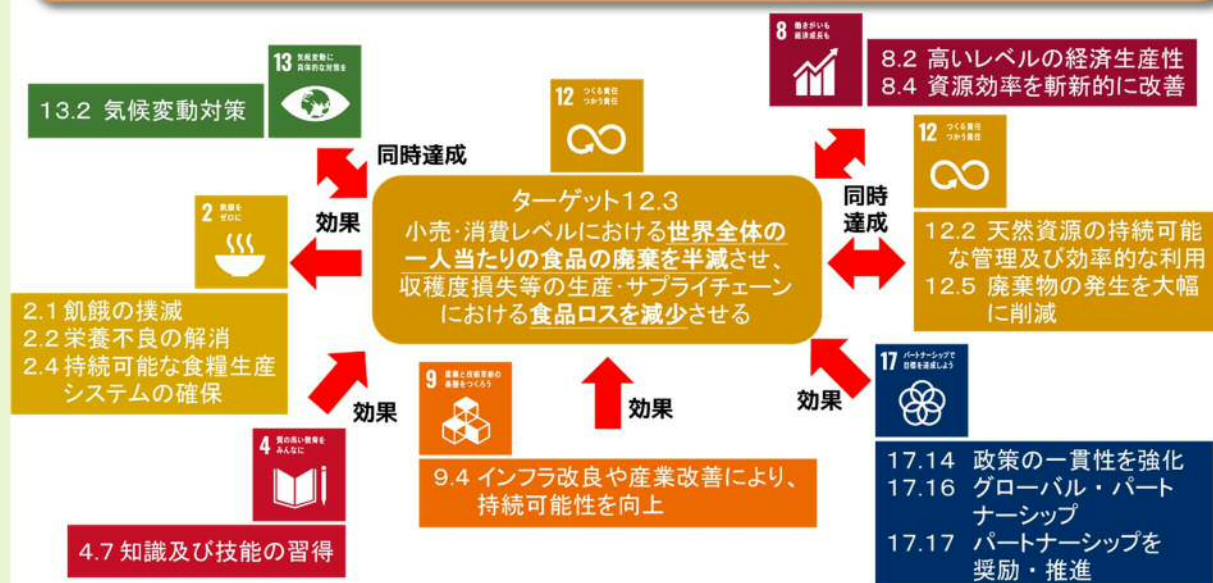
食品ロスや貧困、地球環境の悪化に関して国際的な関心が高まる中、2015年の国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs、Sustainable Development Goals）のターゲットの一つに、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」という目標（ターゲット 12.3）が盛り込まれました。

令和 4 年度(2022 年度)の日本の食品ロス量は 472 万トンです。これを 2030 年度に 273 万トンに削減することを目標としています。

また、水分の多い食品は、廃棄の際に運搬や焼却で余分な CO₂ を排出します。

食品ロスの削減は、ごみの減量、温室効果ガスの発生抑制にも寄与します。

- ✓ 食品ロスの削減、食品リサイクルの推進、環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要。
- ✓ 目標達成には事業者・自治体・NPO 法人等、様々な立場の方の協力が不可欠。



出典：食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢＜令和 6 年 11 月時点版＞農林水産省

基本施策（2） 事業系ごみ減量の推進



① 多量排出事業者への啓発指導

事業系ごみの減量を推進するため、「廃棄物処理法」及び「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対し、必要に応じ一般廃棄物の減量に関する計画の作成・提出を求めます。

② 分別排出及び適正排出の指導及び協力体制の構築

事業系ごみの分別排出及び適正排出を推進するため、事業者に対して、資源物を適正にリサイクルすること、産業廃棄物と事業系一般廃棄物を区別し、適正に処理することを指導します。

③ リフューズ・リデュースの促進に向けた取組

ごみの発生及び排出抑制を推進するため、店舗や事業者における包装の簡素化や、レジ袋やトレイ等の削減、ばら売り・量り売り等のごみ発生・排出抑制につながる取組を行う店舗や事業者を対象としたエコストア認定制度等を強化し、事業者のごみの減量や環境に配慮した取組を支援します。

基本施策（3） リサイクルの推進



① 分別徹底の周知強化

さらなるリサイクルの推進に向けて資源物の分別徹底を図るため、引き続き各種イベントや出前講座を開催するとともに、ごみ分別アプリやSNS等を活用し、市民に周知・啓発を行います。

② 集団回収の支援

集団回収は、ごみの減量とリサイクルの推進に大きな効果があるとともに、リサイクルに関する市民意識の向上や地域コミュニティの活性化にも寄与するため、支援を継続していきます。

③ 拠点回収の推進

拠点回収については、市民へ回収拠点の設置箇所や回収品目等の情報発信及び利用促進についての周知・啓発を行うほか、公共施設や大型スーパー、家電量販店等の事業者の協力を得ながら、回収を促進していきます。



① J F E リサイクルプラザ苫小牧の機能充実

市民への環境教育の充実に向けて、ごみ減量とリサイクルの推進に加え、ゼロカーボンや生物多様性等の幅広い環境テーマに関わる事業展開を検討していきます。

② 転入者に対する周知・啓発

ごみの排出方法や処理方法は自治体によって異なるため、市外からの転入者に対し、本市でのごみ減量への取組や正しい分別方法への理解を深めてもらうため、積極的な周知・啓発を図ります。

③ 情報発信の強化

若年層から高齢者まで幅広い市民に対して分かりやすく情報を提供するため、ごみと資源の分別ガイドブック「クリーンとまこまい」及び「ごみ収集カレンダー」を用いた従来の情報発信に加えて、Instagram、Facebook、YouTube 等の様々な媒体を活用して情報発信を強化します。

また、外国人住民の増加に合わせ、手引きの作成やデジタル技術を活用した多言語等情報の発信機能の充実を図ることで、在住期間の長短に関わらず誰もが正しい情報を理解できるよう取り組みます。

町内会や市民団体等へ職員が講師として現地に伺い、ごみの減量と分別、リサイクル、生ごみ堆肥化、ゼロカーボンの実現に向けた市・事業者の取組等をテーマとした出前講座の開催を継続します。

④ 次世代市民への環境教育の充実

ごみやゼロカーボン等の環境問題について関心を深めるため、次世代を担う小中学生に対して環境教育副読本をウェブ上で公開します。

また、子ども達への環境教育の一環として、ごみの減量とリサイクルに加え、ばい捨て禁止等環境美化に対する意識を醸成することを目的に、保育園や幼稚園等に出向き出前講座を行うほか、市内のイベント会場等において意識啓発に努めます。

その他、未就学児童向けのリーフレットの作成や J F E リサイクルプラザ苫小牧の見学等、さらなる環境教育の充実を図ります。



① ばい捨て防止対策の強化

まちの環境美化を推進するため、「苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、新たなばい捨て防止看板の設置や、啓発ステッカー等でばい捨て防止対策を強化します。また、市民が広く参加できるイベント等を通して美化意識向上を図ります。

② 不法投棄対策の強化

不法投棄対策を推進するため、不法投棄の未然防止に向けて、不法投棄多発箇所における啓発・警告看板や監視カメラの設置、監視パトロール、警察等関係機関と連携した対応に加え、民間事業者や町内会・自治会等と協力し不法投棄対策の強化を図っていきます。

また、不法投棄に対しては、不法投棄専用ダイヤル（53-0530（ごみゼロごみゼロ））の周知を継続して行い早期解決につなげるとともに、SNSを活用した不法投棄の発見・報告システムの導入を検討する等対策の強化を図ります。

③ ごみ排出マナーの向上

まちの環境美化やごみの適正分別を推進するため、清掃指導員による日常的なパトロール、調査、排出ルール of 指導を行っています。また、排出者の利便性向上に向けて、ごみを排出しやすい新型ごみステーションを計画的に導入していきます。

共同住宅に対しては、「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を通じて、管理者との情報共有や入居者への周知のほか、本市、管理者、町内会による三者合同パトロールを行うとともに、「共同住宅優良ごみステーション認定制度」を活用し、入居者の意識の向上を図ります。

④ 地域住民と連携した美化活動の推進

まちの環境美化を推進するため、町内会・自治会を対象とした「環境美化活動事業助成制度」を継続するとともに、各町内会・自治会・団体が行う様々な取組事例等を紹介し、市民と協働して環境美化に取り組めます。

海洋プラスチック問題

プラスチックは、私たちの生活のあらゆる場面で利用されています。

しかし、プラスチックの多くは「使い捨て」されており、手軽に使える分、ぽい捨てや不法投棄等、きちんと処理されず、手軽に捨てられてしまうことがあります。

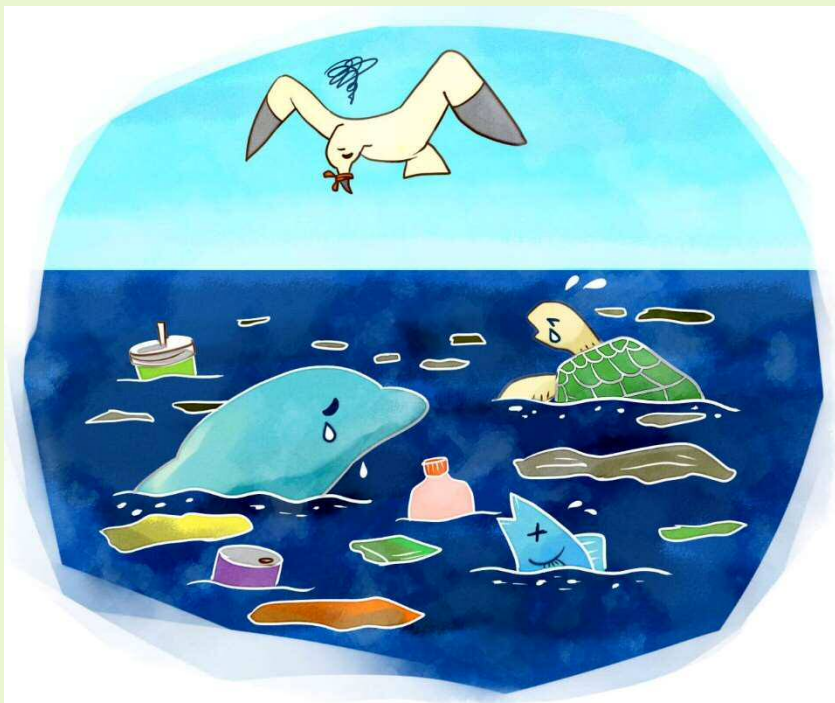
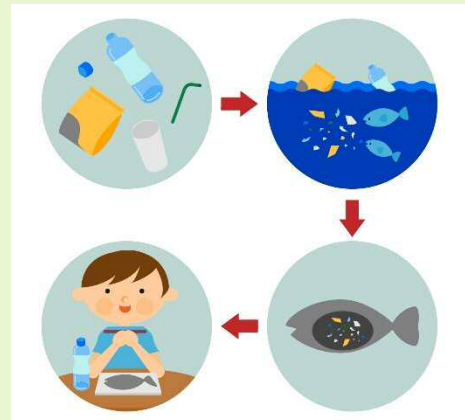
ぽい捨てや不法投棄されたプラスチックのほとんどは、最終的に「海」に行き着きます。

海洋を漂うプラスチックごみは、既に海の生態系に甚大な影響を与えています。

魚類、海鳥、アザラシ等の海洋哺乳動物、ウミガメ等が、漁網等に絡まったり、ビニール袋を餌と間違えて摂取したりしています。

また、プラスチックごみは、例えば海岸での波や紫外線等の影響を受ける等して、やがて小さなプラスチックの粒子となります。5mm以下になったプラスチックは、マイクロプラスチックと呼ばれていますが、食物連鎖を通じて人を含む多くの生物に取り込まれています。

海洋プラスチック問題の解決のためには、4Rを徹底するとともに、ぽい捨てや不法投棄を無くし、環境美化の推進に努める必要があります。



2. 【基本方針 2】安定的かつ持続可能なごみ処理



基本施策	(1) ごみ出し困難者への支援 (2) 将来的な中間処理体制の確立 (3) 最終処分場の整備 (4) 国・道・近隣自治体との連携
------	---

基本施策 (1) ごみ出し困難者への支援



① 収集体制の効率化

家庭ごみの収集は、市民が衛生的で快適な生活を送る上で、不可欠な市民サービスのひとつであるため、安定的かつ持続可能な収集体制を維持できるよう適宜全体の業務効率の見直しを図ります。

② ごみ収集の在り方の検討

ごみの排出が困難な一人暮らしの高齢者や障がい者の方々等を対象に、声かけを行いながら自宅からごみを直接収集する「ふれあい収集」を実施します。

今後は、超高齢社会に対応した収集サービスや支援の在り方について検討していきます。

基本施策 (2) 将来的な中間処理体制の確立



① 新たな中間処理体制の検討

本市の中間処理施設については、沼ノ端クリーンセンターの供用終了を見据えて、本計画の後期には、令和 29 年度以降の中間処理体制について検討を進める必要があります。

新たな中間処理施設の整備に当たっては、他都市の先進事例を調査・研究等を行い、環境に配慮した安定的かつ持続可能な処理体制を構築できるよう検討を行います。

② 安定的で効率的なリサイクル工程の検証

令和 4 年 4 月に施行されたプラスチック新法により、市町村には容器包装プラスチックとそれ以外の製品プラスチックについても一括で回収・資源化することが求められています。

本市では、平成 20 年から一括回収・資源化していますが、今後も安定的な処理ルートの確保に向けた調査・検討を進めていきます。

基本施策（3） 最終処分場の整備



① 最終処分場の整備

沼ノ端埋立処分場は令和 14 年度末、柏原埋立処分場は令和 19 年度末に埋立満了予定であるため、広域ごみ処理における事務組合を構成している安平町・厚真町と、次期処分場の整備について検討を進めています。

沼ノ端埋立処分場、柏原埋立処分場ともに、次期処分場の建設地や整備時期について検討し、整備に向けて必要な計画・調査を行っていきます。

② 最終処分場の長寿命化

ごみ減量やリサイクルの推進により、ごみ埋立量を減少させることは、結果として、最終処分場の長寿命化につながります。

最終処分場の整備には多額の経費を要するため、少しでも永く利用することが求められます。

近年、ごみ焼却により発生する灰の一部（落じん灰）から貴金属（金・銀・銅）を取り出す技術が確立され、事業化されています。

沼ノ端クリーンセンターでは、令和 6 年 9 月から落じん灰の売却を開始しましたが、今後も最新技術の動向や他市町村の事例等については、継続的な調査・研究を進めていきます。

基本施策（4） 国・道・近隣自治体との連携



① 広域連携の継続

本市では安平町・厚真町のごみを受け入れています。今後も広域ごみ処理を継続し、2 町と連携を図るとともに、新たな中間処理施設や最終処分場の整備においては、安平町・厚真町と協力し、計画・整備を進めていきます。

② 災害廃棄物処理体制の強化

本市では令和 5 年 2 月に苫小牧市災害廃棄物処理計画を策定しています。今後も国、北海道等と連携しながら、災害廃棄物処理計画に則り、災害時の対応や災害廃棄物の適正処理に向けた取組を進めます。

また、災害や事故等によるごみ収集運搬の遅延や処理施設の停止といった有事に備え、近隣市町村と広域連携協定を締結しています。

第4節 排出抑制・再資源化の取組

ごみの排出抑制・再資源化の推進に当たっては、市・市民・事業者が各々の役割を果たし、一体となった取組を実施する必要があります。それぞれが取り組むべき主な施策と役割は以下のとおりです。

1. 市の役割

(1) 排出抑制

- マイバッグ、マイ箸、マイボトルの活用の啓発・推進
- スーパー・小売店に対するレジ袋の削減、過剰包装の自粛やトレイ等の回収促進の呼びかけ
- 事業者として自らも排出抑制策を実施

(2) 再資源化・再使用

- 資源回収業者に関する情報を収集し、各種団体に情報を提供
- 分別排出徹底の指導
- 環境配慮型製品の購入
- 拠点回収の促進
- 集団回収の促進・補助制度の継続
- プラスチックの分別徹底・資源化の促進

(3) 教育・啓発活動・その他

- ごみの出し方に関するパンフレット・カレンダーの配布
- 広い世代に対するごみ処理施設の見学会の開催
- 次世代市民への環境教育
- 広報やインターネットによるごみ減量化・再生利用・分別情報提供
- ごみ分別アプリ「053City」やInstagram、Facebook、YouTube等の様々な媒体を活用して情報発信を強化
- 一般廃棄物排出事業者に対して減量化・資源化への取組を啓発・指導
- ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所を広報等で紹介
- 事業系廃棄物の自己処理の促進、資源化ルートの開拓、過剰包装の抑制、再生資源の利用について啓発・指導
- 多量排出事業者に対する減量化計画等の策定依頼
- 出前講座の実施
- イベント会場におけるプラスチック容器の使用削減、再生利用可能容器への置き換えを啓発
- 環境に配慮した公共事業の発注

2. 市民の役割

(1) 排出抑制

- 過剰包装・使い捨て容器の購入自粛
- マイバッグ、マイ箸、マイボトルの活用
- 食品ロスの削減（「食べきり」「使いきり」の実施）
- 生ごみの水切りの徹底
- 生ごみの自家処理の推進
- 環境配慮型製品（詰め替え商品、ばら売り・量り売り商品等）の購入
- 修理による長期間の使用
- レンタル・リース商品の活用

(2) 再資源化・再使用

- 再生品の購入
- 分別排出の徹底
- 集団回収の促進
- 拠点回収の利用
- JFEリサイクルプラザ苫小牧の「大型ごみ再生品販売」、「ばくりっこ」、「053(ゼロごみ)リユース文庫」等の利用
- 下取りサービスの活用
- フリーマーケットの活用
- リサイクルショップの活用

(3) 教育・啓発活動・その他

- 再生品の購入
- 分別排出の徹底
- 集団回収の促進
- 拠点回収の利用

3. 事業者の役割

(1) 排出抑制

- 過剰包装・使い捨て容器の自粛
- ばら売りや量り売りの推進
- レジ袋やトレイの削減
- 環境配慮型製品の製造・販売
- 製品の長寿命化やアフターサービス体制の整備
- 生ごみの資源化・有効利用
- ニコとま（2510）運動への登録
- 市への食品の売りきりに関する情報提供

(2) 再資源化・再使用

- 再生品の販売・利用
- 分別排出の徹底
- 製造業者や流通業者による自主回収・資源化の推進
- 包装材・梱包材の再使用

(3) 教育・啓発活動・その他

- 廃棄物に関する従業員教育の実施
- イベント会場におけるプラスチック容器の使用削減、再生利用可能容器への置き換え等
- ISO14001 やエコアクション 21 の導入等環境全般への配慮
- 事業者間での情報交換

プラスチック資源循環における役割

プラスチックの資源循環に向けては、プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチックのライフサイクル全般に関わる事業者、消費者、行政の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めること、相乗効果を高めていくことが重要です。

市町村は、

- 家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう努める

事業者は、

- プラスチック使用製品設計指針に則してプラスチック使用製品を設計することに努める
- プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制することに努める
- 自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行うことに努める
- 排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を実施することに努める



消費者（市民）は、

- プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制することに努める
- 事業者及び市町村双方の回収ルートに適した分別排出することに努める
- 認定プラスチック使用製品を使用することに努める



※「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチック使用製品の設計の段階における3R+Renewableの取組を定めた「プラスチック使用製品設計指針」に則した製品の設計のうち、特に優れた設計として主務大臣が認定した設計に基づき製造されたプラスチック使用製品

第 5 節 収集・運搬計画

1. 家庭ごみ

分別排出の周知徹底を図るとともに、排出されたごみの収集・運搬は効率的で安全かつ衛生的に実施します。

ごみの収集対象区域は、本市の行政区域内全域とし、収集は民間委託により実施します。

家庭ごみの分別区分と収集方法は、令和 6 年度と同様（表 3-11、表 3-12）とします。

2. 事業系ごみ

廃棄物処理法第 3 条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。

事業系一般廃棄物の排出方法は、自己搬入か一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託のいずれかであり、ごみ処理手数料は令和 6 年度現在、140 円/10 kg となります。

また、今後も継続して本市の施設で受け入れる事業系一般廃棄物については、展開検査や搬入指導を行うとともに、排出抑制や再生利用についての指導も行っていきます。

3. 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物については、本市では受け入れていませんので、処理可能な民間事業者において処理することとなります。

表 6-7 特別管理一般廃棄物の種類

PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品。
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん。
ダイオキシン類含有物	ダイオキシン特措法の廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を 3ng/g 以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥。
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの。

4. 在宅医療廃棄物

今後、高齢化が進むにつれ、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下、「在宅医療系廃棄物」という。）の増加が懸念されます。在宅医療系廃棄物の処理の在り方については、「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」（平成 17 年 9 月 8 日、環廃対発 050908003 号・環廃産発 050908001 号）において、最も望ましい方法として次の方法が考えられるとしています。

- ① 注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。
- ② その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する。

本市では、在宅医療に使用した注射器・注射針・点滴針・血液付着物については、医療機関等で処理することとなります。

【感染性廃棄物の疑いのある家庭ごみを出すときに心がけること】

- ・ ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう！
- ・ ごみ袋の空気を抜いて出しましょう！
- ・ 感染性の疑いのある廃棄物は袋を 2 重にして出しましょう！
- ・ 感染性の疑いのある廃棄物は 3 日間程度自宅で保管してから出しましょう！

5. 本市が受け入れないごみ

本市が受け入れない主要なごみとその対処方法は、以下のとおりとします。受け入れないごみは、大きく分けて家電リサイクル法による対象品目、パソコン、適正処理困難物の3種類があります。今後も、これまでどおり、受け入れないごみとその対処方法の周知と指導を行います。

表 6-8 本市が受け入れない主要なごみとその対処方法

受け入れない主要なごみ		対処方法
家電リサイクル法による対象品目		・ 買い替える場合は、小売店に依頼する。 ・ ごみとして排出する場合は、購入した小売店に依頼する。 ・ 購入した小売店が無い場合や通信販売の場合は、最寄りの小売店に問い合わせる。
パソコン	メーカー製のパソコン	・ パソコンのメーカー等民間事業者に回収を依頼する。
	自作パソコンや倒産撤退メーカーのパソコン	・ パソコン3R推進協会等民間事業者に回収を依頼する。
適正処理 困難物	オイル・灯油・農薬・タイヤ・ホイール・バッテリー・ガスボンベ・ピアノ	・ 購入先又は販売店等に回収を依頼する。
	消火器	・ 購入先、販売店、又は㈱消火器リサイクル推進センターに相談する。
	アスベストを含む製品（珪藻土バスマット、コースター、吸水トレイ等）	・ メーカー等に回収を依頼する。
	医療関係器具	・ 鋭利なもの、血液の付着しているものは、医療機関に戻す。 ※ 上記以外は、燃やせるごみ又はプラスチックごみとして出す。
	庭土・土砂・砂利	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条により、土地造成等の有用物であり廃棄物ではありません。 ※ 少量の土やペット用の砂は、燃やせないごみとして出す。

第 6 節 中間処理計画

近年、一般廃棄物の焼却施設は、稼働後 15～20 年で大規模な整備や基幹的設備改良工事を行い、30 年以上使用するのが一般的になっています。

沼ノ端クリーンセンターは平成 11 年 3 月の竣工で、今後 2 回目の基幹的設備改良工事を行うことで、令和 29 年度まで使用する予定です。

基幹的設備改良工事には、長寿命化計画に 1 年、発注業務に 1 年、工事に 3～5 年ほど必要となりますので、令和 8 年度までには、次の基幹的設備改良工事の工程を検討する必要があります。

また、将来に渡り安定したごみ処理を継続するためには、令和 29 年度以降の中間処理体制について、本計画の後期には検討に着手する必要があります。

また、沼ノ端クリーンセンターの基幹的設備改良や新たなエネルギー回収等施設の施設整備検討時には、廃棄物エネルギーの利活用についても検討し、本計画に反映していくこととします。

第 7 節 最終処分計画

本市では、焼却灰は沼ノ端第 2 埋立処分場に、不燃残渣は柏原埋立処分場に埋立処分しています。

沼ノ端第 2 埋立処分場が令和 14 年度末、柏原埋立処分場が令和 19 年度末で満了予定であるため、次期処分場の整備に向けて必要な調査・検討を行っていきます。

第7章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1. 生活排水の処理主体及び処理体系

(1) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、以下のとおりです。

合併処理浄化槽のし尿と生活雑排水の処理主体は各世帯ですが、それ以外は市が処理主体となっています。

表 7-1 生活排水の処理主体

	対象物	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	各世帯
	浄化槽汚泥	市
くみ取り	し尿	市

(2) 生活排水処理体系

本市の生活排水の処理・処分の流れは以下のとおりです。

下水道処理区域では、3つの処理区（高砂処理区、西町処理区、勇払処理区）に分け、それぞれの下水処理センターにおいて適正処理を行っています。

一方、処理区域外等については、合併処理浄化槽の設置やくみ取り方式で対応しており、くみ取りし尿や合併処理浄化槽汚泥は、西町下水処理センターで処理されています。

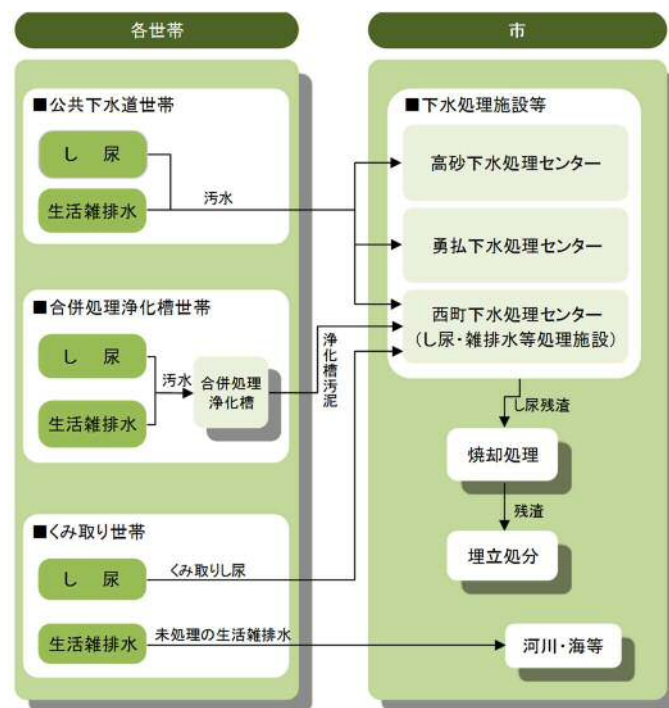


図 7-1 生活排水の処理・処分の主な流れ

2. 生活排水の処理状況

(1) 生活排水処理施設の整備状況

本市の生活排水処理施設である「下水処理施設」と「し尿・雑排水等処理施設」の整備状況は、以下のとおりです。

表 7-2 下水道処理施設の概要

施設名称	所在地	使用開始年	処理能力
① 高砂下水処理センター	高砂町1丁目4番22号	昭和34年4月	33,600 m ³ /日
② 西町下水処理センター	元町3丁目5番3号	昭和43年12月	28,240 m ³ /日
③ 勇払下水処理センター	字勇払166番地の2	昭和54年3月	12,170 m ³ /日

表 7-3 し尿・雑排水等処理施設の概要

施設名称	所在地	使用開始年	処理能力
④ し尿・雑排水等処理施設 (西町下水処理センター内)	元町3丁目5番3号	昭和43年5月	170,000 ㍔/日

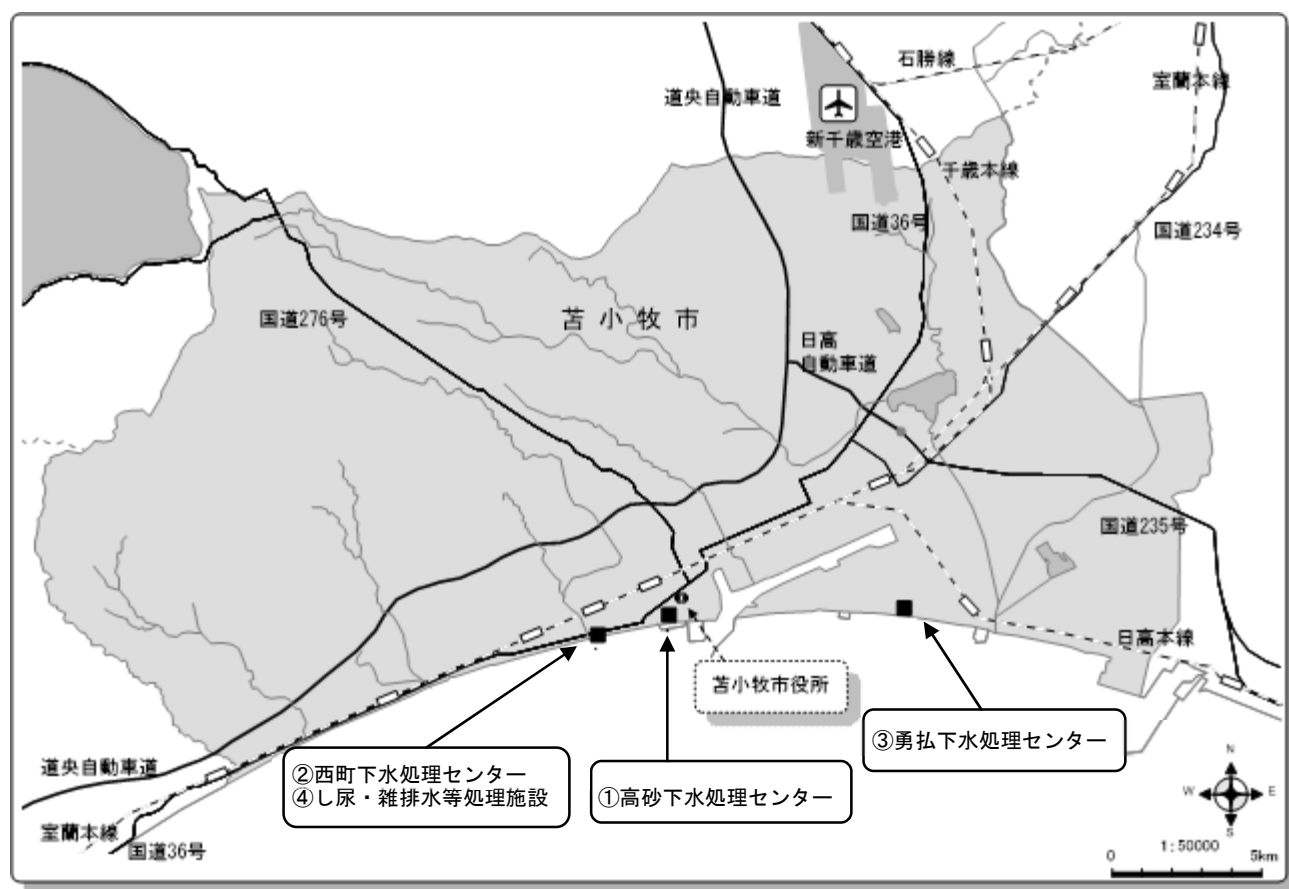


図 7-2 生活排水処理施設の位置

(2) 下水道の整備状況

本市の下水道の処理区域及び主要施設の位置は以下のとおりです。

本市では、3か所の処理区域に分けて下水道処理を行っています。下水の排除方式には、汚水と雨水を同一の管で下水処理センターへ流す合流式と、汚水と雨水を別々の管で流す分流式の2つの方法があります。

令和5年度末現在、市内の下水道管の総延長は1,520.6kmであり、行政人口に対する普及率は99%を超えています。

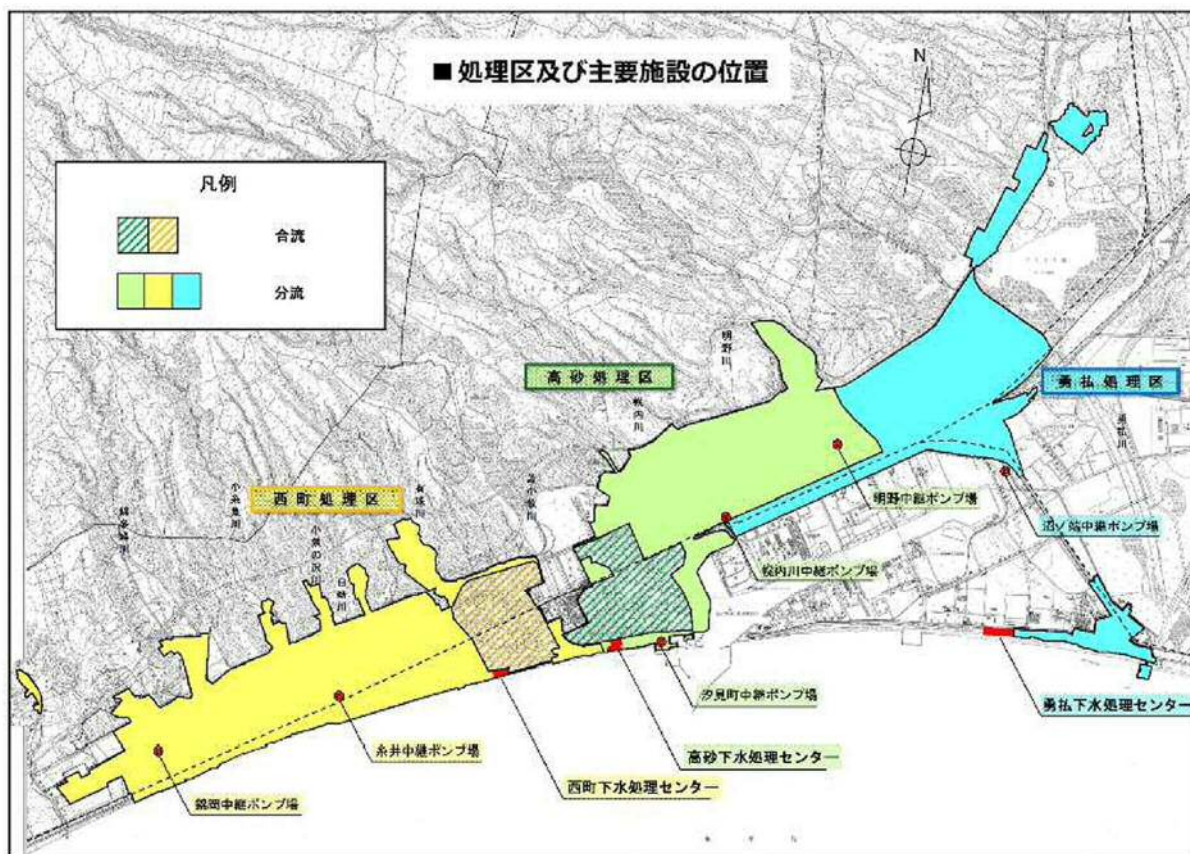


図 7-3 下水道処理区域及び主要施設の位置

(3) 浄化槽の整備状況

本市では、「浄化槽設置整備事業補助金」を設け、一定の条件を満たす方を対象に、設置費用の一部を補助しています。

また、補助金を受けられる方で、設置費用を負担することが困難な方のために、最大60万円まで無利子で設置費用を貸付可能とする制度を設けています。

「浄化槽設置整備事業補助金」による浄化槽設置件数は、令和5年度に5人槽の設置が1件ありました。

(4) 処理形態別人口の推移

本市の処理形態別人口の推移として、処理区域内人口に対する水洗化人口の割合は、令和 5 年度では 99.8%となっています。

行政区域人口に対する処理区域内人口と合併処理浄化槽人口を合計した人口の割合である汚水処理人口普及率は、令和 5 年度では 99.7%となっています。

なお、合併処理浄化槽人口は令和 3 年度までは浄化槽の人槽をもとに、5 人槽は 5 人、10 人槽は 10 人と算出していましたが、令和 4 年度からは実際の浄化槽人口に変更したため、令和 4 年度から合併処理浄化槽人口が減り、くみ取り人口が増加しています。それでも、水洗化率、汚泥処理人口普及率ともに 99%以上となっています。

表 7-4 処理形態別人口の推移

		R1	R2	R3	R4	R5	備 考
行政区域内人口（人）	①	170,555	169,808	168,993	167,503	166,095	下水道事業概要
処理区域内人口（人）	②	169,118	168,481	167,789	166,374	164,973	下水道事業概要
水洗化人口（人）	③	168,849	168,235	167,423	166,054	164,695	下水道事業概要
非水洗化人口（人）	④	269	246	366	320	278	②－③
処理区域外人口（人）	⑤	1,437	1,327	1,204	1,129	1,122	①－②
合併浄化槽人口（人）	⑥	1,334	1,224	1,001	489	675	清掃事業概要
くみ取り人口（人）	⑦	103	103	203	640	447	⑤－⑥
汚水処理人口普及率（%）	⑧	99.9	99.9	99.9	99.6	99.7	(②+⑥)÷①

※汚水処理人口普及率＝（処理区域内人口＋合併処理浄化槽人口）÷行政区域人口

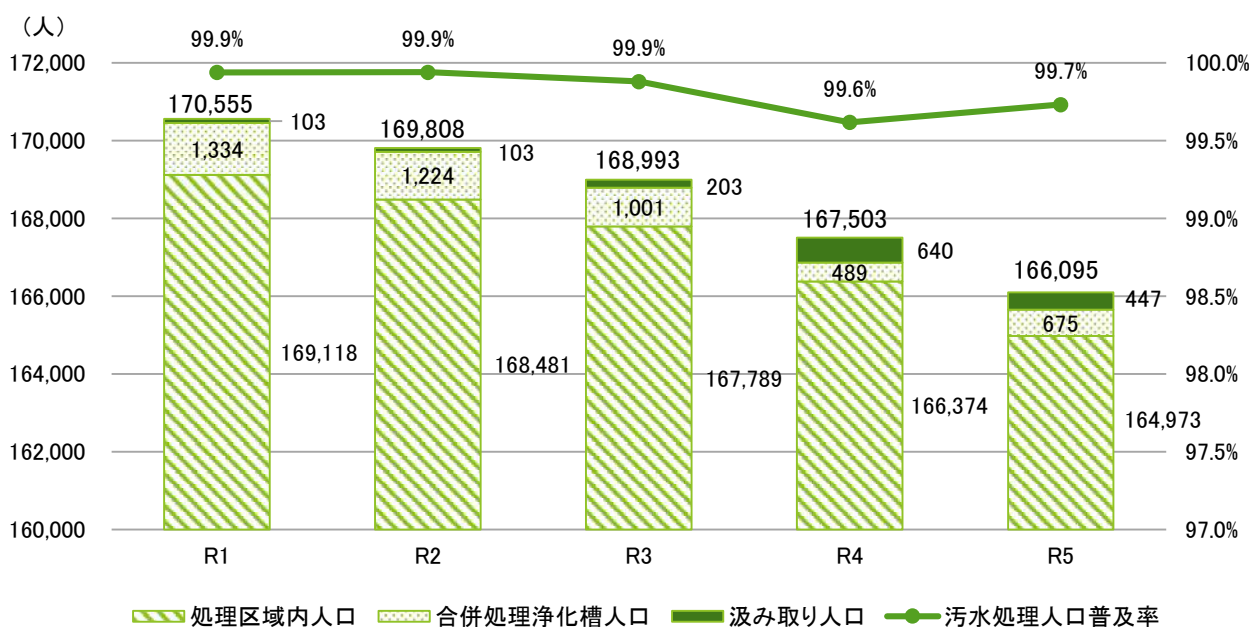


図 7-4 処理形態別人口の推移

第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の状況

1. 収集運搬の方法

(1) し尿

本市のし尿収集は、昭和43年6月から民間事業者（2業者）へ業務委託しています。

令和6年度現在、手数料については、下水道処理区域内（下水道管が敷設されていて、トイレの水洗化が可能な地区）は50ℓにつき322円、下水道処理区域外（トイレの水洗化が不可能な地区）は50ℓにつき244円であり、くみ取り量の確認後、「し尿処理券」の半券と引き替えに現金での支払いとなっています。

(2) 浄化槽汚泥等

浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の引扱は、本市が許可した浄化槽清掃業者（3業者）が行っており、令和6年度現在、手数料は50ℓにつき170円となっています。

表 7-5 し尿及び浄化槽汚泥に係る収集運搬の方法（令和6年度）

	し尿	浄化槽汚泥 （生活雑排水含む）
収集方法	委託業者への直接申し込み	許可業者への直接申し込み
手数料	下水道処理区域内：50ℓにつき322円 下水道処理区域外：50ℓにつき244円	50ℓにつき170円

2. し尿・浄化槽汚泥の排出量実績

本市のし尿・浄化槽汚泥の排出量は、以下のとおりです。

令和元年度と比較して、令和5年度のし尿の量は減少していますが、浄化槽汚泥の量は増加しています。

表 7-6 し尿及び浄化槽汚泥の排出量

	R1	R2	R3	R4	R5
し尿	13,135	11,759	10,706	11,172	11,269
浄化槽汚泥等	3,728	4,058	4,239	4,131	4,407
合計	16,863	15,817	14,945	15,303	15,676

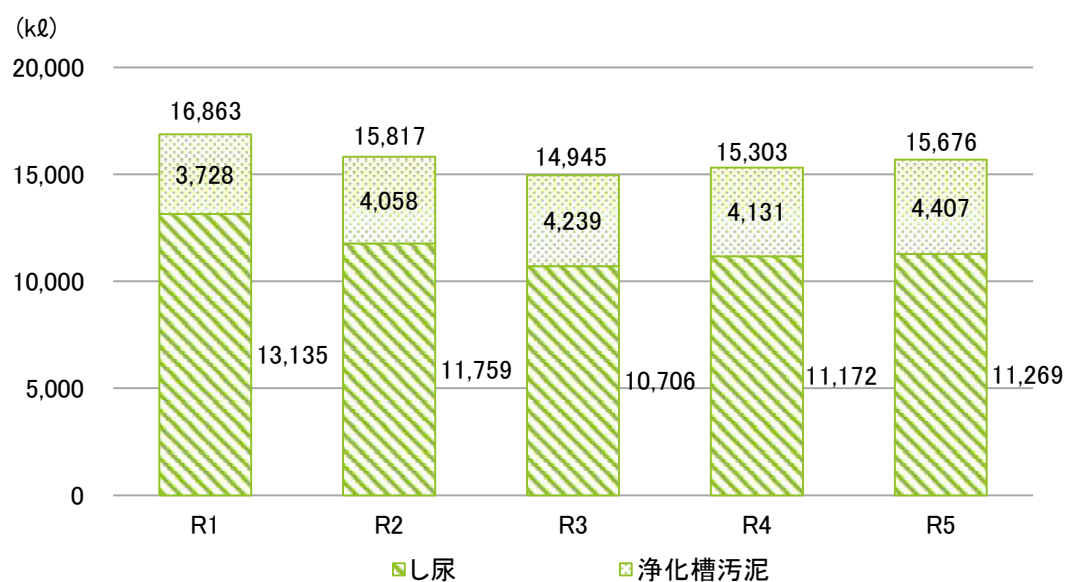


図 7-5 し尿及び浄化槽汚泥の排出量

3. 収集運搬及び処理経費の現状

本市のし尿及び浄化槽汚泥に係る収集運搬及び処理経費は、令和元年度から令和5年度において約138,000千円から約154,000千円の間で推移しています。令和5年度は142,934千円であり、その内訳としては、収集運搬経費が61,539千円、処理経費が81,395千円となっています。

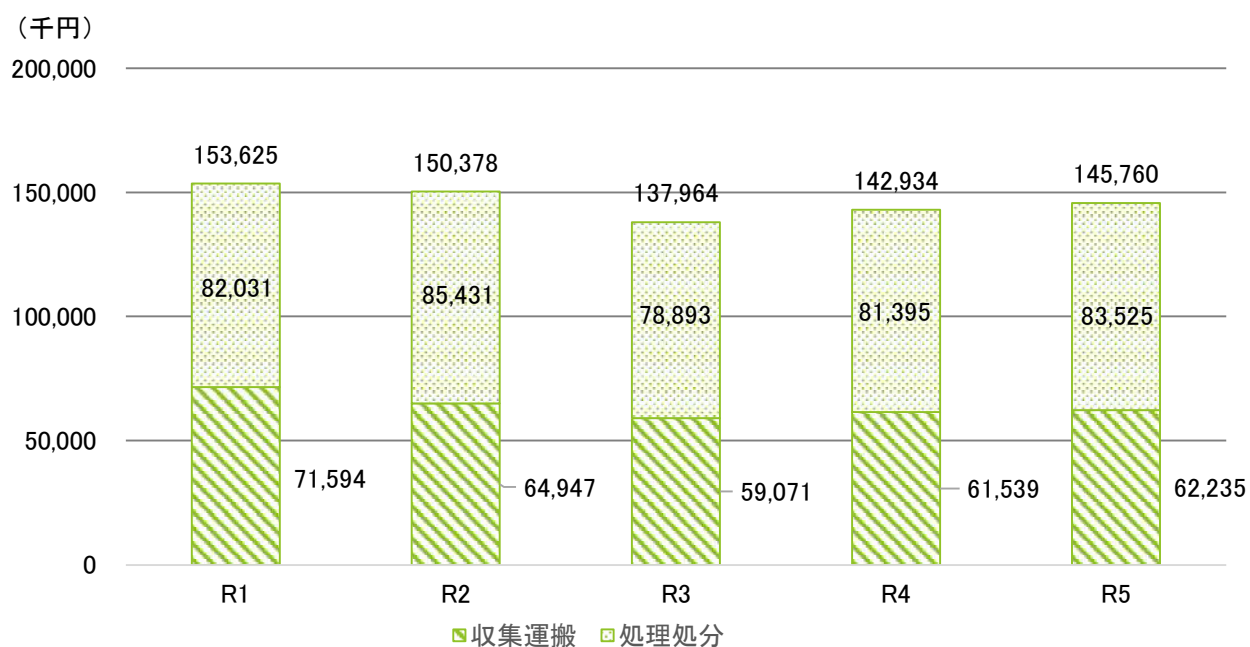


図 7-6 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の経費

第3節 し尿・浄化槽汚泥の計画処理量

1. 処理形態別人口

処理形態別人口は、下水道による水洗化人口が99%を超えており、今後も下水道処理区域内人口、合併処理浄化槽人口、くみ取り人口の行政区域内人口に占める割合は、大きく変わらないものと考えられます。そこで、令和5年度の割合で推移すると想定し、処理形態別人口を以下のように推計します。

表 7-7 処理形態別人口

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
行政区域内人口（人）	165,787	165,479	165,171	164,863	164,555	164,247	163,938	163,030
処理区域内人口（人）	164,667	164,361	164,055	163,749	163,443	163,137	162,831	161,929
水洗化人口（人）	164,390	164,084	163,779	163,473	163,168	162,863	162,556	161,656
非水洗化人口（人）	277	277	276	276	275	274	274	273
処理区域外人口（人）	1,120	1,118	1,116	1,114	1,112	1,110	1,107	1,101
合併浄化槽人口（人）	674	672	671	670	669	667	666	663
くみ取り人口（人）	446	446	445	444	443	443	441	438
污水处理人口普及率（%）	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
行政区域内人口（人）	162,122	161,214	160,306	159,399	158,348	157,297	156,246	155,195
処理区域内人口（人）	161,027	160,125	159,223	158,322	157,278	156,234	155,191	154,147
水洗化人口（人）	160,755	159,855	158,955	158,055	157,013	155,971	154,929	153,887
非水洗化人口（人）	272	270	268	267	265	263	262	260
処理区域外人口（人）	1,095	1,089	1,083	1,077	1,070	1,063	1,055	1,048
合併浄化槽人口（人）	659	655	651	648	644	639	635	631
くみ取り人口（人）	436	434	432	429	426	424	420	417
污水处理人口普及率（%）	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7

2. し尿・浄化槽汚泥等の計画処理量

し尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たり排出量は、以下のとおりです。

表 7-8 し尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たり排出量(原単位)

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	備 考
し尿処理・浄化槽人口	人	1,706	1,573	1,570	1,449	1,400	—
し尿処理人口	人	372	349	569	960	725	—
合併処理浄化槽	人	1,334	1,224	1,001	489	675	—
し尿・浄化槽汚泥	kℓ	16,863	15,817	14,945	15,303	15,676	—
し尿	kℓ	13,135	11,759	10,706	11,172	11,269	—
浄化槽汚泥	kℓ	3,728	4,058	4,239	4,131	4,407	—
し尿・浄化槽汚泥原単位	ℓ/人日	27.0	27.5	26.1	28.9	30.6	29.8※
し尿	ℓ/人日	96.5	92.3	51.5	31.9	42.5	37.2※
浄化槽汚泥	ℓ/人日	7.6	9.1	11.6	23.1	17.8	20.5※

※令和4年度と令和5年度の2ヶ年の平均値

令和4年度から合併処理浄化槽人口の算出方法を変更したため、令和4年度と令和5年度の平均値、し尿 37.2ℓ/人日、浄化槽汚泥 20.5ℓ/人日を用いて、し尿と浄化槽汚泥の計画処理量を算出します。し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量は以下のとおりです。

表 7-9 し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量

	単位	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
し尿処理・浄化槽人口	人	1,397	1,395	1,392	1,390	1,387	1,384	1,382	1,374
し尿処理人口	人	723	723	721	720	718	717	716	711
合併処理浄化槽	人	674	672	671	670	669	667	666	663
し尿・浄化槽汚泥	kℓ	14,848	14,833	14,799	14,818	14,743	14,714	14,693	14,642
し尿	kℓ	9,817	9,817	9,790	9,803	9,749	9,735	9,722	9,680
浄化槽汚泥	kℓ	5,031	5,016	5,009	5,015	4,994	4,979	4,971	4,962
	単位	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
し尿処理・浄化槽人口	人	1,367	1,359	1,351	1,344	1,335	1,326	1,317	1,308
し尿処理人口	人	708	704	700	696	691	687	682	677
合併処理浄化槽	人	659	655	651	648	644	639	635	631
し尿・浄化槽汚泥	kℓ	14,532	14,448	14,364	14,326	14,189	14,098	14,000	13,940
し尿	kℓ	9,613	9,559	9,505	9,476	9,382	9,328	9,260	9,217
浄化槽汚泥	kℓ	4,919	4,889	4,859	4,850	4,807	4,770	4,740	4,723

第4節 生活排水処理に関する課題

1. 生活排水処理率

下水道による水洗化率が99%を超えており、また、処理区域内人口と合併処理浄化槽人口を合計した汚水処理人口普及率は、令和5年度では99.7%となっています。

これは、全国・全道平均と比べても高い水準となっています。

今後も99%以上の汚水処理人口普及率を維持するとともに、下水道処理区域内での非水洗化世帯に対しては、下水道への接続を促していく必要があります。

また、下水道処理区域外の非水洗化世帯に対しては、合併処理浄化槽への転換を促していきます。

2. 生活排水の適正処理への働きかけ

本市の汚水処理人口普及率は99%以上で推移していますが、地域の環境保全及び公衆衛生の向上を図るため、今後も適正な処理を継続していく必要があります。

3. 浄化槽の適正な維持管理の継続

浄化槽は、年1回の法定検査を受けるよう「浄化槽法」で規定されており、検査を受けていない世帯や事業者に対し、浄化槽の維持管理の改善について適切な指導をする必要があります。

第 5 節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

水質保全及び公衆衛生の向上を図るため、以下の 2 つを基本方針に掲げます。

基本方針 1：生活排水処理施設の整備の推進

公共下水道の整備を進める一方、地域特性を考慮した上で、生活排水の適正処理を推進します。

基本方針 2：環境負荷の低減を目指した普及啓発事業の推進

生活排水による環境負荷を低減するため、普及啓発を推進します。

2. 基本目標

令和 6 年度までの計画では、目標を汚水処理人口普及率 99.9%としており、平成 30 年度に 99.9%を達成し、令和 3 年度までは 99.9%以上で推移していましたが、令和 4 年度に合併処理浄化槽人口の算出方法を変更したため、令和 5 年度の汚水処理人口普及率は 99.7%となっています。

そこで、本計画では汚水処理人口普及率を 99.7%以上で維持することを目標とします。

目標値：汚水処理人口普及率 99.7%以上を維持

3. 処理主体

生活排水の処理主体は、現況と同じく、以下のとおりとします。

表 7-10 生活排水の処理主体

	対象物	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	各世帯
	浄化槽汚泥	市
くみ取り	し尿	市

4. 処理形態別人口

処理形態別人口は以下のとおりに設定します。

表 7-11 目標年度の処理形態別人口

	実績	前期目標	中間目標	後期目標
	R5	R11	R16	R21
行政区域内人口（人）	166,095	164,247	160,306	155,195
処理区域内人口（人）	164,973	163,137	159,223	154,147
水洗化人口（人）	164,695	162,863	158,955	153,887
非水洗化人口（人）	278	274	268	260
処理区域外人口（人）	1,122	1,110	1,083	1,048
合併浄化槽人口（人）	675	667	651	631
くみ取り人口（人）	447	443	432	417
污水处理人口普及率（％）	99.7	99.7	99.7	99.7

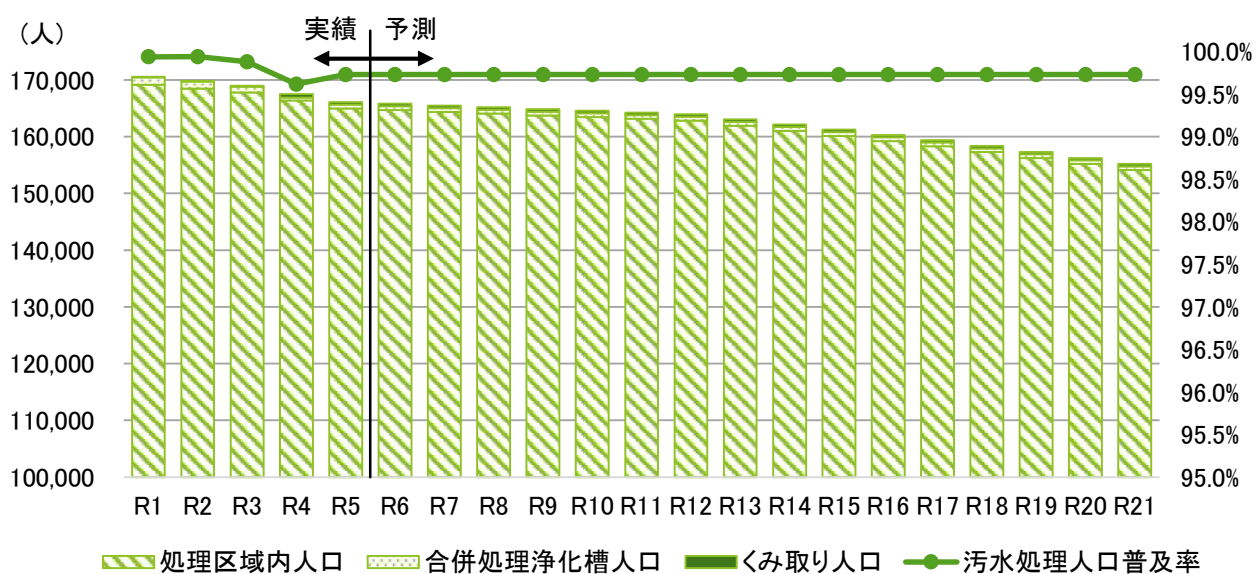


図 7-7 処理形態別人口

5. し尿・浄化槽汚泥等の計画処理量

し尿・浄化槽汚泥等の計画処理量の見込みは以下のとおりに設定します。

表 7-12 目標年度のし尿・汚泥の計画処理量

		(kℓ)			
		実績	前期目標	中間目標	後期目標
		R5	R11	R16	R21
し尿・浄化槽汚泥		15,676	14,714	14,364	13,940
し尿		11,269	9,735	9,505	9,217
浄化槽汚泥		4,407	4,979	4,859	4,723

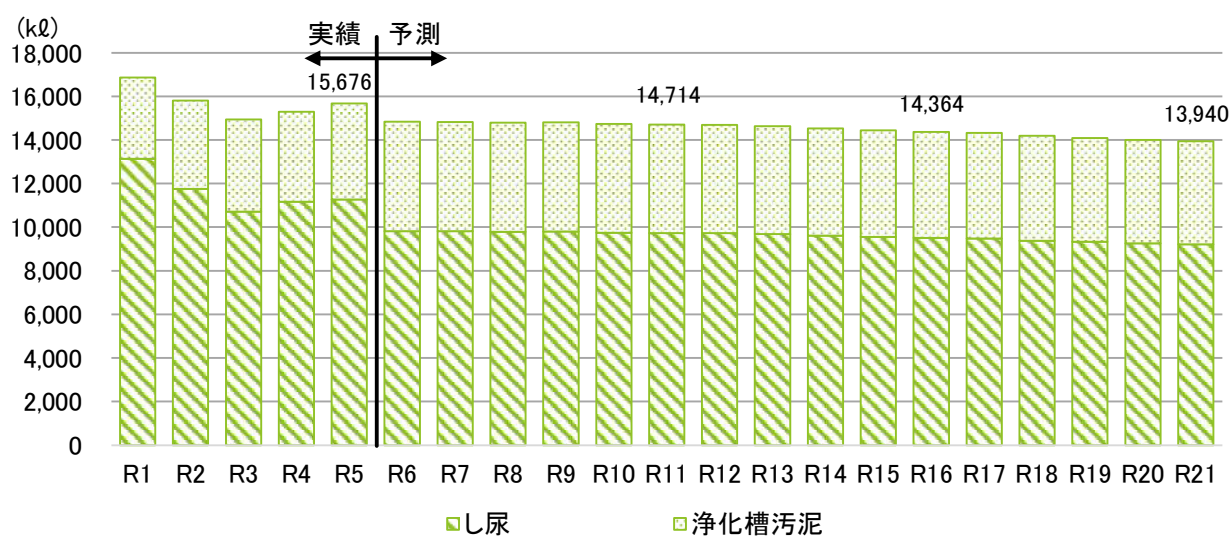


図 7-8 し尿・汚泥の計画処理量

6. 生活排水処理に関する施策



(1) 市・市民・事業者による環境負荷低減の推進

水質保全や公衆衛生の向上を図るためには、市民及び事業者がそれぞれに対策することが必要であり、市・市民・事業者の三者が協働で取り組みます。

(2) 生活排水の適正処理の推進

公共下水道等の整備を進める一方、適正な生活排水処理を目指すため、下水道処理区域内の非水洗化世帯に下水道への接続を勧めるとともに、下水道処理区域外の市民や事業者に対し、生活排水の適正処理についてPR活動を行い、合併処理浄化槽への転換を促すとともに、合併処理浄化槽等の個別処理施設の維持管理に対する指導や啓発活動を推進します。

7. し尿・浄化槽汚泥の処理計画



(1) 収集運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集区域は行政区域全域とし、今後の生活排水処理施設の整備や更新等に対して受入体制と調整を図りながら適切に対応します。

し尿収集は、民間事業者への業務委託を継続します。浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の引扱は、本市が許可した浄化槽清掃業者により行います。

(2) 処理計画

し尿・浄化槽汚泥は西町下水処理センター内において適正処理します。災害発生時や各種イベント開催時の仮設トイレからのし尿についても同様に適正な処理を行います。

(3) し尿処理の広域化施策

し尿・雑排水等処理施設は、昭和59年に投入槽を供用開始してから40年近く経過し、老朽化が進んでいるため、新たな処理施設整備計画を策定する必要があります。

また、建替えにかかる費用等を考慮し、近隣自治体との広域処理を視野に入れた施策の検討を行います。